

D 青森県防災ヘリコプター関係規程



目 次

1	青森県防災ヘリコプター運航管理要綱	D-1
2	青森県防災ヘリコプター緊急運航要領	12
3	青森県防災ヘリコプター緊急運航基準	17
4	青森県防災ヘリコプター臓器緊急搬送実施要領	22
5	青森県防災ヘリコプター安全管理要綱	28
6	青森県防災航空センターCRM実施要領	34
7	青森県防災航空隊ボイスプロシージャー実施要領	45
8	青森県防災航空隊活動要領（基本編）	46
9	青森県防災航空隊活動要領（山岳救助編）	56
10	青森県防災航空隊活動要領（水難救助編）	61
11	青森県防災航空隊活動要領（消火活動編）	64
12	青森県防災航空隊訓練実施要領	69
13	青森県防災航空隊訓練時安全管理マニュアル	72
14	青森県防災ヘリコプターの一般行政利用のための運航に関する取扱要領	79
15	青森県防災ヘリコプターの市町村防災訓練等への利用のための運航に関する取扱要領	83
16	広域航空消防応援受援マニュアル	89
17	青森県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画	100
18	青森県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊応援等実施計画	136
19	青森県防災ヘリコプター派遣職員取扱要綱	153
20	青森県防災ヘリコプター連絡協議会会則	160

1 青森県防災ヘリコプター運航管理要綱

目次

第1章	総	則	(第1条～第3条)					
第2章	運	航	体	制	(第4条～第12条)			
第3章	運	航	管	理	(第13条～第22条)			
第4章	安	全	管	理	(第23条～第24条)			
第5章	教	育	訓	練	等	(第25条～第29条)		
第6章	事	故	防	止	対	策	等	(第30条～第32条)
第7章	雑	則	(第33条～第34条)					
附	則							

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この要綱は、青森県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の運航管理等について必要な事項を定め、防災ヘリの安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

(他の法令との関係)

第2条 防災ヘリの運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定 義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防防災業務 防災ヘリを使用して行う災害応急対策活動、火災防御活動、救助活動、救急活動その他の消防防災活動に関する業務をいう。
- (2) 防災航空隊員 防災ヘリに搭乗し、消防防災業務に従事する消防保安課の職員をいう。
- (3) 防災航空隊 消防組織法第30条第3項の規定に基づき、前号の職員で編成する航空消防隊をいう。
- (4) 防災ヘリ等 防災ヘリ、防災ヘリ用装備品、消防防災業務用装備品その他の防災ヘリに必要な資機材をいう。
- (5) 運航計画 防災ヘリを効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。
- (6) 自隊訓練 防災航空隊員の基本技術及び応用技術の修得を図るために行う防災航空隊独自の訓練をいう。

第2章 運 航 体 制

(常駐基地)

第4条 防災ヘリの常駐基地は、青森県防災航空センター（以下「防災航空センター」という。）とする。

(総括管理者)

第5条 防災ヘリの運航に関する総括管理は、危機管理局長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航監督者及び運航責任者)

第6条 防災ヘリの運航管理に関する事務は、消防保安課長（以下「運航監督者」という。）が掌理する。

- 2 運航監督者は、防災ヘリの運航管理に関する事務を実施し、整理させるため、防災航空センターに所長（以下「運航責任者」という。）と、その事務を補佐するために必要な職員を置くものとする。
- 3 運航監督者は、消防防災業務に従事させるため、防災航空センターに必要な職員を駐在させるものとする。
- 4 運航責任者は、防災ヘリの出発の承認、消防防災業務の中止の指示その他の運航の管理に関する事務をつかさどるものとする。ただし、運航責任者が不在等の場合は、運航監督者がこれに代わるものとする。

(防災航空隊の設置)

第7条 消防防災業務を安全かつ効果的に遂行するため、第6条第3項の職員により防災航空隊を編成する。

- 2 防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置き、運航監督者がこれを指名する。

(隊長等の任務)

第8条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督する。

- 2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代理する。

(隊員の任務)

第9条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、防災ヘリの性能と災害等の状況に即応した消防防災業務に努めなければならない。

- 2 隊員は、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するように努めなければならない。

(防災ヘリに搭乗する者及び運航指揮者の指定)

第10条 運航責任者は、防災ヘリの運航に際して、あらかじめ搭乗する者を指定するとともに、搭乗を指定した隊長又は副隊長の中から運航指揮者を指定するものとする。

(運航指揮者の責務)

第11条 運航指揮者は、法第73条の規定及びその他関係法令により機長が行うこととされている業務を除き、搭乗者を指揮監督し運航の目的を適切に遂行するよう努めなければならない。

- 2 運航指揮者は、消防防災業務の遂行に当たっては、搭乗者の任務及び分担業務が適正に執行され、当該消防防災業務が安全かつ効果的に遂行できるよう努めなければならない。

(機長及び機長以外の操縦士の乗務要件)

第12条 運航責任者は、運航毎に、防災ヘリに搭乗する操縦士（法第28条の規定により防災ヘリを操縦することができる航空従事者を言う。）のうち、1名を機長に指定するものとする。

- 2 運航監督者は、防災ヘリの機長に必要な飛行経歴その他の要件を別に定めるものとする。
- 3 運航監督者は、第26条に定める訓練のために必要と認める場合には、機長以外の操縦士で定期運送

用操縦士又は事業用操縦士の資格（回転翼航空機に係るものに限る。）についての技能証明及び航空身体検査証明を有する者（以下「訓練操縦士」という。）を同乗させ操縦業務を行わせることができるものとする。

- 4 訓練操縦士の運航範囲は、自隊訓練及び消防防災業務のうち運航監督者が安全性を考慮して定める運航並びに一般行政活動等、特段の危険が想定されない運航とする。
- 5 訓練操縦士の飛行経歴その他の要件は前項とは別に定めるものとする。

第3章 運 航 管 理

（運航範囲）

第13条 防災ヘリは、次の各号に掲げる消防防災業務で、その特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められた場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 火災防御活動
- (3) 救助活動
- (4) 救急活動
- (5) 広域航空消防応援活動
- (6) 災害予防活動
- (7) 自隊訓練及び市町村等との消防防災訓練活動
- (8) その他総括管理者が必要と認めた活動

- 2 前項のほか、県が行う一般行政活動で特に防災ヘリによる活動が有効と認められるもの及び防災ヘリの点検整備に伴うものについて運航することができるものとする。
- 3 防災ヘリの運航の時間は、気象条件、点検整備等により運航できない場合を除き、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。

（運航計画）

第14条 防災ヘリの運航は、あらかじめ運航計画を定めて行うものとする（本計画に基づく運航を「通常運航」という。）。

- 2 運航計画は、青森県防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び青森県防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とし、それぞれ運航監督者が定めるものとする。

（防災ヘリの出発の承認）

第15条 防災ヘリの運航に当たっては、運航責任者の承認を得るものとする。ただし、防災ヘリの点検整備に伴う運航については、この限りではない。

- 2 運航責任者は、気象の状況、消防防災業務の内容及びその他の実施場所の状況等を可能な限り詳細に把握し、通常運航確認（承認）書（様式第3号）を作成の上、前項の承認の可否を判断するものとする。ただし、運航責任者が通常運航確認（承認）書を作成できない状況等にある場合には、これを防災航空隊員又は運航責任者の事務を補佐する者が作成し、運航責任者はその内容を確認の上、承認するものとする。
- 3 機長は、消防防災業務を行うため防災ヘリを運航しようとするとき、法第73条の2項に規定する承認のほか、運航指揮者による当該消防防災業務の目的、内容、現場の状況等に係る説明が終了した後に、防災ヘリを出発させるものとする。

- 4 消防防災業務を行うため防災ヘリを運航しようとするときは、運航責任者は、他の消防隊又は救急隊との連携に十分配慮するものとする。
- 5 運航責任者は、第1項における承認を行った場合は、それを運航監督者に報告するとともに、第2項で作成した通常運航確認（承認）書の内容について、確認を受けるものとする。

（緊急運航）

第16条 第13条第1項第1号から第5号及び第8号に規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、通常運航に優先する。

- 2 緊急運航の時間は、第13条第3項の規定にかかわらず運航責任者が別に指示するものとする。
- 3 運航責任者は、防災ヘリの通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、直ちに緊急運航に移行する旨を指示するものとする。
- 4 運航責任者は、緊急運航を行ったときは、速やかにその災害状況について、運航監督者を經由して総括管理者に報告しなければならない。
- 5 緊急運航に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

（市町村等との消防防災訓練及び一般行政活動）

第17条 第13条第1項第7号及び同条第2項に規定する運航に必要な事項は、別に定める。

（大規模災害時の運航）

第18条 県内で震度6弱以上の地震が観測された場合及び大津波警報が発表された場合などの大規模災害時の対応のため、青森県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置された場合は、同本部統括調整部の指揮下において、消防防災業務を行う。

- 2 前項の規定は、災害対策本部に準じて設置される災害対策連絡本部及び災害警戒本部に準用する。

（情報連絡及び報告）

第19条 運航指揮者は、防災ヘリの搭乗中に得た重要な情報等について、運航責任者を經由して運航監督者に報告しなければならない。

- 2 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第4号）を作成し、運航監督者に報告しなければならない。

（飛行場外離着陸場等）

第20条 運航監督者は、市町村と協議し、消防防災業務を円滑に遂行するため、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しなければならない。

（調査）

第21条 運航監督者は、県内の消防防災業務を実施することが見込まれる区域における以下の事項を調査し、その実態を把握しなければならない。

- (1) 地勢の状況
- (2) 消防防災業務を必要とする災害が発生するおそれのある場所並びにその地形及び気象の状況
- (3) 場外離着陸場、山林火災の消火に係る給水場所、燃料補給施設その他の施設整備状況、位置、構造及び管理状態
- (4) その他必要と認める事項

(関係機関との相互応援体制の確立)

第22条 総括管理者は、防災ヘリの整備点検中又は大規模災害時の消防防災業務に対処するため、ヘリコプターを保有する近隣道県及び消防機関等との航空消防防災に関する相互応援協定等を締結するなど相互応援体制の確立に努めるものとする。

第4章 安全管理

(運航上の安全管理)

第23条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める防災ヘリの運用限界等指定書に基づき、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

- 2 運航監督者は、消防防災業務の遂行に当たり、防災航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。
- 3 運航責任者は、消防防災業務を実施する現場の状況、気象の状況その他の消防防災業務に関する情報の収集を行い、必要に応じて機長及び運航指揮者にその情報を提供するとともに、消防防災業務を安全に実施することが困難であると認める場合には、機長及び運航指揮者に対し、消防防災業務を中止するよう指示しなければならない。
- 4 機長及び運航指揮者は、防災ヘリの運航中は、運航体制、周辺の気象状況及び地理的条件、防災ヘリの特性、操縦士の操縦技能等を踏まえ、安全管理に十分配慮し、必要に応じて消防防災業務の中止する判断を行うものとする。
- 5 機長及び運航指揮者は、消防防災業務を中止する判断を行った場合は、速やかにその旨を運航責任者に報告するものとする。
- 6 運航責任者は、第3項及び前項に基づき消防防災業務を中止した場合は、速やかにその旨を運航監督者に報告するものとする。

(防災ヘリ等の安全管理)

第24条 総括管理者は、法第19条第2項に基づいて、一定の資格を有する技術者が防災ヘリの安全性が確保されていることについて確認をしなければ、防災ヘリを航空の用に供してはならない。

- 2 運航責任者は、防災ヘリ等及び格納施設を適正に管理し、防災ヘリ等の性能を最大限発揮できる状態にしておかななければならない。

第5章 教育訓練等

(隊員等の教育訓練)

第25条 総括管理者は、防災航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設及び設備の整備を図り、安全性の向上及び防災航空隊員の資質の向上に努めなければならない。

- 2 運航監督者は、消防防災業務を安全かつ効果的に遂行するために、以下の自隊訓練等を計画的に実施しなければならない。
 - (1) 防災航空隊の安全性の確保及び資質の向上に資するための訓練
 - (2) 操縦士の操縦技能の習得維持に必要な飛行訓練及びシミュレーターを用いた緊急操作訓練
 - (3) 防災ヘリの安全かつ効率的な運航のために全ての利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置（CRM）を円滑に実施するための訓練
 - (4) 市町村等との消防防災訓練

(操縦士の養成訓練)

第26条 運航監督者は、計画を定めて必要な操縦士の養成訓練を行うものとする。

(操縦士の操縦技能の確認)

第27条 運航監督者は、操縦士の効率的な養成及び安全かつ確実な消防防災業務の実施に資するよう、毎年、操縦技能を確認しなければならない。

(教育訓練等基本計画)

第28条 運航監督者は、前3条を実施するにあたり、以下の事項について定めた教育訓練等基本計画を作成するものとする。

- (1) 教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
- (2) 教育訓練等に係る安全対策
- (3) 教育訓練等に必要な施設及び整備の整備計画
- (4) 教育訓練等に当たる指導者の確保及び養成のための対策
- (5) 前各号のほか、教育訓練等を効率的かつ安全に実施するために必要な事項

2 運航監督者は、毎年、教育訓練等基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

(教育訓練等実施計画)

第29条 運航監督者は、教育訓練等基本計画に基づき、毎年、以下の事項について定めた教育訓練等実施計画を作成するものとする。

- (1) 年間の教育訓練等の目標及び内容並びにその実施方法
- (2) 年間の教育訓練等の対象者
- (3) 年間の教育訓練等の時間数及び実施時期
- (4) 年間の教育訓練等を円滑に実施するために必要な事項

第6章 事故防止対策等

(捜索及び救助体制の確立)

第30条 総括管理者は、防災へりに係る事故（航空法第76条第1項各号に掲げる事故に限る。次条において同じ。）が発生した場合又は発生した疑いがある場合に備え、速やかに防災へりの捜索及び救助ができる体制を確立しておかなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第31条 運航指揮者は、防災へり搭乗中、防災へりの故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を講じ、その状況を運航責任者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

2 運航監督者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合は、前条の規定により直ちに所要の捜索救助活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第32条 総括管理者は、防災ヘリに係る事故が発生した場合には、国土交通大臣及び消防庁長官に速やかに報告しなければならない。

2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第7章 雑 則

(記録及び保存)

第33条 運航監督者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、消防防災業務に関する記録を整理しなければならない。

(その他)

第34条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(平成 7年3月22日制定)

(平成 16年3月 8日改正)

(平成 17年3月 28日改正)

(平成 27年3月 31日改正)

(平成 28年3月 28日改正)

(平成 31年3月 18日改正)

(令和元年10月11日改正)

(令和2年3月9日改正)

この要綱は、令和2年3月16日から施行する。

様式第 1 号

年度青森県防災ヘリコプター年間運航計画

月別	消防防災業務及び訓練			その他（一般行政活動等）				
	内 容	予定日	飛行予定時間	内 容	予定日	飛行予定時間	機体等の整備計画	備考

2 青森県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1 この要領は、青森県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第16条第5項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(緊急運航の基準)

第2 緊急運航は、別に定める基準に該当する場合に行うものとする。

(緊急運航の要請)

第3 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が消防保安課長（以下「運航監督者」という。）に行うものとする。ただし、臓器移植に伴う臓器の搬送については、この限りではない。

2 前項の要請は、消防保安課(防災航空センター)に対して電話等により次の事項を明らかにした後、速やかに青森県総合防災情報システム等により行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び災害の状況
- (3) 災害発生の現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 防災ヘリコプターが離着陸する飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要事項

3 防災航空センター所長（以下「運航責任者」という。）は、当該災害等の規模等に照らし特に緊急を要し、第一項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで緊急運航を行うことができる。

4 防災航空隊は、第一項に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体勢を整えなければならない。

(緊急運航の決定)

第4 運航責任者は、第3の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、緊急運航出動確認（承認）書（様式第1号）を作成し、出動の可否を決定するものとする（他の機関に応援を要請する場合を除く。）。ただし、運航責任者が作成できない状況等にある場合には、これを防災航空隊員又は運航責任者の事務を補佐する者が作成し、運航責任者（不在時にあっては運航監督者）の承認を得るものとする。

2 防災航空隊員は、前項の出動可否の結果を要請者に回答するとともに、運航責任者は速やかに運航監督者を經由して危機管理局長（以下「総括管理者」という。）に報告し、状況に応じ、県警察本部航空隊、自衛隊及び海上保安部等関係機関に通報するものとする。

3 運航責任者は、第一項で作成した緊急運航出動確認（承認）書の内容について、その都度、運航監督者の承認を受けるものとする。

(受入態勢)

第5 緊急運航を要請した市町村等の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じ、次の受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報 告)

第6 運航指揮者（要綱第10条に基づき指定された者をいう。）は、緊急運航を終了した場合には、速やかに活動の内容を運航責任者に報告するものとする。

- 2 運航責任者は、緊急運航を終了した場合には、速やかにその災害状況について、運航監督者を經由して総括管理者に報告するものとする。
- 3 運航指揮者は、緊急運航を完了した場合には、緊急運航報告書（様式第2号）により運航監督者に報告するものとする。
- 4 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第3号）により、運航監督者に報告するものとする。

(附 則)

（平成7年4月22日制定）

（平成12年3月21日改正）

（平成13年7月31日改正）

（平成16年3月8日改正）

（平成17年3月28日改正）

（平成28年3月28日改正）

（平成31年3月29日改正）

（令和2年2月14日改正）

この要領は、令和2年3月2日から施行する。

緊急運航報告書

1 要請活動種別	①火災 ②救助 ③救急 ④情報収集・輸送等 種別 ()		
2 要請市町村等名			
3 発生日時 (要請日時)	令和 年 月 日 () 時 分 (令和 年 月 日 () 時 分)	要請 方法	
4 発生場所			
5 事故概要及び 活動内容			
6 死傷者等	死者 計 名	負傷者内訳	重症 名
	負傷者 計 名		中等症 名 軽症 名
7 要救助者数	名	搬送人員	名
8 その他参考 となる事項			
9 現場出動人員	操縦士 名・整備士 名・隊員 名・地上隊 名	計	名
10 運航指揮者氏名			

災 害 状 況 等 報 告 書

1 要請市町村等名	
2 発 生 日 時	令和 年 月 日 () 時 分
3 発 生 場 所	
4 災 害 の 概 要	
5 対 応 状 況	(1) 経 緯
	(2) 出動機関、 人 員
	(3) 出動車両、 機 材 等
6 被 害 の 状 況	(死傷者、救助人員等)
7 そ の 他 参 考 と な る 事 項	(写真、被災状況図、活動状況図等)

3 青森県防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に行う。

- (1) 公共性 災害等から住民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
(災害対策基本法又は消防組織法に基づく活動)
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。(緊急に活動を行わなければ、住民の生命、身体及び財産に重大な支障が生じるおそれがある場合)
- (3) 非代替性 防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。(既存の資機材・人員等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

2 緊急運航の活動内容

防災ヘリコプターの緊急運航の活動内容は、次のとおりとする。

(1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察、情報収集

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で広範にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等災害広報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び警報・避難指示等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められる場合

エ その他

災害応急対策活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(2) 火災防御活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

イ 偵察、情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層建築物等の火災における救助

中高層建築物等の火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められ

る場合

イ 山岳遭難及び水難事故等における捜索・救助

山岳遭難及び水難事故等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助

高速自動車国道及び自動車専用道路上での事故で、救急車での収容、搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(4) 救急活動

ア 傷病者が事故又は急病等に起因して、重症が疑われる場合など、別紙1「救急活動出動判断フローチャート」に該当する場合

イ 緊急を要し、長距離の移動を伴う病院間の搬送の場合で、別紙2「高度医療機関への転院搬送基準」に該当する場合

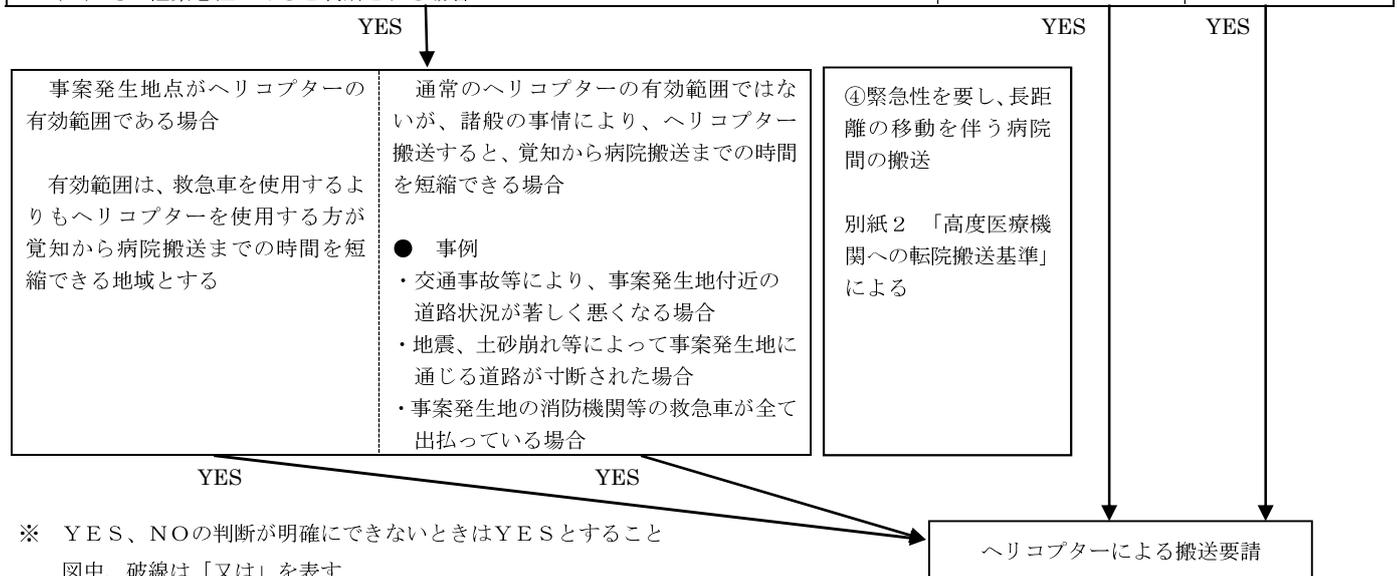
(5) その他

臓器の搬送について、公益社団法人日本臓器移植ネットワークから要請があり、事態の急迫性に鑑み防災ヘリコプターによる搬送を行う必要があると認められる場合（原則として他の緊急運航を優先することとし、防災ヘリコプターの業務に支障を生じない範囲で対応するものとする。）

救急活動出動判断フローチャート

救急事案の発生

①傷病者が事故又は急病等に起因して、次の1以上の場合に該当し、重症が疑われる場合	②絶対的地理的条件	③現場隊員の要請
<p><受傷原因等></p> <p>(ア) 自動車事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車からの放出 ・同乗者の死亡 ・自動車の横転 ・車が概ね50cm以上つぶれた事故 ・客室が概ね30cm以上つぶれた事故 ・歩行者もしくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故 <p>(イ) オートバイ事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時速35km程度以上で衝突した事故 ・ライダーがオートバイから放り出された事故 <p>(ウ) 転落事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3階以上(約10m)の高さからの転落 ・山間部での滑落 <p>(エ) 窒息事故</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溺水 ・生き埋め <p>(オ) 列車事故</p> <p>(カ) 航空機墜落事故</p> <p>(キ) 傷害事件</p> <p>(ク) 重症が疑われる中毒事故</p> <p><要救助者の現在の状態></p> <p>(ケ) バイタルサイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目を開けさせる(覚醒させる)ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激(つねる)を与えることを繰り返す必要がある(JCS30以上) ・脈拍が弱くてかすかにしか触れない、全く脈がない状態 ・呼吸が弱くて止まりそうな状態、速く浅い呼吸をしている状態、呼吸停止 ・呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなっている状態 <p>(コ) 外傷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・頭部、頸部、軀幹又は肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血 ・1ヵ所以上の四肢変形又は四肢(手指、足趾を含む)の切断 ・麻痺を伴う肢の外傷 ・広範囲の熱傷(からだのおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷) ・意識障害を伴う電撃症(雷や電線事故で意識がない) ・意識障害を伴う外傷 ・アナフィラキシーショック <p>(サ) 疾病</p> <ul style="list-style-type: none"> ・けいれん発作 ・不穏状態(酔っぱらいのように暴れる) ・新たな四肢麻痺の出現 ・強い痛みの訴え(頭痛、胸痛、腹痛) <p>(シ) その他緊急性があると判断される場合</p>	<p>左のような重症のものでなくとも、事案発生地では、ヘリコプターを使用すると、自動車又は船舶を使用するよりも30分以上(目安)搬送時間が短縮できる場合</p>	<p>現場隊員からの要請がある場合</p>



※ YES、NOの判断が明確にできないときはYESとすること
 図中、破線は「又は」を表す

(注) 救急活動においては救命率向上のため速やかな対応が求められることから、119番受信時や救急隊現場到着時等において、上記フローチャートに基づき、通信指令課員等が迅速に判断するものとする。

高度医療機関への転院搬送基準

(趣旨)

- 1 この基準は、青森県防災ヘリコプター緊急運航要領第2及び青森県防災ヘリコプター緊急運航基準2(4)の規定に基づく救急活動のうち、高度医療機関への転院搬送について、必要な事項を定めるものとする。

(要請基準)

- 2 高度医療機関への転院搬送に関する要請基準は次のとおりとする。

医療機関収容中の傷病者で高度医療機関での処置が必要となり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、救急車で搬送するよりも有効で、かつ医師が搭乗できる場合

(依頼)

- 3 防災ヘリコプターによる転院搬送を依頼する場合の手順は、次のとおりとする。

- (1) 医療機関が、防災ヘリコプターによる転院搬送を依頼するときは、様式第1号「防災ヘリコプターによる転院搬送に係る調査票」(以下「調査票」という。)により、必要な事項を記入して消防本部を通じ県(防災航空センター)に打診するものとする。

なお、特に緊急を要する場合は、口頭で調査項目内容を連絡することとし、その後調査票を作成した時点で速やかに送信するものとする。

- (2) 調査票により防災ヘリコプターによる転院搬送の必要が認められた場合、消防本部は、青森県防災ヘリコプター緊急運航要領第3に基づき、緊急運航の要請を行うものとする。

(連絡方法)

- 4 転院搬送における各機関との連絡方法については次のとおりとする。

- (1) 転院搬送に係る連絡調整、情報収集については、原則として要請元消防本部が行うものとする。

ただし、特に緊急を要する場合等は、必要に応じ県(防災航空センター)が調査票に記載されている医師及び関係者と直接、電話連絡等により行うことができるものとする。

- (2) 飛行中の防災ヘリコプターと各医療機関との連絡は、消防本部又は防災航空センターが消防無線を介して電話等で中継連絡することとする。

(搭乗者)

- 5 搬送の際には、原則搬送元又は搬送先の医師が搭乗することとする。その他の搭乗者については、搬送する傷病者の容態等を考慮し、状況に応じて運航指揮者が判断するものとする。

なお、防災ヘリコプターは、傷病者の引継ぎを行った後、次の出動に備えて、防災航空センター等の駐機場に速やかに帰投する必要があることから、原則として傷病者引渡し後、医師等搭乗者の帰路の搭乗は認めない。

ただし、医師同士の引継ぎが即時に完了する場合(防災ヘリコプターが搬送先に着陸後、傷病者を引渡し帰投準備が終了するまでに要する時間程度)は、防災航空センター(青森空港)まで搭乗することができるものとする。

(資器材)

- 6 医師等の機内に持ち込む資器材で電源の必要なものについては、原則予備バッテリーを携行するものとする(防災ヘリコプター機内電源の容量は5A・100V 2口)。

なお、除細動器については、防災ヘリ計器類への影響がないことを検証した機種を選定するものとし、機内での使用は機長承認の上行うものとする。

防災ヘリコプターによる転院搬送に係る調査票 月 日 時 現在

1. 搬送要請 医療機関	医療機関名		担当医直通病院電話				
	担当医師名		担当医携帯電話				
2. 搬送先 医療機関	医療機関名		担当医直通病院電話				
	担当医師名		担当医携帯電話				
3. 確認事項	<input type="checkbox"/> 医師同士の連絡	<input type="checkbox"/> 医師等帰院の手段(基本ヘリコプターでの帰院は不可)					
4. 搬送基準	<input type="checkbox"/> 転院搬送緊急性	<input type="checkbox"/> ヘリの有効性(陸路困難)	<input type="checkbox"/> 高度医療機関での処置必要性				
5. 希望 搬送日時	月 日 時 分		病院 出発・到着				
	搬送不可時の対応	月 日 延期 又は 当日代替 手段(JR・救急車・航空機)					
6. 対象者 情報	氏名	(フリガナ)		年 月 日生			
				(男性・女性) 歳			
	住所						
	体型・荷物	身長	cm	手荷物サイズ 幅×奥行×高さ(cm)	重量(kg)		
		体重	kg				
	傷病名						
処置状況							
環境対応	<input type="checkbox"/> 気圧変化問題なし(約5%気圧低下)		<input type="checkbox"/> ヘリの振動・騒音による病態への影響なし				
7. 機内持込 医療器材	資器材名	容量	重量(kg)	電源	内部(使用時間)		
		幅×奥行×高さ(cm)			外部(アンペア数)		
※機内電源:100V5A×2口。5Aを超えなければ分配可能。							
8. 医師 看護師 家族等 搭乗者情報	氏名	生年月日	年齢	職業又は 続柄	体重(kg)	手荷物サイズ 幅×奥行×高さ(cm)	重量(kg)
9. その他							

搬送先消防本部との調整事項

搬送先場外 離着陸場等	場外離着陸場(口消防から管理者への連絡)	配備車両	コールサイン	
			無線種別	主運用波・統制波

青森県防災航空センター TEL017-729-0355

FAX017-729-0377

4 青森県防災ヘリコプター臓器緊急搬送実施要領

(趣旨)

第1 この基準は、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）及び「臓器の緊急搬送について（平成11年2月23日付け消防救第45号消防庁通知）」に基づき、青森県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）による緊急搬送を行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(緊急搬送の基準)

第2 臓器の搬送は、青森県防災ヘリコプター運航管理要綱（平成7年3月22日。以下「要綱」という。）第13条第1項第8号に定めるその他総括管理者が必要と認めた活動として、青森県防災ヘリコプター緊急運航要領（平成7年4月22日。以下「緊急運航要領」という。）第2に定める緊急運航基準により行うものとする。

2 緊急搬送は、次の表に掲げる臓器について防災ヘリによる搬送が有効と考えられる場合に行う。

臓器	搬送許容時間（搬送に費やすことのできる時間）
心臓	2～3時間
肺	6時間
肝臓、小腸	10時間
腎臓、膵臓	22時間

(緊急搬送の要請)

第3 緊急搬送の要請は、公益社団法人日本臓器移植ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）が危機管理局消防保安課長（以下「運航監督者」という。）に対して行うものとする。

2 前項の要請は、青森県防災ヘリコプター臓器緊急搬送出動要請書（様式第1号）の青森県防災航空センターへの送付により行うものとする。

3 前項の要請を受けた運航監督者は、その内容等を統括管理者に報告する。

(緊急搬送の決定)

第4 防災航空センター所長（以下「運航責任者」という。）は、第3の要請を受けた場合には、搬送活動内容及び気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、運航指揮者に必要な事項を指示するとともに、ネットワークにその旨を回答しなければならない。併せて、運航責任者は、前項の出動の可否の結果を速やかに運航監督者に報告するものとする。

2 ネットワークは、運航責任者から防災ヘリによる搬送を受諾する旨の回答があった場合は、運航時間、臓器の引継ぎ及び搬送先等について、青森県防災航空隊と調整するものとする。

(搬送要領)

第5 臓器の引継ぎ場所及び搬送先は、原則としてネットワークから指定された場所とする。ただし、当該場所への離着陸に支障がある場合又は臓器搬送活動の遅延を招くおそれがある場合、運航指揮者

は、気象状況、周辺環境等を考慮し、適当な引継ぎ又は搬送場所を選定のうえ、ネットワークに進言する。

2 運航監督者は、必要に応じて離着陸場所を管轄する消防本部等に協力を依頼（様式第2号）するものとする。

（搬送活動の始期及び終期）

第6 緊急搬送活動は、ネットワークから要請を受け出動する旨を回答した時から始まり、防災ヘリがネットワークにより指定された場所への臓器搬送後、青森県防災航空センターに帰着した時に終了とする。

（報告）

第7 運航指揮者は、緊急搬送を終了した場合には、緊急運航要領第6条第3項の規定により、速やかに運航監督者に報告しなければならない。

（交付金）

第8 防災ヘリにより臓器の緊急搬送を行った場合は、青森県は社団法人日本臓器移植ネットワーク臓器搬送交付金交付規程（平成11年2月16日）に基づき、ネットワークに対して搬送に要した費用を請求するものとする。

（緊急搬送不能時の対応等）

第9 第3に定める緊急搬送の要請については、「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定」に定める応援要請及び「ヘリコプターの運用に関する覚書」に定める相互協力の対象事項に該当しないものとして取り扱う。

2 防災ヘリが運航休止中又は他の緊急運航等により、第3に定める緊急搬送の要請に対応できない場合等において、ネットワークが青森県警察ヘリコプターによる臓器の緊急搬送を要請する場合に備え、ネットワークから得た情報は青森県警察航空隊と共有するものとする。

（その他）

第10 この要領によりがたい事案が発生した場合は、別途、関係機関と協議し、決定するものとする。

附則

この要領は令和元年 7月 3日から施行する。

この要領は令和2年 3月16日から施行する。

様式第1号

青森県防災ヘリコプター運航監督者
 青森県危機管理局 消防保安課長 殿

要請者 (公社) 日本臓器移植ネットワーク
 ○○ ○○

青森県防災ヘリコプター臓器緊急搬送出動要請書

要 請 日 時	年 月 日 () 時 分 発信者 ○○ ○○		
防災ヘリコプター 使 用 理 由			
搬 送 臓 器			
臓器提供施設 (必要に応じて記載)	引き継ぎ責任者	○○	○○
	緊急時連絡先	○○	○○
臓器移植実施施設 (必要に応じて記載)	引き継ぎ責任者	○○	○○
	緊急時連絡先	○○	○○
搬送(希望)日時	年 月 日 () 時 分 発		
搬 送 経 路	(臓器引継ぎ場所) → (搬送先)		
搭 乗 医 師 等	職	氏 名	体重 (k g)
機 内 持 込 物	名称	大きさ (c m) (縦×横×高さ)	重量 (k g)
担 当 コーディネーター	1	○○ ○○	電話 :
	2	○○ ○○	電話 :
そ の 他			

青森県防災航空センター 電 話 : 0 1 7 - 7 2 9 - 0 3 5 5
 F A X : 0 1 7 - 7 2 9 - 0 3 7 7

殿

青森県防災ヘリコプター運航監督者
青森県危機管理局消防保安課長

青森県防災ヘリコプターによる臓器搬送に伴う協力依頼について

このことについて、 年 月 日に公益社団法人日本臓器移植ネットワークから、防災ヘリコプターによる臓器の緊急搬送要請があったため、下記の内容について御協力くださるようお願いいたします。

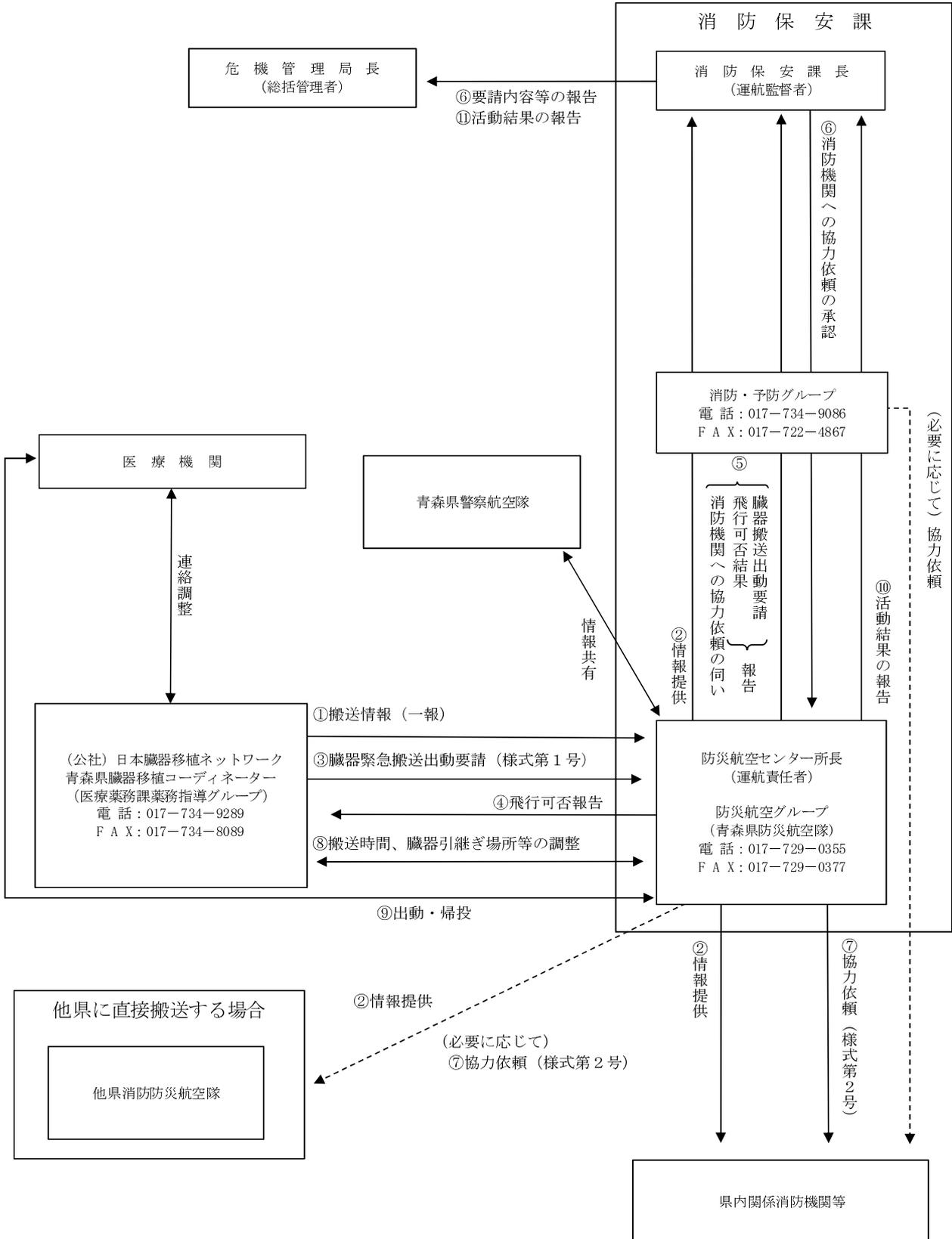
記

- 1 搬送（予定）日 年 月 日
- 2 搬送経路 「(臓器引継ぎ場所)」から「(臓器搬送先)」まで
- 3 依頼内容

青森県内の臓器提供施設と臓器引継ぎ場所

臓器提供施設	臓器引継ぎ場所	管轄消防本部
青森県立中央病院	青森県立中央病院 ドクターヘリヘリポート	青森地域広域事務組合 消 防 本 部
弘前大学医学部附属病院	弘前大学医学部附属病院 屋 上 へ り ポ ー ト	弘前地区消防事務組合 消 防 本 部
八戸市立市民病院	新井田川水防センター 水 防 へ り ポ ー ト	八戸地域広域市町村圏事務組合 消 防 本 部
日本赤十字社 八戸赤十字病院	馬淵川水防センター 水 防 へ り ポ ー ト	

臓器緊急搬送に係る連絡体系



5 青森県防災ヘリコプター安全管理要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森県防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「運航管理要綱」という。)
第23条に定める安全管理に関して、青森県防災ヘリコプター(以下「防災ヘリ」という。)
の安全運航及び青森県防災航空隊員(運航管理業務委託業者を含む。以下「航空隊員」と
いう。)の安全確保について必要な事項を定めるものとする。

第2章 基本方針

(安全管理の基本方針)

第2条 防災ヘリの運航に関わる航空隊員は、その役割に応じた任務を的確に遂行し、防災
ヘリの安全運航及び航空隊員の安全確保に関し、万全を期すものとする。

2 防災ヘリの運航における安全管理については、航空機の運航に係る関係法令を遵守する
とともに、一つの問題が防災ヘリの運航や航空隊員の安全を脅かすことがないように、常に
複数の安全確保対策を講じるものとする。

3 防災航空隊においては、常に、航空隊員相互の意思疎通を図り、チームワークの向上・
保持に努めるとともに、防災ヘリの安全運航及び航空隊員の安全確保の周知と認識の統一
を図り、組織としての安全管理を徹底するものとする。

(関係機関との連携)

第3条 防災ヘリの運航は、消防機関など関係機関との緊密な連携の下に、安全かつ効果的
に実施しなければならない。

第3章 活動要領

(活動要領等の整備及び遵守)

第4条 防災ヘリの運航は、運航管理要綱第13条に規定する消防防災業務の中から必要と認
めるものについて、活動手順、使用する装備及び資器材、安全確保対策等を明らかにした
活動要領、活動基準、マニュアル等(以下「活動要領等」という。)を整備し、これを遵
守して行うものとする。

(活動要領等の充実)

第5条 消防保安課長(以下「運航監督者」という。)は、最新の安全に関する技術や関係
法令、事例等を積極的に収集・分析し、航空隊員に周知するとともに、活動要領等を定期
的に見直すなどその充実を図り、防災ヘリの安全運航及び航空隊員の安全確保の向上に努
めるものとする。

第4章 運航前の安全管理

(事前の安全確認)

- 第6条 運航指揮者(運航管理要綱第10条に基づき指定された者。以下本要綱において同じ。)は、防災ヘリの運航計画(フライトプラン(訓練計画を含む。))が活動要領等に適合しているか確認し、安全の確保に疑義がある場合には、計画を修正するものとする。
- 2 運航指揮者は、防災ヘリの運航に当たり、機体、使用する装備及び資器材、気象状況、離着陸場、運航重量など、運航の安全が確保されていることを確認しなければならない。
 - 3 運航指揮者は、運航に関わる航空隊員等に対し、ブリーフィング等を行い、活動内容や装備、資器材の状況、航空隊員等の健康状態を確認し、安全の確保に疑義がある場合には、是正措置を講じるものとする。
 - 4 防災航空センター所長(以下「運航責任者」という。)は、青森県防災ヘリコプター緊急運航要領(以下「緊急運航要領」という。)第4に定める緊急運航の決定のため、第2項の安全が確保されていることを確認のうえ、出動の可否を決定しなければならない。
 - 5 運航責任者は、前項に定める安全が確保されていないと認める時は、防災ヘリを運航してはならない。

(航空隊員の健康管理)

- 第7条 航空隊員は、日頃から健康管理に努めるとともに、厳正な規律と心身の錬成を図るものとする。
- 2 運航指揮者は、航空隊員がこれらの不良のため安全管理に支障が生じるおそれがあると判断した場合は、防災ヘリの運航その他の活動に従事させてはならない。

(飲酒による事故防止)

- 第8条 運航責任者は、原則としてアルコール濃度の程度にかかわらず体内にアルコールを保有する状態の航空機乗組員(航空機に乗り組んで航空業務を行う者をいう。以下同じ。)及び運航管理要員(常駐基地内等で運航管理業務を行う者をいう。)を航空業務等に従事させてはならない。
- 2 次に掲げる場合に該当する航空機乗組員は、酒精飲料の影響により正常な運航ができないおそれがある状態のため、航空業務等を行わないこととし、航空消防活動を行う航空隊員及び運航管理業務を行う運航管理要員についても同様に取り扱う。
 - (1) 身体に血液1リットルにつき0.2グラム以上又は呼気1リットルにつき0.09ミリグラム以上のアルコール濃度を保有している場合。
 - (2) 酒精飲料の影響により、反応速度の遅延など航空機の正常な運航及び航空消防活動等ができないおそれがあると認められる場合。
 - 3 航空機乗組員及び航空隊員並びに運航管理要員(以下「航空機乗組員等」という。)は、飲酒後8時間以内に航空業務及び航空活動等を行ってはならない。
 - 4 航空機乗組員等は、勤務開始前に別に示す要領によりアルコール検査を行うものとする。
 - 5 運航責任者は、航空機乗組員等の飲酒対策に関連する全ての職員に対し、アルコールに

関する教育を定期的実施するものとする。

(装備及び資器材の安全管理)

第9条 航空隊員は、防災ヘリの運航に関する装備及び資器材について、常に良好かつ安全に使用できる状態にしておかなければならない。

第5章 運航時の安全管理

(運航時の安全確保)

第10条 航空隊員は、搭載資器材の固縛等を行い、機内での安全を確保するとともに、飛行中及び目標接近時において、他の航空機や運航上の障害物がないか周囲をよく監視し、これらを発見した場合は、速やかに機長に報告しなければならない。

(搭乗者の安全確保)

第11条 運航指揮者は、防災ヘリに搭乗する者(航空隊員以外の搭乗者を含む。)に対して、自己確保の設定又はシートベルトを装着するなど機内での安全を確保するとともに、搭乗中においては、指示に従うよう監督しなければならない。

2 運航指揮者は、搭乗者の状況に気を配り、搭乗者の安全確保に努めなければならない。

(地上における安全確保)

第12条 運航指揮者は、防災ヘリの運航において、地上における安全を確保するため、安全管理員等を地上航空隊員から指名するなど、必要な措置を講じなければならない。

(運航状況の常時把握)

第13条 運航責任者は、防災ヘリの運航に当たっては、ヘリコプター動態管理システムにより、防災ヘリの運航の状況を常時把握しなければならない。

第6章 運航後の安全管理

(事後検討会による安全確認)

第14条 運航指揮者は、防災ヘリの運航終了後に事後検討会(デブリーフィング)を開催し、航空隊員等の健康状態の確認を行うとともに、運航又は安全確保上の問題点の有無、改善点等を検討し、安全確保対策の向上及び充実に努めるものとする。

第7章 教育

(安全教育の実施)

第15条 運航責任者は、安全に関する知識・技術の向上と意識の高揚を図るため、計画的に安全研修を実施するものとする。

2 安全教育は、航空隊員の任務及び状況に応じて計画的に実施するとともに、必要に応じて、部外教育等へ参加、外部講師を招いての研修会の開催など積極的に行うものとする。

第8章 安全点検

(安全点検の実施)

第16条 運航責任者は、定期的に安全点検を実施し、防災へりの安全運航及び航空隊員の安全確保の状況について確認し、必要に応じて適切な安全対策を講じるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年 9月 7日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月17日から施行する。

この要綱は、令和 2年 3月16日から施行する。

青森県防災航空隊 航空機乗組員及び航空隊員のアルコール検査実施要領

1 検査方法

- (1) 航空機乗組員等は、アルコール検知器を使用し、当日の業務開始前にアルコール検査を行うことにより、酒気帯びの有無を確認すること。
- (2) 検査にあたり、不正（なりすまし、すり抜け等）を防止するため、運航責任者又は運航責任者が適切と認めた者が立ち会い、検査が適切に行われていることを確認する。

2 検査結果の記録及び保存

アルコール検査の結果（日時、測定者及び立ち会い者の氏名、測定値等）は、別紙様式に記載し、1年間保存すること。

3 アルコール検知器の基準

検査に使用するアルコール検知器は以下の仕様を満たすこと。

- (1) 一定の呼気量をもとにアルコール濃度を測定し、数値を表示できること。
- (2) 表示するアルコール濃度の数値の単位は、0.01mg/l以下であること。
- (3) 使用するアルコール検知器は、製造業者の定めに従い適切に管理・運用されているものであること。

様式

運航責任者	事務担当

アルコール検査記録表

検査年月日 年 月 日

立会者氏名

印

職	測定者	測定時間	測定値	備考欄
		時 分	m g / L	
		時 分	m g / L	
		時 分	m g / L	
		時 分	m g / L	
		時 分	m g / L	
		時 分	m g / L	
		時 分	m g / L	
		時 分	m g / L	
		時 分	m g / L	
		時 分	m g / L	
		時 分	m g / L	
		時 分	m g / L	
		時 分	m g / L	
		時 分	m g / L	
		時 分	m g / L	

本記録表は、作成後1年間保存すること。

検査は、原則として運航責任者又は運航責任者が適切と認めた者が立会のうえ実施し、確認印を押印すること。ただし、両者不在の場合は運航指揮者が検査するものとする。その場合、運航指揮者の検査にあっては、運航指揮者以外の者が確認するものとする。

6 青森県防災航空センターCRM実施要領

(目的)

第1 この要領は、青森県防災航空センター（以下「航空センター」という。）に勤務する航空隊員、運航管理業務受託事業者（以下「航空隊員等」という。）及び県職員が行う防災ヘリコプター「しらかみ」（以下「防災ヘリ」という。）の安全かつ効率的な運航を達成するために必要な事項を定め、ヒューマンファクターに起因する事故を未然に防止することを目的とする。

(人員の意義)

第2 この要領において、使用する人員の意義は、次に定めるところによる。

- (1) クルー
航空隊員等のうち、防災ヘリ運航時、防災ヘリに搭乗及び運航に関わる者をいう。
- (2) 運航責任者
県職員のうち、防災ヘリの出動の可否、消防防災業務の中止の指示、その他の運航の管理に関する事務を行う者をいう。
- (3) 運航指揮者
防災ヘリに搭乗して航空法その他の関係法令の規定により機長が行うものとされている業務を除き、搭乗隊員を指揮監督する者をいう。
- (4) 搭乗隊員
防災ヘリに搭乗して消防防災業務等を行う隊員をいう。
- (5) オペレーター
搭乗隊員のうち、消防防災業務等を円滑に活動するため、運航計画の作成及び活動全般の進行を行う者をいう。
- (6) グランド隊員
航空隊員等のうち、飛行前の準備や航空センターから飛行中の防災ヘリの運航支援を行う隊員をいう。
- (7) 機長
飛行に関わる航空法上の責任者で、防災ヘリを操縦する者をいう。
- (8) 副操縦士
機長の操縦業務を補佐する者をいう。
- (9) 整備長
防災ヘリ及び装備品等に関する状態を管理し、飛行可能状態を整える責任者をいう。
- (10) 整備士
飛行前点検から飛行後点検までの整備作業を担当する者をいう。
- (11) 運航管理（運航安全管理者）
防災ヘリの安全飛行に関わる情報、気象、航空情報（ノータム）等をクルーに周知するとともに、フライトプラン等について航空局等と調整を図り、運航責任者、運航指揮者及び機長と飛行の可否判断に積極的に係わる者をいう。
- (12) ファシリテーター（CRM指導員）
当該要領に基づき、航空隊員等に対しCRM訓練を実施する者をいう。

(用語の意義)

第3 この要領において、使用する用語の意義は、次に定めるところによる。

(1) CRM (「シーアールエム」クルーリソースマネジメント)

人間の行動に関わるヒューマンファクターの研究をベースとして、航空事故防止対策の重要な柱となっている概念の一つで、「安全かつ効率的な運航のために利用可能な人員、資機材及び情報を効果的に活用する措置」をいう。

(2) ヒューマンファクター

人間、組織、機械、設備などで構成されるシステムの安全性に影響を与える人間側の要因(以下「人的因子」)をいう。

(3) ヒューマンエラー

本人の意思に反して周囲の人間、組織等の期待とは異なる結果を生んだ人間の行動をいう。

(4) スレット

「業務量の多さ」「時間的重圧」「上司のプレッシャー」「疲労」「ストレス」などの人的要素と、「悪天候」「高密度高度でのホバリングオペレーション」「他のクルー等のミス」などの環境的要素によるエラーを誘発する要因、又は発生する可能性を高める要因をいう。

(5) TEM (「テム」スレットアンドエラーマネジメント)

チーム内における適切な行動により、複雑な運航環境の中でリスクを最小化し、不安全要素を予測、認識、回避及び回復しながら安全マージンを確保するためのスレットマネジメントやエラーマネジメントの総称をいう。

(6) タイミング (時期)

活動における一連の流れの中でブリーフィングを行う節目をいう。

(7) ブリーフィング

各クルー及び運航責任者からの意見を聴取し、クルー全員が飛行の内容について誤解なく理解するために、タイミング毎に行う飛行内容や活動方針の主な内容を確認することをいう。その種類は、別紙1のとおりとする。

(8) 発唱

クルーに対して自分の意思や情報が伝わるよう口頭や手の合図で伝えることをいう。

(9) 応答

発唱した者に対して受け手が意思を返答すること、重要な部分については復唱することをいう。

(10) モニター

相手の手順や行動の異常を相手に伝えるための監視をいう。

(CRMスキル)

第4 航空隊員等は、CRMを実践するために、次に掲げる能力(以下「CRMスキル」という。)を理解し、身に付け、実践できるよう訓練するものとする。

(1) 状況認識

自分を取り巻く状況から自身に関係する情報を知覚し、その意味を理解し、航空機内外で起こっている事象を認識・分析し、その後の変化を予測するスキル。

(2) 意思決定

意思決定のプロセスに必要な問題を特定し、それに対する解決案を考え、決定後の行動を振り返るスキル。

(3) ワークロードマネジメント

作業を適切かつ効率的に実施するため、オーバーロード（作業過多）又はアンダーロード（作業効率の低下）の状態に陥らないように作業及び人間を管理し、ワークロード（作業量）が集中しすぎないように各クルーのパフォーマンスレベルを一定以上に維持・管理するスキル。

(4) チーム形成

各クルーの協調的・適応的な活動を導きチームとして所望の結果を得るため、クルーが安全を最優先に、任務遂行上高い能力を発揮できるチームを形成・維持するスキル。

(5) コミュニケーション

送り手と受け手の双方向の情報交換を確実に伝達することであり、運航に関する情報、意思、意見等を誤解のないように明確に伝えるスキル。

(スレットマネジメント)

第5 クルーは、スレットを減少させるため、次の対策に努めるものとする。

(1) スレットの発見

常にスレットを認識し、自身に及ぼす影響を予測するように努めること。

(2) スレットの回避

自分自身がスレットに陥らないよう自己管理し、協働的な心理的距離を適切に保つように努めること。

(3) スレットに囚われない冷静な行動

突発的な事態に直面した場合、スレットへの一点集中を避け、適切な優先順位付けや業務分担を行い、スレットに左右されない冷静な行動に努めること。

(安全運航のための組織体制)

第6 航空センターは、県職員、航空隊員及び運航管理業務受託事業者で組織されていることから、「チーム」として安全運航体制を構築するために、相互に尊重し理解を深め、信頼関係を構築し「チームワーク」の向上により、ヒューマンエラーによる事故防止を徹底しなければならない。

(クルー間における遠慮の回避)

第7 安全運航という共通の目的に対してすべてのクルーは対等であることから、各クルーは、安全運航に支障をきたすと認められる場合、又はその恐れがある場合は、ためらうことなく意見・提案等を行わなければならない。

(ブリーフィングによる認識の共有)

第8 オペレーターを中心に、業務開始又は緊急運航要請時 (First)、離陸前後 (Mission)、現場到着 (Entry)、現場離脱 (Mid)、帰投時 (Final)、随時 (Temporary) など、各タイミングにおいて、安全運航に資するブリーフィングを適時適切に行い、安全な消防防災業務等の実施に必要な事項について、クルーへの周知及びクルー間の認識共有に努めなければならない。なお、各ブリーフィングの実施にあたっては別紙1を参考に行うものとする。

(発唱と応答の実施)

- 第9 行動を起こそうとするクルーは、発唱又は手の合図により他のクルーに行動の意思を知らせるものとする。その後、行動しないことを決心したときも同様とする。これらの発唱に対して受け手となるクルーは、発唱又は手の合図により応答するものとする。
- 2 飛行中機内において、受け手となるクルーが2回の発唱に対して応答がない場合、発唱者は、受け手のクルーの体に直接触れ、手と声で意思を伝達しなければならない。
 - 3 各活動における発唱及び応答の手順は、別に定める「ボイスプロシージャ」によることを原則とする。

(機内外の見張りの実施)

- 第10 各クルーは、安全確保のため機内外の見張りの義務を有し、不安全要素等を発見した場合は、時機を逸せずその都度対象物の方向と内容を他のクルーに伝えなければならない。
- 2 クルーが一時的に見張りを行えなくなる場合は、必ず他のクルーにその旨を伝えなければならない。

(モニターの実施)

- 第11 各クルーは、お互いをモニターし、活動に対する理解や活動方針等に不安が生じたときは、時機を逸せず相互の認識を確認しなければならない。

(ファシリテーター)

- 第12 ファシリテーターは、隊長及び副隊長（2年目）と機長の3名をもって充てるものとする。
- 2 ファシリテーターは、航空隊員等のCRMスキル維持・向上のために、年間を通じてCRM教育訓練を実施する。

(CRM教育訓練の構成)

- 第13 ファシリテーターが実施するCRM教育訓練は、以下のとおりとする。
- (1) 導入訓練
新任航空隊員に対し、CRMの重要性と取組み姿勢に重点を置いた訓練
 - (2) 定期訓練
航空隊員等に対し、CRMの定着・スキル向上のために行う訓練

(CRM教育訓練の内容等)

- 第14 第13に定める各訓練は以下のとおりとする。
- (1) 導入訓練
 - ア 訓練の対象者は、県内消防本部から航空隊員として派遣が予定されている者とする。
 - イ 実施時期は、新隊員教育訓練期間中とし、訓練に係る時間は、2時間以上とする。
 - ウ 訓練の内容
 - (ア) CRMの重要性についての講義
 - (イ) CRMの観点から参考となる過去の航空機事故等の事例検証
 - (ウ) コミュニケーションと搭乗員の連携の重要性についての講義

(2) 定期訓練

ア 訓練の対象者は、航空隊員等とする。

イ 訓練の実施は、年1回以上とし、訓練に係る時間は、1時間以上とする。

ウ 訓練の内容

(ア) 導入訓練内容の復習

(イ) CRMの日常の運航への適用訓練

(CRM教育訓練の方法)

第15 第14に掲げる訓練の方法は、以下に定める方法を適切に組み合わせて行うものとする。

なお、本訓練については、全国航空消防防災協議会専門委員会CRMガイドブックを参考に行うものとする。

(1) クリティーク（振り返り）

飛行後にCRMクリティーク（振り返り）シート（別紙2）を用いて制限時間を設定し、その時間内でCRMにおけるチームの振り返りを行う訓練。

(2) ディスカッション

宿直室（豊部屋）などで運航中の映像や写真、乗員の機内の交話内容をもとに、CRMにおけるポイントを抽出する訓練。

(3) LOFT（ロフト）

機長や運航指揮者の運航判断に負荷を与え、その判断要素をチームで振り返るシミュレーション（ロールプレイング）訓練。

(CRM教育訓練の評価に関する留意点)

第16 CRM教育訓練は、クルーのチームとしての能力に着目するものであり、個人の合否の判定に結び付くような評価を必要としないものとする。

(CRMの研鑽)

第17 運航責任者は、CRM教育訓練を継続的に調査・研究し、航空隊員等のスキル向上に努めなければならない。

附 則

この要領は、令和3年10月12日から施行する。

ブリーフィングの種類

ブリーフィング名称・タイミング	ブリーフィング目的及び内容	主な担当者
(1) First briefing (ファーストブリーフィング) ○タイミング ・朝のミーティング ・緊急運航要請受信	○目的 ・チーム編成の確認や飛行の可否を判断することを目的とする。 ○内容 ・業務内容の共有 ・機体の状況（整備状況、燃料搭載量、積載物の安全性） ・機体の性能（離陸重量、ホバリング限界高度等） ・航空状況（他機情報等） ・気象情報（気象変化、任務中止基準、日没時間） 【緊急運航要請受信】 ・要請時は防災ヘリコプター緊急運航基準における基本要件に基づき、運航責任者、機長、運航指揮者等による上記記載事項を総合的に判断し出動の可否を決定する。	運航責任者 運航管理 機長 副操縦士 運航指揮者 搭乗隊員 グランド隊員
(2) Mission briefing (ミッションブリーフィング) ○タイミング 1 ※ 1 ・飛行前	○目的 ・事案（活動）の内容、飛行に支障をきたす情報、飛行可能時間等を確認することを目的とする。 ○内容 ・事案の確認（共有すべきポイント等） ・天候の確認（日没時間、気象の変化等） ・機体の状況（装備、資機材、燃料量、離陸時間、活動可能時間、活動限界） ・場所の確認（飛行ルート、障害物、着陸場等） ・活動方針（活動方法と代替案） ・管理事項等（無線相手先、活動障害の有無等） ・TEM（体調の確認、リターンポイント、緊急事態発生時の対応等）	機長 副操縦士 運航指揮者 オペレーター
○タイミング 2 ・機内	○目的 ・新たに判明した情報の他、既に判明している情報の再確認を目的とする。（基本、空港から離陸後5マイル圏外に出た地点とするが、空港近傍は離陸前。） ○内容 ・追加情報の確認 ・飛行前ブリーフィング内容の再確認	機長 副操縦士 運航指揮者 オペレーター
(3) Entry briefing ※ 2 (エントリーブリーフィング) ○タイミング ・現場到着前又は現場到着時	○目的 ・現場活動が後手になることを防ぎ、安全で迅速な活動を実施することを目的とする。 ○内容 ・方針（活動方法、ホバリング高度等） ・管理（活動可能時間、障害物や死角見張り、パワーチェック） ・TEM（中止の基準、代替案の提示）	機長 副操縦士 運航指揮者 オペレーター

<p>(4)pickup briefing※2 (ピックアップブリーフィング) ○タイミング ・要救助者ピックアップ前</p>	<p>○目的 ・上空待機時に要救助者を安全、確実及び迅速にピックアップすることを目的とする。 ○内容 ・方針 (活動方法、要救助者情報、進入要領、ホバリング高度) ・管理 (活動可能時間、地上障害物の有無) ・TEM (中止及び代替案の掲示、気象状況の確認、登山客への注意喚起)</p>	<p>機長 副操縦士 運航指揮者 オペレーター</p>
<p>(5)Mid briefing※2 (ミッドブリーフィング) ○タイミング ・現場離脱時</p>	<p>○目的 ・降下隊員と状況を共有と引継ぎ場所までの飛行確認を目的とする。 ○内容 ・方針 (引き継ぎ場所、飛行ルート、引き継ぎ方法) ・管理 (着陸情報、障害物の有無、残燃料量、飛行可能時間) ・TEM (状況整理、要救助者の状態、天候の推移等)</p>	<p>機長 副操縦士 運航指揮者 オペレーター</p>
<p>(6)Final briefing※2 (ファイナルブリーフィング) ○タイミング ・帰投前</p>	<p>○目的 ・全ての活動が終了し帰投経路について残燃料等を確認して安全に帰投することを目的とする。 ○内容 ・方針 (飛行ルート、代替着陸地の確認、今後の活動) ・管理 (着陸情報、着陸時の残燃料量、機体の状況) ・TEM (新たな事案発生時の対応)</p>	<p>機長 副操縦士 運航指揮者 オペレーター</p>
<p>(7)Temporary briefing (テンポラリーブリーフィング) ○タイミング ・随時</p>	<p>○目的 ・新たな情報を入手した時に速やかに情報共有することを目的とする。 ○内容 ・方針 (任務の再確認、飛行ルートの確認) ・管理 (活動可能時間、現場で使用した資機材の確認) ・TEM (ミッションエラーの防止、リターンポイントの設定)</p>	<p>機長 副操縦士 運航指揮者 オペレーター</p>
<p>(8)De-Briefing (デブリーフィング) ○タイミング ・帰投後</p>	<p>○目的 ・活動内容の振り返り、客観性を持って話し合い次の現場活動に生かすことを目的とする。 ○内容 ・TEMの振り返り *スレットに対して、どのように対処できたか *各自で確認しておきたいことや脅威と感じたことはなかったか *今後の活動のために留意すべきこと等</p>	<p>運航責任者 運航管理 機長 副操縦士 運航指揮者 搭乗隊員 グラウンド隊員</p>

※ 1 訓練、行政飛行の計画性のある飛行については、ファーストブリーフィング時に併せて実施できるものとする。

※ 2 行政飛行については、事前の飛行計画等により飛行の安全が確保できる場合は、機内での各ブリーフィングを簡略できるものとする。

CRMクリティーク（振り返り）シート

実施日 年 月 日

氏名

1 状況確認と共有		
任務の共有		
天候状態の共有		
残燃料量や飛行可能時間の共有		
他機の見張り		
障害物との位置関係や距離		
2 意思決定		
活動方針について意思統一が成されていたか		
進入要領を理解していたか		
任務の変更等に対応できたか		
リターンポイントは示されていたか		
3 ワークロードマネジメント		
指示が多く作業に支障となることはなかったか		
見張りが疎かになることはなかったか		
情報が過多になっていなかったか		
4 チーム形成		
リーダーは率先してチームを巻き込んでいたか		
作業状況や意図を適宜機長に伝えていたか		
運航判断に繋がる状況報告はあったか		
5 コミュニケーション		
誤解するような言葉はなかったか		
「あれ」「それ」や省略した言葉はなかったか		
疑問に思ったことは躊躇なく口に出せたか		
疑義に適切に対応することができたか		
意図を明確に示すことができたか		
分からないままにしておいたことがなかったか		

ポイントとなった場面

チームとして確認、共有したいこと

追記（チームの振り返りを聞いて）

※ 全ての項目を埋める必要はありません。

CRMクリティーク（振り返り）シート（記載例）

実施日 年 月 日

氏名

1 状況確認と共有		
任務の共有		
天候状態の共有		
残燃料量や飛行可能時間の共有	✓	機長から示されていたができてなかった
他機の見張り		
障害物との位置関係や距離		
2 意思決定		
活動方針について意思統一が成されていたか		
進入要領を理解していたか	✓	方角を理解するのに時間がかかった
任務の変更等に対応できたか		
リターンポイントは示されていたか	✓	分かりづらかった
3 ワークロードマネジメント		
指示が多く作業に支障となることはなかったか		
見張りが疎かになることはなかったか		
情報が過多になっていなかったか		
4 チーム形成		
リーダーは率先してチームを巻き込んでいたか		
作業状況や意図を適宜機長に伝えていたか	✓	進捗状況の伝達に漏れがあった
運航判断に繋がる状況報告はあったか		
5 コミュニケーション		
誤解するような言葉はなかったか		
「あれ」「それ」や省略した言葉はなかったか	✓	
疑問に思ったことは躊躇なく口に出せたか	✓	タイミングを失い口に出せなかった
疑義に適切に対応することができたか		
意図を明確に示すことができたか		
分からないままにしておいたことがなかったか	✓	リターンポイント

ポイントとなった場面

- ・機長が明示した活動可能時間
- ・日没時間を考慮していたのか不明

チームとして確認、共有したいこと

- ・日没何分前が活動限界か？
- ・リターンポイントは？（天気？燃料？）

追記（チームの振り返りを聞いて）

- ・エントリーブリーフィングにて共有
（降下後の活動所要時間目安、引き継ぎ所要時間など）

※ 全ての項目を埋める必要はありません。

7 青森県防災航空隊ボイスプロシージャ実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、機内でのヘリコプター特有の騒音により会話が困難となるため、機内通話装置で搭乗員間の意思疎通を図り、安全を確保するために共通の発唱、応答手順（以下「ボイスプロシージャ」という。）を定めるものとする。

(実施要領)

第2 機内ボイスは簡潔、明瞭とし、ホバリングによる活動時は発唱の間合いを3秒程度（3秒以上無音にしない。）とし、必要な情報を随時正確に伝えるように努め、実施にあつては別紙を参考に行うものとする。

(その他)

第3 搭乗者は、上記以外でも離着陸時の離着陸帯及び周囲の状況、地上隊の活動状況等を随時報告することとし、安全が疑われる場合は、躊躇なく、また時機を失することなく発唱するものとする。

また、このボイスプロシージャが安全運航の最善の策となり続けるためにも、常に研究し改善を図るものとする。

附 則

（平成15年8月27日策定）

（令和3年9月1日改訂）

この要領は、令和3年9月23日から施行する。

8 青森県防災航空隊活動要領（基本編）

第1章 総則

（趣旨）

第1 この要領は、青森県防災ヘリコプター安全管理要綱（以下「安全管理要綱」という。）第4条の規定に基づき青森県防災航空隊（以下「航空隊」という。）の消防防災業務における安全確保のために必要な基本事項を定めるとともに、消防防災活動を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（他の法令等との関係）

第2 航空隊の活動については、航空法、青森県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「運航管理要綱」という。）及び青森県防災ヘリコプター緊急運航要領（以下「緊急運航要領」という。）に定めるもののほか、この要領に基づくものとする。

（緊急運航活動対象種別）

第3 緊急運航は、運航管理要綱第13条に基づき以下の活動を対象とし、活動内容は次のとおりとする。

1 災害応急対策活動

- （1） 被災状況の偵察、情報収集
- （2） 救援物資、人員、資機材等の搬送
- （3） 災害情報、警報等の伝達等災害広報
- （4） 指揮支援活動
- （5） その他ヘリコプターの活用が有効と認められる活動

2 火災防御活動

- （1） 林野火災及び建物火災等における空中消火
- （2） 偵察・情報収集
- （3） 消防隊員、資機材等の搬送
- （4） 指揮支援活動
- （5） その他ヘリコプターの活用が有効と認められる活動

3 救助活動

- （1） 林野火災及び中高層建築物等の火災における救助
- （2） 山岳遭難及び水難事故における捜索、救助
- （3） 指揮支援活動
- （4） その他ヘリコプターの活用が有効と認められる活動

4 救急活動

- （1） 現場救急（災害現場から直接、又は地上救急隊から引き継ぎ傷病者を収容し搬送する活動）

- (2) 転院搬送（医療機関から他の医療機関に傷病者を搬送する活動）
 - (3) 医師等の搬送
 - (4) 指揮支援活動
 - (5) その他ヘリコプターの活用が有効と認められる活動
- 5 広域航空消防応援活動
- 6 その他総括管理者が必要と認める活動

（参集等）

第4 緊急運航要領に基づき翌日の緊急運航要請があった場合、航空隊長（又はそれに代わる者）は要請された活動開始時間、地上航空隊の現場到着までの時間及び出動準備時間等を考慮して参集時間を決定するものとし、参集時間及び活動プラン等は決定次第、速やかに運航責任者及び航空隊員等に周知するものとする。

なお、緊急消防援助隊に係る参集は、青森県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画に基づき実施するものとする。

第2章 安全管理

（基本）

第5 航空隊員は、消防防災活動及び各種訓練実施の際には、この要領の他、関係法令及び各マニュアル等に掲げる安全に関する事項を遵守し安全確保に努めるものとする。

（情報収集）

第6 運航指揮者は、緊急運航に際し、要請元市町村等から次の事項について可能な限り聴取し安全の確保に努めるものとする。

- (1) 災害の概要及び現況
- (2) 地上消防隊の活動状況
- (3) 要救助者の人数、負傷程度及び地上隊接近の可否
- (4) 要救助者の置かれている状態、地形、周囲の障害物
- (5) 現場付近及び飛行途上の気象状況
- (6) その他必要事項

（飛行決定等）

第7 運航責任者は、緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、運航指揮者に必要な指示をするものとする。

2 運航指揮者は、前項の決定を受け、機長、運航管理要員と緊密に調整を図り、災害状況、気象状況及び発生時間等を総合的に判断し、飛行を決定するものとする。

3 運航指揮者は、天候状況や活動状況等により危険と判断した場合は、途中引揚げ、活動の中止又は変更について、機を失することなく決断し安全確保に努めるものとする。

(気象条件等)

第8 飛行の決定に必要な気象条件は航空法施行規則第5条に規定する有視界気象状態又は同施行規則第198条の4に規定する気象状態で、かつ、国土交通大臣の定める防災ヘリの運用限界等指定書(飛行規程)の規定によるものとする。

(ブリーフィング等)

第9 安全管理要綱第6条第3項に掲げるブリーフィング等の内容は以下のとおりとする。
なお、ブリーフィング(事前打合せ)は、機体の運航前点検に支障が出ないように、効率的に実施するものとする。

- (1) 消防防災業務等の目的及び内容
- (2) 出場隊員及び任務編成
- (3) 発生日時、発生場所、事故概要等の覚知した情報
- (4) 活動方針(搜索であれば範囲と経路)
- (5) 気象状況(現況及び予報)
- (6) 使用する飛行場外離着陸場
- (7) 飛行可能時間と給油の要否
- (8) 他機関ヘリコプターの出場及び活動状況
- (9) 天候急変時の対応
- (10) 現地活動拠点への航空隊員の派遣(車両による出動又はヘリによる現地投入)
- (11) 送電線、索道の位置等の予測される危険要因
- (12) その他必要事項

(活動時の安全管理)

第10 活動時には、航空隊員全員が連携を密にして安全管理に努めるものとする。

- 2 運航指揮者は、災害の状況に応じた方法により航空隊員の安全に配慮した指揮に努めるものとする。
- 3 運航指揮者は、航空隊員の疲労、健康障害等を考慮し、必要な安全措置を講ずるものとする。
- 4 運航指揮者は、災害の種別及び規模等に応じた危険要因の把握に努め、災害現場の状況が急変した場合は、速やかに退避等の指示を与えるものとする。
- 5 航空隊員は、消防防災活動に際し、この要領及び別に定める安全に関する事項を遵守し、事故防止に努めるものとする。
- 6 航空隊員は、運航指揮者の指示、命令の下に統制のある行動をとるものとする。
- 7 航空隊員は、運航指揮者と連絡を密にし、災害現場の状況が急変した場合は、直ちにその旨を報告・連絡するものとする。
- 8 航空隊員は、活動中に危険と判断した場合は、直ちに活動を中断し安全措置を講ずるとともに、運航指揮者に報告するものとする。
- 9 活動時は、航空隊員全員で周囲(前後、左右、上下)の安全を確認し、異常の有無や障

害物からの距離、方向及び他の航空機の動向等を全員で情報共有するものとする。また、必要に応じドアを開放し確認するものとする。

- 10 活動はメインローター、テールローター及びスキッドから障害物まで十分な安全距離をとって行うものとする。

(点検、管理)

第11 資機材等点検、管理

(1) 資機材

各資機材は、定期的及び使用前後に点検し、適切に保管するとともに、異状を認めた場合は直ちに使用を停止し、交換又は修理等必要な処置を講ずるものとする。

(2) ホイスト装置

当務初回の運航時及び使用後は、必ずケーブル、フック、ホイストペンダント及び作動状況等について点検するものとする。

(3) 個人装備等

ア 貸与被服は、常に清潔を保持し、穴やほつれ等のない物を着装するものとする。

イ カラビナ及びスリング等は、定期的及び使用前後に点検し、変形、不具合及び深い傷が認められるもの並びに強い力が掛かったものや高所から落下したものは即廃棄し交換するものとする。

ウ 救助者用縛帯（フルボディハーネス）は、定期的及び使用前後に点検し擦り切れ等使用に不適と認められるものは即廃棄し交換するものとする。

エ ヘルメットは、ひび、変形が認められるもの及び強い衝撃が掛かったものは廃棄し交換するものとする。

(4) 救助資機材

ア ロープは、定期的及び使用前後に点検し潰れや深い傷が認められるものは廃棄するものとする。

イ 要救助者用救助資機材、担架等は、定期的及び使用前後に点検し使用に不適と認められるものは即廃棄し交換するものとする。

(5) 救急資器材

ア 救急資器材は、定期的及び使用前後に点検するとともに消毒を行うなどして清潔を保ち、維持管理するものとする。

イ バッテリーを使用する資器材は常に満充電状態を保つものとする。

(6) 通信機器等

ア 無線機は、飛行毎に通話試験を行い異常がないのを確認するとともに携帯無線機は常に満充電状態を保つものとする。

イ 衛星電話及び公用携帯電話は、常に満充電状態を保つものとする。

ウ その他バッテリーを使用する資機材は、常に満充電状態を保つものとする。

第3章 指揮

(指揮体制)

第12 航空隊は、要請元市町村等の現場最高指揮者（以下「現場最高指揮者」という。）との相互に密接な連携の下に活動するものとする。

(指揮活動)

第13 指揮要領

1 運航指揮者

運航指揮者は、現場活動及び訓練において、常に安全管理に配意し次の事項に留意するとともに、各活動実施要領に基づき指揮するものとする。

- (1) 離陸後、搭乗者全員で活動について再確認し、情報共有を徹底するものとする。
- (2) 活動方針は、航空機の運用限界、隊員の技術及び資機材並びに災害情報を考慮して機長と協議し決定することとし、決定・命令事項は全ての航空隊員に周知徹底するものとする。
- (3) 活動中、状況等の変化により活動方針を変更した場合は、直ちに全ての航空隊員に周知するものとする。
- (4) 活動は現場最高指揮者の要望などを踏まえ実施するものとするが、航空隊としての安全かつ有効な活動方法等がある場合は、現場最高指揮者と協議・調整するものとする。なお、無線不感等で現場最高指揮者と連絡が取れない場合又は連絡するいとまがない場合は、活動後に報告するものとする。
- (5) 他の関係機関の航空機と活動する場合には、航空無線の周波数の決定等の確実な連絡方法の確保、活動空域及び活動時間の調整を行うものとする。
- (6) 複数の隊員が一つの班として運航指揮者と離れて活動する場合は、運航指揮者は事前にその班の中から指揮者を指定するものとする。
- (7) 運航指揮者は、救助活動等のため先に降下した隊員又は(6)で指定された指揮者から活動方針の変更を具申された場合及び活動中の状況等の変化により航空機の活動に支障が生じることが予測される場合は、機長と協議の上、直ちに活動方針を変更するとともに全ての航空隊員に周知するものとする。

2 隊員等

- (1) 前項(6)で指定された指揮者は、安全管理に十分配意し隊員を指揮するものとする。
- (2) 先に降下した隊員又は前項(6)で指定された指揮者は、要救助者や現場の状況を速やかに運航指揮者に報告するものとともに、活動方針の変更が必要と判断した場合は、その旨を運航指揮者に報告するものとする。

第4章 活動基本実施要領

(共通活動実施要領)

第14 活動は、この実施要領によるほか、別に定める各活動要領等に基づいて行うものとする。

1 資機材、服装等

- (1) 活動内容及び活動環境により最適な資機材、服装を選択し正しく装備、着装するものとする。
- (2) 救助資器材、救急資器材及び放射線防護資器材等全ての資機材は、いついかなる場合でも正しく使用できるよう、定期的に取り扱訓練を行うなど全員が使用方法を熟知するものとする。

2 機体搭乗等

(1) 搭乗準備

ア 格納庫内で個人装備の点検、搭載資機材の確認を行うものとする。

なお、個人装備の点検は別に定める個人装備点検要領により行うものとする。

イ 航空隊員以外の者も含め、搭乗する全ての者の持参している物品や身に付けている物が、ダウンウォッシュ等で飛散することのないよう説明、確認し、必要に応じ取り外し、または収納するものとする。

ウ 隊員以外の者を搭乗させようとする場合は、以後の行動（機体接近、搭乗、降機）の注意点について事前に説明するものとする。

(2) 機体接近

ア 機体への接近は、原則として、機長から常に視認できる、機体右側前方からとし、決して機体後方には近寄らないものとする。

イ 複数の人数で接近する場合は、隊列を組むものとする。

ウ ブレードの回転、停止に関わらず機体の周辺では、姿勢を低くし歩行厳守とすること。また、機体には複数の突起物があることから接触することのないように十分注意するものとする。

エ 空港等のエプロンでの移動（方向変換）は直角に行うものとする。

オ 複数の機体が駐機している場合は十分注意し、他の機体の乗務員に進行方向等を伝えるものとする。

(3) 搭乗・降機

ア 搭乗は、上方及び足元を確認しキャビン床面角に手をつき行うものとする。

イ 搭乗後、速やかに自己確保の設定又はシートベルトを装着しICSを接続するものとする。

なお、消防隊員や医師等、航空隊員以外の者の設定は、直近にいる航空隊員が確実に行うものとする。

ウ 運航指揮者は搭乗し、ドアを閉めた後、自己確保及びシートベルトの確認を行うものとする。

なお、消防隊員や医師等、航空隊員以外の者の確認は直近にいる航空隊員が確認す

るものとする。

エ 隊員以外の者の搭乗・降機時は、両手が不自由にならないよう、航空隊員が機外と機内間の荷物等の受渡しを行うものとする。

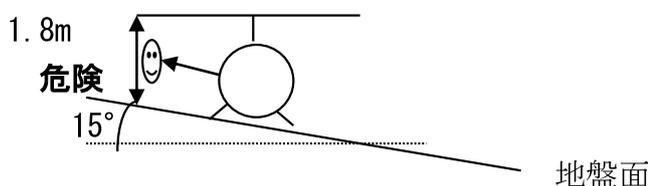
オ 降機時のドア開放は、機長の了解を得てから行うものとする。

カ 降機後は、不必要に機体直近に留まることなく、安全な位置（機長から視認出来る位置）に速やかに移動するものとする。

キ 傾斜地等に着陸する際は、メインローターが地面に対してではなく、重力に対して水平（垂直）になるため、山側のクリアランスが狭くなるので、山側斜面からの乗降は姿勢を低く保ち、ノーズ側を出入りするか、谷斜面側から出入りし、ローター外で待機する。

なお、低空ホバリングで飛び降りる際のスキッド高は、膝ぐらいの高さを基準とする。

例：



3 場外離着陸

場外離着陸場等で離着陸する場合、可能な限り以下の支援を要請元消防本部に要請し安全を確保するものとする。また、離着陸時のダウンウォッシュによる資機材等の飛散防止の徹底を図るものとする。

- (1) 離着陸場の安全確保のための地上要員の配置
- (2) 風向や風速の判定を容易にするため、吹き流しや発煙筒等の準備
- (3) 砂塵等の舞いあがり懸念される場合の散水

4 ホバリング

訓練等により市街地でホバリングする場合は、あらかじめ市町村等に物件及び砂塵の飛散防止、住民への広報等による安全確保の措置を講ずることを要請するものとする。

5 飛行中のドアの開放

捜索、救助活動等によりドアを開放する場合は、自己確保の確認と物品の落下防止を図り安全を確認し機長の了解を得てから開放するものとする。

6 捜索活動

(1) 捜索範囲

ア 要請市町村等からの情報を基本に、他機関と情報を共有し連携を図り、効率的な捜索範囲を決定するものとする。

イ 事故発生からの時間経過を考慮し捜索するものとする。

(2) 捜索区域を上空から調査し、地形、障害物及び気象条件、風向風速等を確認した上で、進入・捜索コース等を決定するものとする。

(3) ドア開放により視野を広げ可能な限り低速、低高度で捜索するものとする。捜索のためのドア開放はリペリングバーに掴まり綱を設定後行うこととし、右側に運航指揮者

(CO)、救助員(R1)、ホイストオペレーター(HO)の3名、左側にR2、R3の2名配置を基本とする。

なお、気温が低い季節等は、適宜ドアを閉めて捜索するなど活動時の体力温存等を考慮するものとする。

- (4) 航空隊員が現場指揮本部に参入した場合は、当該隊員と連絡を密にし、現場指揮本部と連携を図るものとする。
- (5) 捜索中に関連のありそうなものや、疑いのあるものを発見した場合は、機を失することなく周知し、搭乗員全員で確認するものとする。

7 発見時

- (1) 要救助者を発見した場合は、可能な限り全員で位置、地形及び目標物等を確認し、旋回又はホバリングにより常に要救助者の位置を注視するものとする。
- (2) 発見した要救助者には、発見確認している旨及び必要な指示事項を外部スピーカー等で周知し、更にジェスチャー等で伝えるものとする。
- (3) 運航指揮者は、救助活動に移行する前に、活動拠点等の地上消防隊に対し、救出完了までの間、至急報以外の無線の運用を控えるよう要請するものとする。

8 救出方法の選定

救出方法は、災害の状況、地形、天候、要救助者の状態及び飛行可能時間等を考慮し選定するものとする。

9 降下進入

- (1) ホイスト降下する活動が予想される場合は、ホイスト装置不具合に備え機内に必ず不具合対応用資機材を搭載するものとする。
- (2) 航空隊員の降下場所は、降下前に地形、地物及び障害物等を確認し活動現場に最も近くかつ安全な場所を選定するものとする。
- (3) 運航指揮者は、降下進入方法について安全かつ効率的な方法を選定するものとする。
- (4) ホイスト降下時は、降下地点及び周囲を注視し、地上手前でスピードを緩め、再度降下地点の安全を確認して降下接地するものとする。また、機体に急激な衝撃を与えないよう徐々に制動をかけるものとする。
- (5) 接地しホイストフックから離脱した後、直ちに身体及び装備について異常が無いことを確認するものとする。
- (6) 接地位置が急斜面などで滑落危険がある場合は、身体の安定を確保してから、ホイストフックを離脱し、必要に応じ自己確保を設定するものとする。
- (7) 先に降下した隊員は、次に降下する隊員の安全管理及び補助(ケーブル、ロープ処理)を行うものとする。
- (8) 低空ホバリングは、隊員又は消防隊員等の現場投入及び回収を対象とし、要救助者の収容は原則実施しないものとする。

10 救出活動

- (1) 要救助者を収容する資機材は、原則として航空隊保有の資機材を使用するものとする。

なお、地上消防隊保有のバックボード等に固定されている場合は、担架収容袋等での吊上げを検討するものとする。

- (2) 要救助者が飛散する可能性があるものを所持している場合、機体から降機させるまで航空隊員が預かる等の措置を講ずるものとする。また、要救助者が長靴履きの場合、テーピングを巻いて締め付ける等、吊上げ時の落下防止を図るものとする。
- (3) ホイストフックにカラビナを結合・離脱する際は、機体の急上昇を考慮しホイストフックやカラビナに指を挟まないよう十分注意し操作するものとする。
- (4) ホイストフックにカラビナを結合する時は、急な機体の動きに備えた姿勢を保つとともに、機体の動き及びケーブルの流れを確認するものとする。
- (5) ホイスト使用中は特に重心位置が右側へ移動するため、搭乗員は機体全体のバランスを考慮した配置とするものとする。また、隊員が左右に移動する際は機長に周知するものとする。
- (6) ピックアップ位置が急斜面等で滑落危険がある場合は、身体の安定を確保し、ホイストフックを結合するものとする。自己確保を設定した場合は、ホイストフック結合後の自己確保離脱を考慮するものとする。
- (7) 乾燥した冬期、特に降雪時には機体に帯電した静電気がホイストフック等を通るため、フックキャッチする際、一度接地させたりする等の措置を講ずるものとする。
- (8) ホイストによる要救助者吊上げの際、回転するおそれのある場合は、原則として誘導ロープを設定するものとする。
- (9) 誘導ロープの回収は、カットして地上に投下しての回収、ホイストフックで降下しての回収を状況に応じて選定するものとする。

また、地上消防隊が現場に居合わせている場合は、機内収容できない資機材等を預けることも検討するものとする。

- (10) 機内に入り込む際、靴底に水滴や雪が付いている場合は、滑って体勢を崩しやすいので十分注意するものとする。
- (11) ホイストは、制限荷重以内及びケーブルの使用制限角度以内で使用とするものとする。
- (12) ホイスト使用时、揺れによりスキッド等にケーブルが接触するおそれがある場合は、操作を一旦停止する等、接触しながらの操作は行わないものとする。
- (13) ケーブルは、屈折させたり、岩等に擦らせないものとする。
- (14) 特に救出活動時は、要救助者に目をとられがちになるため、機体周囲の監視が疎かにならないよう配慮するものとする。

11 要救助者の引継ぎ

- (1) 救出・機内収容した要救助者の搬送収容先については、要請元消防本部が調整するが、要請受理の段階から収容先及び飛行場外離着陸場の選定についての調整を促し、早期に確定させるものとする。
- (2) 要救助者引継ぎ先については、次のとおりとする。
なお、要請元消防本部に引継ぎ救急隊及び場外警備の配備を依頼するものとする。

- ア 飛行場外離着陸場で救急隊へ引継ぎ
- イ 飛行場外離着陸場でドクターヘリへ引継ぎ
- ウ ヘリポートを有する医療機関への直接搬送

12 人員、資機材等の搬送及び投入

(1) 人員、資機材等の搬送及び投入にあたっては、要請元消防本部から示された活動方針、災害現場の状況、外気温、搭載燃料等に応じて、搭乗可能な人数、積載可能な資機材量及び投入方法を機長と協議して決定する。

(2) 搬送及び投入方法は、次の中から最も適した方法を選定するものとする。

- ア 着陸しての搬送及び投入
- イ 低空ホバリングでの搬送及び投入
- ウ ホイストでの搬送及び投入

(3) 人員投入の実施

人員投入を決定した場合、運航指揮者は被投入者に対して活動要領及び留意事項を説明する。また、ホイストによる投入時は、それに適した資機材（ヘリハーネス等）を使用するものとする。

13 青森県警察との「ヘリコプターの運用に関する覚書」により行われる救出活動

(1) 「ヘリコプターの運用に関する覚書」に基づき実施するほか、災害情報入手時点から相互に情報の共有を図るものとする。

(2) 県警ヘリコプターへの防災航空隊員の搭乗人数は、県警航空隊機長と協議の上、決定するものとする。

14 通信の確保

不測の事態にも対応できるよう、航空隊員全員若しくは活動班ごとに、必ず携帯無線器や携帯電話等の通信機器を携行するものとする。

附 則

(策定 平成28年3月31日)

この要領は平成28年4月1日から施行する。

(改訂 平成29年2月13日)

この要領は平成29年2月13日から施行する。

(改訂 平成31年3月14日)

この要領は平成31年3月14日から施行する。

(改訂 令和2年2月25日)

この要領は令和2年3月2日から施行する。

9 青森県防災航空隊活動要領（山岳救助編）

（趣旨）

第1 この要領は、青森県防災ヘリコプター安全管理要綱第4条の規定に基づき青森県防災航空隊の山岳救助活動における安全確保のために必要な事項を定めるものとする。

（災害の特殊性）

第2 山岳救助は、登山事故と山菜採り等の事故に大別される。

いずれも、要救助者の位置、状態等が特定できる場合と、遭難現場や遭難の事実確認が困難な場合があり、後者の場合は、下山予定時刻に帰らず、夜になって遭難と判断され、翌日早朝からの活動になる場合が多い。

なお、山岳地は気象の変化が激しく、時間の経過と共に要救助者の容態変化が著しいことから早急な救出活動が必要である。

青森空港と海岸部や山岳地における気象状況には大きな違いがあるため、出動に際しての個人着衣には日頃から配慮しておく必要がある。

標高が100メートル上がるにつれて気温は約0.6℃低くなる。また、風速が1メートル増すごとに体感温度は1℃下がる。特にキャビンドアを開けての搜索と地上活動では、相当の温度差があり体温の調整が難しくなる。

（出動時の搭乗人員、装備及び使用資器材）

第3 ヘリコプターの活動では重量が大きく影響するため、資機材や装備は軽量かつ必要最小限にするよう努めるものとする。

(1) 搭乗人員

区分	人数	内 訳（表記例）
操縦士	2名	(P)・(CP)
整備士	0～1名	(M)
隊員	4～5名	運航指揮者 1名 (CO) ホイストオペレーター 1名 (HO) 救助員 2～3名 (R1・R2・R3)

※ 要救助者数、現場の標高、外気温、風速等を考慮し搭載燃料及び救助員の増減を検討するものとする。特に現場の標高が1000mを超える場合、または超えることが予想される場合は救助員を減ずる等の対応を検討するものとする。

(2) 装備

区分	装 備	
操縦士	P	活動服・航空ヘルメット・飛行靴
整備士	M	活動服・航空ヘルメット・飛行靴
隊 員	CO	活動服・航空ヘルメット・編上げ靴・フルボディーハーネス・革手袋・膝あて・ベスト・アウターシェル (※)
	HO	活動服・航空ヘルメット・編上げ靴・フルボディーハーネス・革手袋・膝あて・アウターシェル (※)
	R1 R2 R3	活動服・活動用ヘルメット・ゴーグル・登山靴・フルボディーハーネス・革手袋・膝あて・ベスト・アウターシェル (※) ・スパッツ・携帯消防無線機、ヘリテレ連絡用無線機、GPS、発煙筒等

※ アウターシェルは、活動現場の気象状況により選択するとともに感染防止衣の着用も検討するものとする。

※ 現場状況により肘あての着装も検討するものとする。

(個人着衣等)

第4 活動時における個人の着衣は、季節及び環境に応じ適切に選択するものとする。

(1) 衣類

衣類はアンダーウェア、インナーウェア、アウターシェルに分けられ、これらについてウェアリングを行うことで、発汗対策と防寒対策の2つを怠りなく施す必要がある。

ア アンダーウェア

下着、靴下はポリプロピレン (PP)、ウールなど汗が飽和しにくいものを着用するものとする。(汗が飽和してしまう綿の下着の着用はしない。)

イ インナーウェア

空気の層を作るため、活動服の上層または下層にダウン、フリース等を着用するものとする。

ウ アウターシェル

上層は、ゴアテックスやウインドストッパーで外気との換気の少ないものを着用するものとする。

(ア) レインウェア (雨衣) - 3シーズン対応出来るもの。

(イ) マウンテンスーツ (防寒着) - 厳冬期に対応出来るもの。

(ウ) 航空機乗務員用サバイバルスーツ (耐寒耐水服つなぎ型) - 保温性に優れ、長時間の捜索に活用出来るもの。

(エ) その他

天候に応じてバラクラバ、ネックウォーマー、防寒手袋等を活用し、体温調整を行うものとする。また、汗や濡れによる体温放出を考慮し、替えを用意するも

のとする。

(2) 靴

活動靴は、現場状況に合わせて編上げ靴、登山靴及びスノーブーツから選択するものとする。

ア 編上げ靴

ゴアテックス素材及びビブラムソールを備え、多目的に使用できるもの。

また、靴底にクッション性があり安全性に優れるもの。

イ 登山靴

(ア) 3シーズン使用できるもの。

(イ) プラスチックブーツに比べると防水性は落ちるものの、メンテナンスにより防水性が確保できるもの。

ウ スノーブーツ

防寒性及び柔軟性に優れ、機内活動時又は厳冬期での活動に使用出来るもの。

(季節(気温)による注意事項)

第5 季節により山岳地帯の状況は変化するため、以下のことに注意し活動するものとする。

(1) 春山残雪期

ア 雪渓上に要救助者がいる場合やブロック雪崩の危険がある時は、スノーブリッジ(沢などに橋を渡したように残雪が兩岸にまたがってかかっているもの)、ブロック雪崩、シュルンド(雪渓と岩の間にできた隙間)等に注意し、要救助者の直近への降下は避け安全な場所を選択して二次災害を防止する。

イ 滑落防止のため支点を取る場合、渓谷内は樹木が下向きに生えており、また枯れ枝が多いので注意する。

(2) 夏山

ア 渓谷内での活動時は、急激な増水に注意する。

イ 雷鳴が聞こえたときは落雷に注意する。

ウ 地上での活動は発汗に注意し、水分補給に努める。

エ 樹木が生い茂り、上空からの搜索が困難になるので、地上搜索隊と連絡を密にして活動する。

(3) 秋季降雪初期

ア 気象の変化が大きいため、迅速に救助活動を行わなければならない。

イ 平地と山岳の気象条件の差が、特に顕著なので注意する。

ウ 降雪時は資機材等への雪の付着による滑り等の危険があるので注意する。

(4) 厳冬降雪期

ア 降下地点の決定は、雪崩、雪庇等に注意して足場を確認してからフックカットする。

また、状況によっては自己確保を取ってからフックカットする。

イ ホワイトアウト（吹雪や霧で視界が極端に悪くなる）の状況を常に予想して対応する。

ウ 着雪により救助資機材が凍結して機能が失われる場合があるので注意する。

（搜索活動）

第6 搜索活動は以下の点に留意すること。

（1）ヘリコプターの搜索要領

山岳地の搜索

入山場所、登山ルート、登山スケジュール、尾根や沢筋及び経過時間等を考慮し、搜索範囲及び搜索方法を決定するものとする。

なお、地上搜索隊と共同搜索の場合はダウンウォッシュによる風の影響、傾斜地や積雪期のダウンウォッシュ及び爆音（振動）による落石や雪崩の誘発を考慮し活動するものとする。

（2）搭乗員の搜索要領

ア 搜索場所が登山道等で一般登山者等の往来がある場合は、ダウンウォッシュの影響を考慮するとともに、必要に応じて機外拡声装置で注意喚起を促すものとする。

イ 必要により隊員は救助資機材を携行、降下し、関係者等から情報収集を行うものとする。

（救出活動）

第7 救出活動は以下の点に留意するものとする。

（1）発見時の初動対応

山中の搜索活動において、要救助者を発見した場合は、樹木等の遮蔽により要救助者の位置を見失わないよう次の事項について留意するものとする。

ア 航空隊員は、協力して要救助者から目を離さないようにするとともに、発見地点上空においてGPSに記録する等、発見場所を見失わないようにするものとする。

イ 当事者であるか確認するため機外拡声装置等で呼びかける。又は隊員の降下により確認する。

ウ 救出活動へ移行する際は、活動方針（救助資機材を含む。）を次により決定し、搭乗者全員に周知するものとする。

- ・ 要救助者の人数、状態
- ・ 送電線及び索道等の線状障害物との離隔距離
- ・ ホバリングによるパワーチェックの実施と結果
- ・ 落石、雪崩等の発生危険
- ・ その他必要事項

エ 地上消防隊に発見状況及び活動方針について報告するものとする。

（2）救出方法

ア 着陸による救助

安全に離着陸できる広さが確保できる場合は、原則として着陸して救助する。

イ ホイスト装置による救助

着陸はできないがホバリングが可能で、かつ進入・離脱が可能である場合に実施する。

(3) 基本的活動要領

ア 要救助者が複数の場合は、原則として重症者の応急処置及び救出を優先するものとする。

イ 要救助者の緊急度、重量制限等により要救助者の引継後、降下隊員及び関係者等の揚収を実施することを検討するものとする。

ウ 降下隊員は、ヘリコプターに対し常に居場所を明確にして活動するものとする。特に薄暮時や草木が生い茂った中での活動ではフラッシュライトやヘッドライトの点灯、ヘリコプターのランディングライトの点灯等を実施するものとする。

エ 上空が樹木等によりフック降下困難な場合は、要救助者をホイスト救出できる場所まで移動するものとする。若しくは、樹木等を刈り払い救出可能な状態にするものとする。

なお、要救助者の状態により担架等に収容後、移動を実施するものとする。

オ ホイストフックや誘導ロープが樹木等に絡まないように注意するものとする。

附 則

(策定 平成28年3月31日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(改訂 平成29年2月13日)

この要領は、平成29年2月13日から施行する。

(改訂 平成31年3月18日)

この要領は、平成31年3月18日から施行する。

10 青森県防災航空隊活動要領（水難救助編）

（趣旨）

第1 この要領は、青森県防災ヘリコプター安全管理要綱第4条の規定に基づき青森県防災航空隊の水難救助活動における安全確保のために必要な事項を定めるものとする。

（災害の特殊性）

第2 一刻を争う水難現場には、海上、河川及び湖沼等があるが、当然のことながらそれぞれ全く違った環境である。これに加え、天候、障害物、水難に至った経緯、要救助者の人数、要救助者の状況等により対処法を瞬時に判断し、迅速に救助に移行しなければならない。

そのため、水難救助活動は地上の捜索・救助活動に比べ、現場の状況が多種多様であり、状況の変化も早いことから、その状況に対して効率的、かつ確実に対処する判断力、技量を身に付ける必要がある。

（出動時の搭乗人員、装備及び使用資機材等）

第3 出動時の搭乗人員、装備及び使用資機材等は以下のとおりとする。

（1）搭乗人員

区 分	人 数	内 訳（表記例）
操 縦 士	2名	(P)・(CP)
整 備 士	0～1名	(M)
隊 員	4～5名	運航指揮者 1名 (CO) ホイストオペレーター 1名 (HO) 救助員 2～3名 (R1・R2・R3) ＊救助員は状況により増減

（2）装 備

区 分	装 備	
操 縦 士	P・CP	活動服・航空ヘルメット・飛行靴・膨張式ライフジャケット
整 備 士	M	活動服・航空ヘルメット・飛行靴・膨張式ライフジャケット
隊 員	CO	通常救助装備(ウェイディングシューズ)・ライフジャケット
	HO	通常救助装備・ライフジャケット
	R1	水難用スーツ・ライフジャケット・水難用ヘルメット・水難用
	R2	手袋・水難用ブーツ・フルボディーハーネス・3点セット又は
R3	通常救助装備・ライフジャケット	

※ 通常救助装備とは、青森県防災航空隊活動要領(山岳救助編)に準ずる装備とする。

※ 3点セットとは、水難用ゴーグル、シュノーケル、フィン。

※ 水難用スーツは、ウェットスーツと同等の装備としてドライスーツも使用可能とする。

※ 海上捜索活動を行う場合は、航空法第 62 条に規定する救命胴衣等の救急用具を機内に搭載すること。

(3) 着装時の留意事項

ア 水難用スーツを長時間着装する場合は、圧迫による血行不良を避けるため、首等の部分を緩める等血行維持に十分注意するものとする。

イ 水難用スーツを着装する場合は、熱中症対策を充分とるものとする。

ウ 季節及び活動現場の状況を判断し、適切な装備を選択するものとする。

(4) 使用資機材

ライフボート	レスキュースリング	浮環 (大・小)	海面着色剤
その他必要な機材			

(捜索活動)

第 4 捜索活動は以下の点に留意するものとする。

(1) 遭難現場、風向風速、潮の流れ、事故後経過時間及び海岸線地形等を考慮し、捜索範囲及び捜索方法を決定するものとする。

また、船舶と共同捜索の場合は、ダウンウォッシュの影響に注意する。

(2) 100ft 以下の高度で飛行すると、ダウンウォッシュにより水面が波立ち、水没している要救助者を見失う可能性があることを考慮し、高度及び速度を決定する。

(救出活動)

第 5 救出活動は以下の点に留意するものとする。

(1) 要救助者発見時の初動対応

状況により速やかに浮環等を投下し、要救助者の安全を確保するとともに、必要に応じて海面着色剤等を投下する。

ダウンウォッシュによる水没 (二次災害) を防ぐため、ある程度の距離を置き、救出準備を開始する。

(2) 救出方法

救出方法の選択は、現場の状況等により次に掲げるものを選択する。

ア ホイストによる救出

救出は原則として隊員及び救助資機材をホイストフックと結合したままで行う。

イ 地上部隊等を誘導しての救出

ヘリコプターによる救出が困難な場合又は地上部隊等による救出が有効な場合は、消防無線、搭載スピーカー及び海面着色剤の投下等により地上部隊や船舶等を誘導して引き継ぐ。

ウ その他

(ア) 浅瀬又は中州等で、降下隊員が流される恐れがない場合、ホイストフックを離脱しての救助活動も検討する。

(イ) 中州にいる場合、着陸による救助も検討する。

(ウ) 隊員や要救助者が流れにより移動することを考慮して、ホバリングの位置及び隊員の着水地点を選定する。

(3) 地上消防隊等との連携

ア 救出活動にあたっては、地上消防隊等との無線交信等により綿密な連携を図り、要救助者の早期救出や搬送等を円滑に行う体制を確保する。

イ 海上保安庁、警察等関係機関との通信は、「防災相互波」及び「現場指揮本部経由」で行う。

附 則

(策定 平成28年3月31日)

この要領は平成28年4月1日から施行する。

(改訂 平成29年2月13日)

この要領は平成29年2月13日から施行する。

(改訂 平成31年3月18日)

この要領は平成31年3月18日から施行する。

11 青森県防災航空隊活動要領（消火活動編）

（趣旨）

第1 この要領は、青森県防災ヘリコプター安全管理要綱第4条の規定に基づき青森県防災航空隊の消火活動における安全確保のために必要な事項を定めるものとする。

（災害の特殊性）

第2 本県は、起伏に富んだ地形が多く、林野火災により焼失面積が広がった場合、地上からでは火災全体の状況把握が困難で情報が不足する。また、地上隊の消火活動においては、道路及び水利等が不便な場合が多く、長時間に及ぶ消火活動が予測される。このため、機動力に優れたヘリコプターによる消火活動が早期鎮圧に有効である。本県では春先の発生件数が多く、火災の規模によっては広域航空応援等、複数機での活動も予想されることから、十分な準備が必要である。

一方、市街地火災は、火災減衰期のような特定の条件下を除けば、空中消火により完全に消火することは困難であるが、情報収集に際しては、ヘリコプターの機動性により、地上から接近できない場所でも上空から現場状況の早期把握ができ、有効である。

（出動時等の搭乗人員、装備及び使用資機材等）

第3 出動時等の搭乗人員、装備及び使用資機材等は以下のとおりとする。

(1) 搭乗人員

ア 出動時

区 分	人 数	内 訳（表記例）
操 縦 士	2名	(P)・(CP)
整 備 士	1名	(M)
隊 員	5名	運航指揮者 1名 (CO) ホイストオペレーター 1名 (HO) 救助員 3名 (R1・R2・R3)

※ 長時間の活動及び地上での活動を考慮し、操縦士、整備士及び隊員の増減を図る。

イ 消火活動時

区 分	人 数	内 訳（表記例）
操 縦 士	2名	(P)・(CP)
隊 員	2～3名	運航指揮者 1名 (CO) ホイストオペレーター 1名 (HO) 救助員 0～1名 (R1)

※ 場外離着陸場での活動人数：3～4名（整備士1名、救助員2～3名）

場外離着陸場での救助員は地上航空隊員として活動する。

(2) 装 備

区 分	装 備	
操 縦 士	P・C P	活動服・航空ヘルメット・飛行靴
整 備 士	M	活動服・航空ヘルメット・飛行靴
隊 員	C O	活動服・航空ヘルメット・編上げ靴・フルボディーハーネス・ベスト・革手袋・膝あて
	H O	活動服・航空ヘルメット・編上げ靴・フルボディーハーネス・革手袋・膝あて
	R 1 R 2 R 3	活動服・活動用ヘルメット・ゴーグル・編上げ靴・フルボディーハーネス・ベスト・革手袋・膝あて・携帯型消防無線機、ヘリテレ連絡用無線機

※ 河川、湖沼等から自己給水する場合は救命胴衣を着用する。

※ 気象状況に合わせ防寒衣等の着衣を考慮する。

(3) 使用資機材

消火タンク	給水ポンプ	エルボー	ショートホース
二股分岐バルブ	消火バケツ	給油ポンプ	ヘリバッテリー

※ 災害状況に応じ救助資機材の積載も検討する。

(活動要領)

第 4 活動要領は以下のとおりとする。

(1) 消火資機材の選定

空中消火活動の資機材選定は活動場所及び水利並びに水利から散水場所までの経路を勘案し、消火タンク又は消火バケツのいずれかを選定するものとする。

(2) 水利及び給水方法の選定

要請元市町村等と調整し、池、湖、河川等の自然水利及び簡易水槽等からの自己給水または地上隊からポンプ車等での給水を受ける他給水を選定するものとする。

なお、選定した水利が使用不能となった場合に備え、代替の水利及び給水方法で活動できる準備をするものとする。

(3) 場外離着陸場の確保

要請元市町村等と調整し、以下に留意して場外離着陸場を確保する。

ア 平坦で資機材の脱着、給水及び給油（燃料搬送車等の接近の可否を含む。）等が可能な場所

イ 緊急着陸や給水ポンプや積載水等の不時落下を考慮し、離着陸方向に人家等が密集していない場所

(4) 上空からの偵察

活動方針の決定要素とするため、消火活動の前に上空からの偵察を行うものとする。また、指揮活動の判断材料とするため適宜、偵察を行うものとする。

偵察は、必要に応じて現場に精通する現場指揮本部の消防隊員等を搭乗させ行い、

入山者や危険となった地上消防隊への危険性の周知や避難誘導も併せて行うものとする。

(5) 活動方針の決定及び周知

運航指揮者は、現場指揮本部や地上消防隊と密接に連携して散水地点などの活動方針を決定し、隊員に周知するとともに、現地指揮本部や地上消防隊に伝達して必要な支援を要請するものとする。

(6) 消火活動の準備

消火活動前に場外離着陸場に着陸し給水資機材の準備を実施する。

なお、活動場所が青森空港近隣の場合、青森空港での給水資機材の準備も考慮する。

ア 給水ポンプ（消火タンク）取付け

(ア) 場外離着陸場に着陸後、地上航空隊員と整備士が協力し給水ポンプの取付けを行う。地上航空隊員は給水ポンプの作動状況を確認して操縦士に合図する。

(イ) CO、HOはキャビンに搭乗して監視する。

(ウ) 離陸の際、地上航空隊員は給水ポンプの地面への打ち付け防止及び急激な動揺を避けるため給水ポンプを保持する。着陸の際も同様とする。

イ 消火バケツ取付け

(ア) 場外離着陸場に着陸後、地上航空隊員と整備士が協力し消火バケツの取付けを行う。取付けが完了したら操縦士に合図する。

(イ) CO、HOはキャビンに搭乗して監視する。

(ウ) 離陸の際、地上航空隊員は消火バケツの地面への打ち付け防止及び急激な動揺を避けるため消火バケツを保持する。着陸の際も同様とする。

(7) 空中消火活動

空中消火活動は次により実施するものとする。

ア 誘導の実施

CO、HOはキャビン右側、R1は左側に搭乗して行い、原則としてHOが誘導を実施する。

イ 自己給水

(ア) 給水地点の広さ、水深、流速等を考慮して給水する。

(イ) 給水中はテールと水面のクリアランスを確認する。

(ウ) 給水後の離脱は、ポンプが水面から離れたのを確認後、誘導を開始する。

(エ) 必要に応じ、給水点とした溜め池・河川等への警戒員の配置を要請元市町村等に依頼する。

ウ 他給水（ポンプ車給水）

(ア) 給水時のポンプ機関運用は消防隊員や消防団員が担当することから、給水前に注意点を説明するとともに合図等を統一し、原則として地上航空隊員を配置する。

(イ) 給水時の二股分岐バルブ開閉操作は、地上航空隊員が行う。

(ウ) 給水中は給水量の確認に併せ機体周囲の監視を行う。

エ 消火の種類

(ア) 直接消火

火災の延焼拡大線に沿って飛行し、火点に直接散水して消火する。

(イ) 間接消火

a 延焼拡大線の前方に防火線を設定して散水し、延焼を防止する。

b 火勢が衰える場所（尾根、林道、岩場、樹木が疎らな場所）に散水する。

オ 空中消火の留意事項

(ア) 防災ヘリでの散水地点は、地上消防隊が進入困難な場所又は地上消防隊の展開が手薄な場所を重点とする。

(イ) 延焼拡大中の地域の直上通過や気流の乱れが予想される煙の中の飛行は避ける。

(ウ) それぞれの林相、火災状況等に応じ、有効な散布を行うためには、使用する消火資機材により、飛行高度、速度を調整する必要がある。

(エ) 複数機による連携した空中消火は、次により実施する。

a 継ぎ撒き

礫場等の可燃物の少ない箇所、炎上幅の狭い箇所、火線の長い場所、火の弱い場所

b 重ね撒き

可燃物の多い箇所、堆積層が厚い箇所、樹冠火となっている箇所、樹木の密生している箇所、その他特に延焼危険が高いと考えられる箇所

c 集中撒き

飛び火等の初期の段階・地上消防隊が進入困難で空中消火により完全鎮火を必要とする箇所

カ 市街地火災での留意事項

(ア) 効果を高める消火

a 消火対象箇所を明確にすること。

b 散水の目的（消火、延焼阻止、火災抑止、延焼遅延など）を明確にすること。

c 対象建物への命中精度を高めること。

d 散水回数を多くすること。

e タイムリーに散水すること。

(イ) 効果が期待できる箇所

a 屋根が崩れたか、又は倒壊状態の建物の火災（初期の建物火災）

b 飛び火延焼火災

c 複数棟火災時の風下地点の延焼阻止

d 建物間にある樹木の難燃化

（散水で濡らすことによる強固な延焼遮断帯の構築）

e 火災減衰期にある建物消火

(8) 複数機での活動（運航統制）

複数機での活動において、安全かつ円滑な運航のため指揮ヘリ及び情報ヘリ等の指定を行い運航統制することが望ましい。

ア 指揮ヘリの要否は、火災規模や活動するヘリコプターの機数を考慮して決定する。

イ 機体を有効に運航するために、必要に応じて情報ヘリ等に災害対策本部・現場指揮本部の責任者が搭乗する等の方法を検討する。

ウ 消火活動等を行うヘリコプターの運航安全管理のための情報連絡を含めての活動を行う。

(9) 人員及び資機材の搬送活動

火災の規模、形態に応じて、地上消防隊員及び次の資機材の搬送を検討するものとする。

ア 活動隊員の非常用食料品

イ 組み立て式水槽・簡易水槽

ウ 地上消防隊用消火用水

エ 可搬ポンプ・消火ホース

オ 背負い式消火器具・チェーンソー・スコップ・ナタ・鋸等

附 則

(策定 平成28年3月31日)

この要領は平成28年4月1日から施行する。

(改訂 平成29年2月13日)

この要領は平成29年2月13日から施行する。

改訂 平成31年3月18日)

この要領は平成31年3月18日から施行する。

12 青森県防災航空隊訓練実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、青森県防災ヘリコプター運航管理要綱第13条第1項第7号、第25条第2項及び第26条の規定に基づき、青森県防災航空隊員（運航管理業務委託業者を含む。以下「航空隊員」という。）が行う訓練の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(訓練種別)

第2 訓練の種別は、次のとおりとする。

- (1) 慣熟飛行訓練
- (2) 救助救出訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 人員・物資輸送訓練
- (5) 救急搬送訓練
- (6) 偵察訓練
- (7) 搜索訓練
- (8) 航法訓練
- (9) 情報収集訓練
- (10) 図上訓練
- (11) その他運航監督者が必要と認める訓練

(訓練体制)

第3 飛行を伴う訓練は、原則として操縦士2名及び整備士1名、防災航空隊員6名以上で実施するものとする。

なお、訓練内容により人員を増減することができるものとする。

(訓練実施計画及び申請)

第4 訓練を実施する場合は、航空法令等を遵守し、事前に十分調査、検討し、訓練実施計画を立案するとともに、国土交通省東京航空局等への申請等、所定の手続きを行うものとする。

2 訓練実施計画には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 訓練日時
- (2) 訓練場所
- (3) 訓練目的、訓練種別、訓練内容及び訓練実施上の重点事項
- (4) 航空隊員の任務分担
- (5) 訓練任務編成
- (6) 訓練に使用する資機材

- (7) 安全管理に関する事項
- (8) その他必要な事項

(市町村等との訓練)

第5 市町村等との合同訓練を実施するときには第4の事項について十分調整を行い、特に次の事項に留意するものとする。

- (1) 訓練の危険要因を把握するとともに、必要な安全措置を講じること。
- (2) 訓練場所については、ダウンウォッシュ等による影響を考慮し飛行の可否を判断すること。また、着陸場所やホイスト訓練位置及びその周辺の状況などを詳細に確認すること。
- (3) 必要に応じ道路の通行止めや安全監視員の配置、物品・砂塵の飛散物防止、吹流し等の設置及びHマークの表示について依頼すること。
- (4) 水難救助訓練の際には救命胴衣の着装を徹底するとともに、警戒艇等の配備を検討すること。
- (5) 訓練実施計画書（別添様式例）を作成し、第4及び前各号の事項を定めること。

(訓練実施計画の事前周知)

第6 運航指揮者は、必ずブリーフィング（運航前ミーティング）を行い訓練内容及び方法等を周知し危険要因等についても全員で確認把握するものとする。

(安全管理)

第7 運航指揮者は、訓練を実施する場合は、青森県防災ヘリコプター安全管理要綱及び青森県防災航空隊活動要領等に基づき安全管理の徹底を図るほか、安全管理員を配置するなどして事故防止に努めるものとする。

(訓練の実施)

第8 運航指揮者は、常に航空隊員の状況を把握し、効果的な訓練の実施と事故防止に努めるものとする。

2 航空隊員は、訓練内容及び重点事項を事前によく理解し、訓練中においては、技術の習熟に努めるものとする。

(訓練終了後の検討)

第9 運航指揮者は、訓練終了後、必ずデブリーフィング（事後検討会）を行い訓練成果、内容及び不安全行動等について検討を行うものとする。

附 則

(策定 平成28年3月31日)

この要領は平成28年4月1日から施行する

(改訂 平成29年2月13日)

この要領は平成29年2月13日から施行する。

(改訂 平成31年3月18日)

この要領は平成31年3月18日から施行する。

13 青森県防災航空隊訓練時安全管理マニュアル

1 趣旨

このマニュアルは、青森県防災ヘリコプター安全管理要綱、青森県防災航空隊活動要領及び青森県防災航空隊訓練実施要領に定めるもののほか、訓練時における青森県防災航空隊の安全を確保するため必要な事項を定める。

2 運航監督者の責務

運航監督者は、訓練における事故防止対策を確立し、訓練が計画的に実施できるよう努めるものとする。

3 運行責任者の責務

運行責任者は、訓練計画に不備が無いことを確認するとともに、必要な処置を指示し事故防止の徹底を図るものとする。

4 運航指揮者の責務

運航指揮者は、訓練責任者として安全管理に十分留意し、計画に従った訓練を実施するとともに、常に航空隊員の活動状況を把握し、事故防止に努めるものとする。

5 航空隊員の責務

航空隊員は、自己管理を基本とした責任感と相互信頼感を堅持し、訓練時の事故防止に努めるとともに、運航指揮者の安全管理上の指示に従うものとする。

6 気象条件

訓練実施の気象条件等は以下のとおりとする。

- (1) 気象警報が発令されていないこと。また気象注意報の段階でも悪化が予想される場合は適切な判断をすること。
- (2) 水難救助訓練の実施にあつては前号のほか以下の条件を満たすこと。
 - ア 水温は概ね10℃以上であること。
 - イ 水中での視界が0.5m以上であること。

7 安全管理員の配置

- (1) 訓練を実施する場合は、必ず安全管理員を配置しなければならない。
- (2) 安全管理員は、訓練内容に応じ運航指揮者が指名するものとする。
- (3) 前号の安全管理員は、機上安全管理員、地上安全管理員及び水上安全管理員とする。
 - ア 機上安全管理員
ヘリコプターに搭乗し、機内で訓練行動の安全管理に従事する。

機上安全管理員は、運航指揮者が兼務することができる。

イ 地上安全管理員

地上で訓練場所（周辺を含む。）及び訓練行動の安全管理に従事する。

ウ 水上安全管理員

水上で訓練場所及び訓練行動の安全管理に従事する。

8 安全管理員の責務

安全管理員は、訓練時において当該訓練が安全かつ確実に実施されるよう監視するとともに、次に掲げる事項を掌握し、事故防止に努めるものとする。

- (1) 訓練計画における安全管理に関すること。
- (2) 訓練場所（施設）及び使用資機材の点検に関すること。
- (3) 訓練時の監視及び事故防止に関すること。
- (4) その他、訓練時の安全管理に関すること。

9 訓練時の個人装備基準

訓練時の個人装備は活動要領の定めにより装備するものとし、水難救助訓練時の水上安全管理員及び要救助者は水難用スーツを着装するものとする。

10 水難救助訓練実施時の措置

水難救助訓練実施の際は特に次の事項に留意し訓練を実施するものとする。

- (1) 運航指揮者は、訓練実施前に訓練実施隊員の「健康チェックリスト」（様式第1号）を作成し、訓練が行えないと判断した場合は、当日の訓練に従事させないものとする。
- (2) 必要に応じて警戒艇等の配置を行うものとする。
- (3) 訓練場所は、原則として岸又は船艇から約50m以内の範囲で行うものとする。
- (4) 岸又は船艇には地上安全管理員を1名以上、水面には水上安全管理員を1名以上配置するものとする。

ア 地上安全管理員は、消防無線及びヘリテレ携帯局ならびにハンドマイクを所持し、水上安全管理員と繋がっている確保ロープ（フローティングロープ）を保持し監視を行うものとする。

不具合が発生した場合は直ちにロープを手繰り寄せ、同時に消防無線等でヘリコプターへ連絡するものとする。

イ 水上安全管理員は、地上安全管理員と繋がっている確保ロープ（フローティングロープ）の先端に取り付けている救命浮環を保持し安全管理を行うものとする。

不具合が発生した場合は、直ちに地上安全管理員及びヘリコプターに対して合図を送るものとする。

- (5) 要救助者の配置は岸、船艇又はヘリコプターのいずれかからエントリーを行うものとする。
- (6) 地上安全管理員及び水上安全管理員の配置は、要救助者のエントリー前に行う。

また、ヘリコプター搭乗員は目視による捕捉を継続して行うものとする。

- (7) 安全管理点検表（様式第2号）により、訓練計画時、訓練前、訓練中及び訓練後に点検を実施し安全確保に努めるものとする。
- (8) 運航指揮者は、訓練実施後に「水難救助訓練実施結果報告書」（様式第3号）を作成し、運航監督者へ報告するものとする。

11 訓練の改善及び中止措置

- (1) 安全管理員は、改善すべき事項を認めた場合は、運航指揮者に改善措置を具申するものとする。
- (2) 安全管理員は、訓練に危険が生じた場合及び危険が生ずると予想される場合は、航空隊員に対し、直接訓練の中止等必要な措置を講ずることができる。
- (3) 安全管理員は、前号の措置を講じた場合、直ちに講じた措置の内容を運航指揮者に報告しなければならない。
- (4) 前各号の措置は、航空隊員が訓練中に危険を認めた場合に準用する。

附 則

(策定 平成28年3月31日)

この要領は平成28年4月1日から施行する。

(改訂 平成29年2月13日)

この要領は平成29年2月13日から施行する。

(改訂 平成31年3月18日)

この要領は平成31年3月18日から施行する。

(改定 令和2年2月25日)

この要領は令和2年3月2日から施行する。

所長	主事	隊長	副隊長

健康チェックリスト

年 月 日

氏名				
熱がある	有・無	有・無	有・無	有・無
頭が痛い	有・無	有・無	有・無	有・無
眩暈がする	有・無	有・無	有・無	有・無
耳鳴りがする	有・無	有・無	有・無	有・無
動悸がする	有・無	有・無	有・無	有・無
胸が痛い	有・無	有・無	有・無	有・無
腹が痛い	有・無	有・無	有・無	有・無
下痢している	有・無	有・無	有・無	有・無
手足が痺れる	有・無	有・無	有・無	有・無
体がだるい	有・無	有・無	有・無	有・無
吐き気がする	有・無	有・無	有・無	有・無
外傷がある	有・無	有・無	有・無	有・無
二日酔いである	有・無	有・無	有・無	有・無
血圧	～	～	～	～
脈拍	回/分	回/分	回/分	回/分
体温	℃	℃	℃	℃
その他				
訓練の可否	可・否	可・否	可・否	可・否

所長	主事	隊長	副隊長

安全管理点検表

訓練名	
日時	
場所	
種目	
出動人員	
訓練責任者(隊長等)	

区分		点検内容	点検結果	点検者
計 画 時		訓練場所、周囲の環境は適切か		
		訓練項目、内容、時間は適切か		
		安全管理員の配置は適切か		
		降雨、強風等気象条件に対する配慮は適切か		
		隊員の編成は適切か		
		隊員の服装、装備は適切か		
		使用資器材の種類、数量等は適切か		
		訓練主催者から周辺住民への事前説明が予定されているか		

訓 練 前		訓練場所は良好か(安全管理員の配置は良好か)		
		気象条件は良好か		
		隊員の服装、装備は良好か		
		隊員の健康状態は良好か		
		隊員に内容は周知されているか		
		訓練指導者、安全管理員の事前打合せは良好か		
		使用資器材は良好か		
		訓練参加者の服装は良好か		
		訓練参加者に内容(安全管理)は周知されているか		
		訓練参加者の健康状態は良好か		
		地域住民へ事前説明がなされているか		

- *○:適正
 ×:不適正
 /:該当なし

訓練中		指揮系統、現場規律は良好か		
		訓練指揮者、安全管理員の連携は良好か		
		隊員の服装、装備は良好か		
		隊員の健康状態は良好か		
		隊員の行動(合図、呼称等)は良好か		
		隊員の操作は良好か		
		使用資器材は良好か		
		確保ロープ等安全措置は良好か		
		訓練時間及び休息は良好か		
		訓練参加者の健康状態、行動は良好か		

訓練後		隊員の健康状態は良好か		
		使用資器材は良好か		
		訓練参加者の健康状態は良好か		
		訓練場所は良好か		

事後検討事項等				
---------	--	--	--	--

課長	課長代理		防災航空 GM	防災航空 主事	隊長

水難救助訓練実施結果報告書

報告者（訓練責任者） 氏名 _____ 印 _____

1 訓練実施名						
2 訓練実施目的						
3 訓練内容						
4 訓練実施日時						
5 訓練実施場所						
6 気象条件	天候	風位	風速	気温	露点	水温
	その他					
7 水難訓練実施者	氏名	訓練任務			訓練後の状態	
8 訓練後の検討事項						
9 作成者氏名						

14 青森県防災ヘリコプターの一般行政利用のための運航に関する取扱要領

(趣 旨)

第1 この要領は、青森県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第13条第2項の規定に基づく青森県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の一般行政利用のための運航について、必要な事項を定めるものとする。

(運航の原則)

第2 一般行政利用のための運航の時間数は、年間（年度）30時間程度とする。

2 防災ヘリを一般行政活動に使用中、要綱第16条の緊急運航を要する事態が生じた場合には、消防防災業務を優先させるものとする。

(申込手続)

第3 防災ヘリを一般行政活動に使用しようとする庁内各課長（各種委員会等を含む。以下「各課長」という。）は、翌年度の青森県防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第1号）を毎年2月末日までに各部局主管課長を通じ、優先順位を付けて青森県防災航空センターに提出するものとする。

2 各課長は、青森県防災ヘリコプター使用申請書（様式第2号）を使用する日の1箇月前までに危機管理局長に申請するものとする。

(使用の決定)

第4 消防保安課長は、第3の申請書が提出されたときは、要綱第14条に基づく運航計画との調整を行い、その結果を青森県防災ヘリコプター使用承認書（様式第3号）により各課長に通知するものとする。

(搭乗の手続)

第5 搭乗者は、搭乗に先立ち、搭乗者本人の身分が確認できる証明書類（職員の証又は運転免許証等）を運航指揮者に提示しなければならない。

(使用結果の報告)

第6 消防保安課長は、月間の運航実績を危機管理局長に報告するものとする。

(その他)

第7 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

様式第1号

青森県防災ヘリコプター使用年間予定表（ 年度）
（一般行政利用）

部 局 名
担当者所属
氏 名
内線・外線

1 使用日時

2 使用目的

3 飛行経路

4 飛行時間

5 搭乗予定者（有・無）

6 その他参考となる事項

※ 2件以上の使用予定がある部局は、主管課において優先順位を付け、「6 その他参考となる事項」に総件数と順位を記載すること。

様式第2号

青森県防災ヘリコプター使用申請書(一般行政利用)

第 年 月 日 号

青森県危機管理局長 殿

申請者

(公印省略)

担当者所属

氏 名

内線・外線

青森県防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

記

1 使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分					
2 目的						
3 飛行経路						
4 使用の内容						
5 搭乗者	所 属	職 名	氏 名	性別	年齢	備 考

(注) 使用に係る事業計画等を添付すること。

様式第3号

青森県防災ヘリコプター使用承認書(一般行政利用)

第 号
年 月 日

(申請者)

殿

青森県危機管理局長
(公 印 省 略)

年 月 日付け 第 号で申請のあった青森県防災ヘリコプターの使用について下記により承認する。

記

1 使用日時

年 月 日 () 時 分～ 時 分

2 目的

3 条件

15 青森県防災ヘリコプターの市町村防災訓練等への利用のための運航に関する取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、青森県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第13条第1項第7号の規定に基づく青森県防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の実施する訓練への利用のための運航について、必要な事項を定めるものとする。

(出動基準)

第2 防災ヘリの参加は、市町村等が主催する防災訓練及び消防訓練（以下「防災訓練等」という。）とする。

2 防災ヘリの訓練種目は、偵察訓練、人員・物資輸送訓練、広報訓練、空中消火訓練、救助救出訓練、救急搬送訓練とし、種目数は協議の上決定する。

(申込手続)

第3 防災訓練等に防災ヘリの出動を希望する市町村等の長は、翌年度の予定にあつては毎年2月末日までに青森県防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第1号）を危機管理局長（以下「総括管理者」という。）に提出するものとする。

2 防災訓練等に防災ヘリの出動を希望する市町村等の長は、青森県防災ヘリコプター訓練出動申請書（様式第2号）を使用の2箇月前までに総括管理者に提出するものとする。

(出動の決定)

第4 総括管理者は、第3の申請書が提出されたときは、要綱第14条の規定に基づく運航計画との調整及び訓練場所の飛行条件等の調査を行い、出動の可否を決定し、その結果を青森県防災ヘリコプター訓練出動通知書（様式第3号）により市町村等の長に通知するものとする。

2 総括管理者は、前項の通知をする場合、必要な条件を付けることができる。

(出動の中止等)

第5 市町村等の防災訓練等への出動前又は出動中に要綱第16条の規定に基づく緊急運航を要する事態が生じた場合は、出動を中止又は中断するものとする。

2 当日の気象条件が防災ヘリの運航に適さない場合は、出動を中止又は中断するものとする。

3 防災ヘリの防災訓練等への出動が中止又は中断された場合は、統括管理者へ市町村等の長に電話等により連絡するものとする。

(市町村等の措置)

第6 市町村等の長は、第4の出動の決定の通知があつた場合は、次の必要な措置を行うものとする。

(1) 防災ヘリの離着陸場所を確保し、航空法施行規則第172条の2に規定する飛行場外離着陸許可申

請に係る飛行場外離着陸場（以下「場外離着陸場」という。）位置図、概要図及び場外離着陸場の土地使用承諾書を作成し、訓練日の1箇月前までに提出すること。

- (2) 離着陸場地帯には、所定の標識を設け、散水等必要な措置を講ずること。
- (3) 防災ヘリの離着陸に際しては、人員を配置して離着陸地帯及びその付近への立ち入りを禁止すること。
- (4) 防災ヘリの離着陸に伴う騒音、砂塵等について、事前に離着陸場所及び訓練場所周辺住民の理解を得ておくこと。また、万一これらの苦情が発生した場合には、市町村等の責任で処理すること。
- (5) 防災航空隊が行う場外離着陸場の事前調査及び事前の訓練に際しては、(2)～(4)の処置を講ずること。
- (6) 訓練に必要な資機材の借用、陸上輸送等が必要な場合には、所要の協力を行うこと。

(訓練に伴う事故)

第7 防災ヘリの運航上の事故を除き、市町村等の重大な過失に伴い訓練参加者及び第三者に損害を与えた事故については、県は責任を負わないものとする。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

様式第1号

青森県防災ヘリコプター使用年間予定表（ 年度）
（防災訓練等利用）

青森県危機管理局長 殿

機 関 名
担当者所属
氏 名
外線・内線

1 防災訓練等実施予定日時

2 防災訓練等の名称

3 訓練予定場所

4 実施を希望する訓練内容

偵察訓練 ・ 人員・物資輸送訓練 ・ 広報訓練 ・ 空中消火訓練 ・ 救助救出訓練 ・
救急搬送訓練

5 場外離着陸場予定地

6 その他参考となる事項

青森県危機管理局長 殿

申 請 者
担当者所属
氏 名
外線・内線

青森県防災ヘリコプター訓練出動申請書

このことについて、下記のとおり防災（消防）訓練を実施しますので、青森県防災ヘリコプターの出動を申請します。

記

1 出動希望日時

年 月 日 ()

時 分 ～ 時 分 (飛行予定時間)

2 防災（消防）訓練の名称

3 訓練実施場所

4 実施を希望する訓練内容

偵察訓練 ・ 人員・物資輸送訓練 ・ 広報訓練 ・ 空中消火訓練 ・ 救助救出訓練 ・
救急搬送訓練

5 場外離着陸場予定地

(1) 予定場所

(2) 施設名

6 その他（添付資料等）

(1) 防災（消防）訓練実施計画書

(2) 場外離着陸場予定地付近見取り図

(3) その他参考となる資料

〇〇市町村防災（消防）訓練実施計画書

1 防災訓練等開催日時

年 月 日（ ）
時 分 ～ 時 分

2 実施予定場所

(1) 場 所

(2) 施設名

3 訓練の概要

(1) 主催者（担当課、担当者氏名まで記入）

(2) 参加予定団体、参加予定人員

(3) 訓練の目的

(4) 災害想定

(5) 訓練項目、訓練内容等

(注) 貴市町村等の防災訓練等の実施計画書が作成されていない場合、この様式により提出してください。

様式第3号

青森県防災ヘリコプター訓練出動通知書

第 号
年 月 日

(申請者)

殿

青森県危機管理局長
(公印省略)

年 月 日付け、第 号で申請のあった青森県防災ヘリコプターの訓練出動について、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 出動日時

年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

2 防災訓練等の名称

3 条 件

16 広域航空消防応援受援マニュアル

第1 目的

本マニュアルは、青森県内において、大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域航空消防応援に係る受入れについて、迅速かつ的確に対応するための必要事項を定めるものとする。

第2 対象とする災害

本マニュアルを適用する災害は青森県内で発生した、地震、石油コンビナート火災、林野火災等の大規模な災害で広域的な航空応援を必要とする災害とする。

第3 防災航空隊員等の動員計画と連絡系統

防災航空センター所長（以下「所長」という。）及び隊長又は運航責任者が指定する者（以下「運航指揮者」という。）は災害活動中の運航を除き、全ての業務飛行を中断又は中止させる。

また、勤務時間外にあっては、青森県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画に基づき参集するものとする。

第4 防災航空隊員の参集方法

各自可能な交通手段を用いて次の点に留意し参集するものとする。

- (1) 参集途上においても被害状況の把握等、情報収集に努めること。
- (2) センター到着予想時刻をセンターに報告すること。
- (3) 何らかの理由により参集できない場合は、その旨を所長又は運航指揮者に報告し、指示を受けること。

第5 防災航空隊の初動体制

1 運航指揮者の任務

運航指揮者は災害発生入電及び覚知と同時に出動体制の準備を指示するとともに、各種広域応援協定等に基づき、応援消防・応援防災航空隊等に対し必要な情報の提供を「広域航空応援に係る災害情報確認表（第1号様式）」によりFAX等で行うものとする。

2 防災航空隊員（勤務者）の任務

- (1) 防災航空隊員（勤務者）は、運航指揮者の指示に基づき必要資機材の搭載など出動準備体勢を整え、準備が完了した旨を所長及び運航指揮者へ報告する。
- (2) 格納庫及び青森空港基地内に不具合が生じ、機体の搬出ができない場合は直ちに、消防庁並びに所長及び消防保安課長に連絡するものとする。
- (3) 出動準備内容
 - ア 災害に対応する資機材の準備、搭載
 - イ 個人装備品の搭載
 - ウ 受援に伴う情報提供資料の準備、発送

エ 臨時場外離着陸場の選定

- * 発災地の直近で現地指揮本部から連絡が容易な場所
- * 同時に3～4機、着陸・駐機が可能な場所

オ 発災消防本部等への地上支援に関する連絡

(内容)

- * 臨時場外離着陸場での警戒、散水
- * 臨時場外離着陸場使用に伴う関係機関への連絡
- * 離着陸ポイントにHマークの標示(直径7m)
- * 離着陸の支障とならない所に吹流しの設置
- * 発災場所の地図の準備(1/10,000)
- * 現地指揮本部との連絡手段の確保
- * 水利の確保等その他必要事項

3 機長の任務

(1) 担当機長は、速やかに出動準備を行い、運航指揮者に報告する。

(2) 出動準備内容

- ア 災害内容の確認
- イ 臨時場外離着陸場の選定
- ウ 気象状況の確認
- エ 飛行ルート決定
- オ 飛行計画の作成
- カ スポットの確保
- キ その他必要事項(使用無線の決定等)

4 整備士の任務

(1) 担当整備士は速やかに出動準備を行い、運航指揮者に報告する。

(2) 出動準備内容

- ア 航空機の点検準備
- イ 臨時場外離着陸場での燃料補給体制の確保
- ウ その他必要事項

5 運航管理の任務

運航管理担当者は、災害情報を入電した際は、航空機が運航に必要な情報の収集を行うとともに、関係機関との連絡調整並びに燃料補給等の調整を行うものとする。

- * 燃料補給連絡先

(有) 船水礦油販売給油所 電話 017-739-3741

弘済企業株式会社 電話 03-3226-5811

03-5363-6106

6 防災航空隊員参集者の任務

招集の指示により参集した隊員は、災害の内容、規模等を確認し、臨時場外離着陸場での必要資機材準備及び出動支援車への積載等の応援受入準備を行うものとする。

第6 航空機の出動と災害状況報告書等

防災航空隊員（勤務者）は航空機の出動準備と要請先への情報提供が完了次第直ちに航空機で出動し、災害状況の偵察、情報収集を行い、次のとおり報告するものとする。

なお、直接報告先に報告できない場合はセンターを通じて報告する。

また、偵察及び情報収集中、救助事案等を自己覚知した場合は運航指揮者の指示により対応するものとする。

1 報告先

- (1) 青森県災害対策本部（青森県消防保安課）
- (2) 発災地現地指揮本部（消防無線：主運用波 統制波）

2 報告内容

- (1) ヘリコプターテレビ電送システムによるライブ中継等の災害現場を撮影した記録媒体等
- (2) 火災発生状況及び風水害状況等
 - ア 延焼範囲、延焼方向
 - イ 倒壊家屋の状況
 - ウ 土砂崩れ等の状況
 - エ 水没地区、家屋の状況、
 - オ 河川、ため池の状況
- (3) 主要道路の状況等
 - ア 国道、県道の崩壊（水没）状況
 - イ 橋りょうの崩壊（水没）状況
- (4) 海岸線の状況
 - 高潮等による被害状況
- (5) 石油基地等危険物施設の状況
 - ア 災害発生状況
 - イ 油等の漏洩状況
 - ウ タンク破損状況

（参考）情報収集時の搭載資機材

- ・ ヘリコプターテレビ電送システム
- ・ ビデオカメラ（記録媒体、予備バッテリー）
- ・ デジタルカメラ（記憶媒体予備）

第7 臨時場外離着陸場での応援航空機受け入れ体制の確保

1 臨時場外離着陸場での使用無線及び航空管制

使用区分 (チャンネル)			周 波 数	
消防 防災 ヘリ	消防波	全 国	統制波 1	
			統制波 2	
			統制波 3	
	航空波	全 国	航空機相互間	1 2 2. 6 MHz
			災害時飛行援助通信	1 2 3. 4 5 MHz
自衛隊 ヘリ	航空波	全 国	災害時飛行援助通信	1 2 3. 4 5 MHz

2 臨時場外離着陸場上空における航空管制については原則として次の要領で実施する。

- (1) 交信してきた応援機の位置、高度を確認する。
- (2) 進入については特別な場合を除き、交信してきた順に進入させる。
- (3) 多数機が飛来してきた場合又は飛来する場合はあらかじめ設定したスポットに安全確保を図りながら着陸させる。

第8 応援航空機との打ち合わせ

運航指揮者は各応援機が到着次第、各応援隊運航指揮者に災害状況の概要等を説明するとともに、活動方針を協議するものとする。

- (1) 応援航空隊として活動可能な内容等を確認する。
(例) 偵察、空撮、救助救出、救急、消火、物資輸送、人員搬送等
- (2) 応援航空隊の活動ローテーションの作成等
- (3) 燃料補給要領等の確認

第9 応援航空隊の活動

広域航空応援に係る活動の種別は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急対策活動 : 現場把握、情報収集、指揮支援等の活動
 〃 : 物資、人員等の輸送活動
- (2) 救急活動 : 救急搬送のための活動
- (3) 救助活動 : 人命救助のための活動
- (4) 火災防衛活動 : 消火のための活動

第10 応援航空隊到着後の航空隊の組織体制及び任務分担

- 1 運航指揮者は各航空隊を統括し、運航に関する指示を行う。
- 2 所長が指名する者は、消防応援活動調整本部、現地指揮本部又は臨時場外離着陸場等で各航空機の運航調整に関し、応援航空機運航指揮者と連絡調整を行う。
- 3 青森県防災航空隊の任務分担は別表1、災害対策本部等設置時における活動系統図は別表2のとおりとする。

第11 応援航空隊の活動記録管理

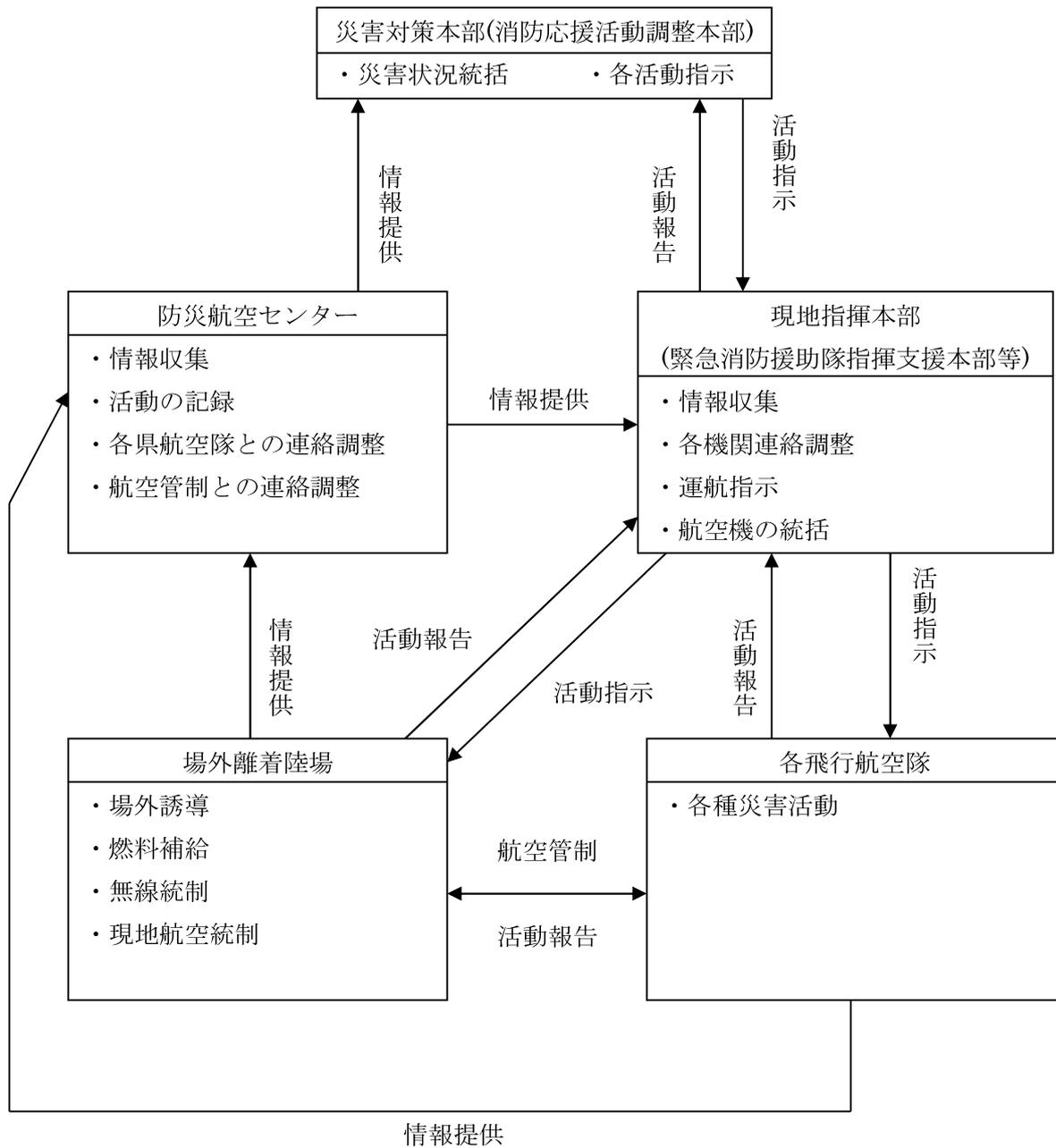
各応援航空隊の活動記録実績の記録管理は次の様式により取りまとめ、緊急運航報告書とともに運航監督者へ報告するものとする。

- | | | |
|-----|----------------------|-------|
| (1) | 災害の経緯 | 第2号様式 |
| (2) | 応援航空隊活動状況 | 第3号様式 |
| (3) | 広域航空消防応援に係る自治体経費状況調べ | 第4号様式 |

防災航空隊員等の任務分担

任 務	担 当	内 容
消防応援活動 調整本部 又は現地指揮 本部 (統 括)	隊長又は隊長が指名する 者 (1名)	1 災害対策本部等の調整 2 応援航空隊の活動方針の決定、指示 3 情報収集及び取得情報の伝達指示
臨 時 場 外 離 着 陸 場	隊長又は隊長が指名する 者 (1名)	1 応援航空隊の活動調整 2 情報収集及び取得情報の伝達指示
	無線統制 航空隊員 (1名) 応援航空機、現地指揮本部等の連絡調整	
	燃料補給 及び整備 担当整備士 (1~2名)	1 応援隊整備従事者との連絡調整と整備 に関すること 2 燃料補給の確保、補給場所の指定と燃料 補給の安全確保 3 燃料補給等の記録管理 4 臨時場外離着陸場での機体保全
飛 行	航空隊員 (3~5名) 担当操縦士 (2名) 担当整備士 (1名)	各種災害防御等飛行活動
防 災 航 空	記録及び 連絡調整 センター待機隊員又は 常駐消防保安課員	1 活動班及び応援隊の活動記録 2 災害対策本部ほか各機関への情報提供 3 応援各県隊との連絡調整
空 セ ン タ ー	総 括 運航管理 所 長	1 災害対策本部等との連絡調整 2 青森県防災航空隊の総括

災害対策本部等設置時における活動系統図



広域航空応援に係る災害情報確認表 (青森県防災航空隊)

担当者

TEL 017-729-0355

FAX 017-729-0377

災害種別			
災害発生場所	青森県		
災害の現況			
気象状況 (災害発生場所)	天候	風向	風速 視程
現地の臨時離着陸場の 位置、名称			
臨時場外離着陸場での 航空管制	航空機相互間	災害時飛行援助通信	統制波 1
	AM波 122.6 MHz	AM波 123.45 MHz	
給油体制	場 所	方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ドラム給油 (本) ・空港給油 (L)
その他必要事項			

* 場外・現地の図面等を添付し FAX

(応 援 航 空 隊 活 動 状 況)

年 月 日

機番:

航空隊

No.	飛行時間		飛行内容	搭乗人員	燃料補給	
	時間帯	飛行時間			給油量(リットル)	場所
1	~					
2	~					
3	~					
4	~					
5	~					
6	~					
7	~					
8	~					
9	~					
10	~					
合計	活動時間.....					
備考	要請機関..... 要請時間..... 要請解除..... 要請内容..... 使用場外.....					

広域航空消防応援に係る自治体経費状況調べ

関係先	連絡先	経費等										備考														
		航空燃料(単位:リットル)					計	派遣人員																		
		日	日	日	日	日		P	M	R	P		M	R												
広域 応援 分	県	TEL																								
	航空隊	FAX																								
	県	TEL																								
	航空隊	FAX																								
	県	TEL																								
	航空隊	FAX																								
	県	TEL																								
	航空隊	FAX																								
	県	TEL																								
	航空隊	FAX																								
	県	TEL																								
	航空隊	FAX																								
	県	TEL																								
	航空隊	FAX																								
	日計		DM(リットル)																							

※ P:操縦士、M:整備士、R:航空隊員

※ (有)船水礦油販売 連絡先:(017)739-3741

17 青森県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊受援計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、青森県内の市町村において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援を受ける場合において、航空部隊及び航空指揮支援隊（以下「航空部隊等」という。）が円滑に活動できる体制の確保等を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第40条に基づく青森県緊急消防援助隊受援計画（以下「全体受援計画」という。）に定めるもののほか、航空部隊等の受援について必要な事項を定める。

2 用語の定義

この計画において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 活動拠点ヘリベース（以下「HB」という。）

災害の終始を通じて、航空部隊による消防活動の指揮（指示及び任務付与）を実施し、かつ、駐機、給油、装備、整備及び宿泊（近隣への宿泊を含む。）をすることが可能な活動拠点並びに航空部隊等の進出拠点（集結場所）をいう。

(2) フォワードベース（以下「FB」という。）

被災地近傍の飛行場外離着陸場等で、HBに都度帰投することなく航空活動を安全かつ効率的に継続することを目的として設置する離着陸、給油、人員の乗降機、装備・物資等の積み降ろしが可能な拠点をいう。

(3) ランディングポイント（以下「LP」という。）

上記（1）（2）に掲げるもののほか、救助者や緊急物資の陸上部隊への引継ぎ等災害対応をするための離着陸を行う地点をいう。

(4) 消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）

緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するために、消防組織法第44条の2の規定に基づき知事が設置するものをいう。

(5) 航空機運用調整チーム

大規模災害発生時に青森県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）において、消防、警察、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT等の航空機運用関係者等の参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整等を行い、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものをいう。

(6) ヘリベース指揮者

HBで航空部隊による消防活動の指揮（指示及び任務付与）を行う者をいい、原則として青森県防災航空隊（以下「県航空隊」という。）の隊長がその任に当たるものとする。

(7) 航空隊員等

県航空隊の隊長、副隊長、隊員及び運航委託会社に所属して防災ヘリコプターの操縦、整備点検、運航管理等に従事する職員をいう。

(8) 航空部隊

航空小隊により編成され、必要に応じ、航空後方支援小隊を加えたものをいう。

(9) 航空小隊

主として被災地における航空機（消防防災ヘリコプター）を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とするものをいう。

(10) 航空後方支援小隊

主としてHB等における航空部隊等の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とするものをいう。

(11) 航空指揮支援隊

指揮支援部隊として出動し、ヘリベース指揮者を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とするものをいう。

(12) 航空支援員

大規模災害時における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定（以下「航空支援協定」という。）に基づき県内の消防機関から派遣され、HB等においてヘリベース指揮者の指揮を受け後方支援及び運航支援等を行う消防職員をいう。

3 航空部隊等の活動分類

この計画において、航空部隊等の活動分類については、次のとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊、指揮支援隊又は航空指揮支援隊の輸送活動
- (2) 情報収集活動
- (3) 救助・救急・輸送活動
- (4) 消火活動
- (5) 航空後方支援活動
- (6) 航空指揮支援活動
- (7) その他（航空搬送拠点臨時医療施設（以下「SCU」という。）支援活動、避難誘導、広報等）

第2章 事前計画

1 要請から出動までの体系

応援活動に従事する航空部隊等の要請から出動までの系統図は、資料1「要請から出動までの系統図」のとおりとする。

2 参集基準

航空隊員等及び青森県職員（青森県防災航空センター所長及び事務員）の参集基準は、資料2「青森県防災航空隊員等の参集基準」のとおりとする。

3 HBの決定

HBは、原則として青森空港（青森県防災航空センター（以下「防災航空センター」という。））とし、資料3「青森空港HB等基本情報」により航空部隊として登録されている消防防災航空隊へ情報提供するものとする。

青森空港（防災航空センター）が被災等により使用できない場合、調整本部及びヘリベース指揮者は、資料4「HB及びFB一覧」を活用し、航空機運用調整チーム及び第2順位以降のHBの管轄消防本部と調整の上、代替HBを設定するものとする。

なお、代替HBの設定に当たり、代替HBの管理者等と使用の可否等について協議するものとする。

4 HBにおける班構成及び各班の任務

HBにおける班構成及び各班の任務については、資料5「HB等における班編成及び各班の任務」のとおりとする。

5 HBの配置

ヘリベース指揮者は、HBの配置及び駐機スポット等の各種情報について資料6「HB配置図」を作成し、航空部隊として登録されている消防防災航空隊へ情報提供するものとする。

なお、青森空港（防災航空センター）をHBとする場合、ヘリベース指揮者は、駐機スポット等について青森空港管理事務所と調整するものとする。

6 食料の備蓄及び宿泊場所の調整

HBにおける食料等の確保及び航空部隊等の宿泊場所の調整については、次のとおりとする。

- (1) HBの食料等を確保するため、防災航空センターに必要な食料、飲料水等を備蓄しておくものとする。

備蓄量については、青森空港の最大受入機体数（24機）や要請要綱別表C及びDを参考に最低限必要数として10機（8名搭乗）の3日分とする。

- (2) 宿泊場所の調整については、別表1「宿泊場所一覧表」により航空部隊等に情報を提供するものとする。

また、航空部隊等が宿泊場所までの移動手段を確保できず輸送が必要となる場合は、輸送手段についてヘリベース指揮者と調整本部が調整するものとする。

第3章 災害発生時のHBの体制等

1 航空部隊等の要請時の協議

県航空隊は航空部隊等の応援が必要な場合は、任務、必要機体数及びHBの受入可能機体数等について、県災対本部と協議するものとする。

被害状況が把握できない場合は、速やかに総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空グループ（以下「消防庁航空グループ」という。）と協議するものとする。

2 航空指揮本部の設置

県航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、HBに指揮本部（以下「航空指揮本部」という。）を設置し、運用に関する指揮はヘリベース指揮者がその任に当たるものとする。

航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び航空部隊等の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 航空指揮支援隊の要請

ヘリベース指揮者は、多数の航空小隊の活動管理が必要と認めるときは、航空指揮支援隊の出動を調整本部に要請するものとする。

4 航空指揮支援本部の設置

航空指揮支援隊が出動した場合、指揮支援部隊長は、航空指揮本部と同一の場所に青森県緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置し、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。

航空指揮支援本部は、航空指揮本部と緊密に連携するものとし、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

また、航空指揮支援本部長は、必要に応じて航空指揮支援隊の隊員を調整本部又は航空機運用調整チーム等へ派遣するものとする。

- (1) 航空部隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
- (2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
- (3) 調整本部に対する報告に関すること。
- (4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

5 航空後方支援小隊等の要請

ヘリベース指揮者及び航空指揮支援本部長は、航空部隊等に対する輸送・補給活動等が必要と認めるときは、航空後方支援小隊又は都道府県大隊の後方支援小隊をHB等に派遣するよう、調整本部に要請するものとする。

6 航空支援員の要請

ヘリベース指揮者は、航空部隊等の活動を効果的及び効率的に実施するため必要と認めるときは航空支援員の派遣について、調整本部に要請するものとする。

派遣要請をするにあたって、ヘリベース指揮者は、参集場所を指定するとともに、航空支援協定第3条（別紙様式2）によって派遣消防機関へ連絡するものとする。

7 青森空港への受入体制

青森空港をHBとする場合、ヘリベース指揮者は、航空小隊の応援要請を行うにあたり（要請要綱第31条に基づき迅速出動をする場合を含む。）、青森空港管理事務所長に対し、航空小隊の受入れについて、次のとおり依頼するものとする。

(1) 日中における受入れ

青森空港に航空小隊が駐機できるよう、駐機スポットの拡大及び確保を依頼するものとする。

(2) 夜間における受入れ

上記(1)に加え、夜間照明の点灯、リモートコントロール等を依頼するものとする。

8 燃料補給体制の確保

(1) 燃料補給基地は原則として青森空港とし、調整本部及び航空指揮本部は、資料7「航空機燃料取扱業者」に記載する取扱業者（以下「航空機燃料取扱業者」という。）に対し航空機燃料の搬送、補給等を依頼し確保するものとする。

(2) 代替HB及びFBにおいて燃料補給が必要な場合、調整本部及び航空指揮本部は、資料4「HB及びFB一覧」及び別表2「備蓄燃料一覧表」により燃料備蓄量を勘案し、航空機運用調整チームと協議の上、燃料確保の方法を決定するものとする。

(3) 代替HB及びFBに多量の燃料が必要な場合、調整本部及び航空指揮本部は、代替HB及びFBの管轄消防本部と調整し、消防法（昭和23年法律第186号）第10条第1項ただし書に規定する危険物の仮貯蔵・仮取扱いについての承認がなされたことを確認の上、航空機燃料取扱業者に燃料の搬送を依頼するものとする。

(4) 燃料補給体制が確保できない場合、調整本部及び航空指揮本部は、消防庁航空グループに燃料の確保等について依頼するものとする。

9 航空部隊等との情報連絡

応援要請を行った後における消防庁航空グループ及び航空部隊等との情報連絡については、次のとおりとする。

(1) 航空部隊等への情報提供

ヘリベース指揮者は、調整本部及び航空機運用調整チームと調整の上、HBの状況等の情報を様式1「受援航空隊情報提供事項」、資料3「青森空港HB等基本情報」及び資料6「HB配置図」により、速やかに航空部隊等及び消防庁航空グループに情報提供するものとする。

(2) 航空部隊等からの情報収集

ヘリベース指揮者は、航空小隊の機体、出動人員及び人員構成等の情報を様式2「航空部隊等情報提供事項」により、航空部隊等及び消防庁航空グループから速やかに収集するものとする。

(3) 航空部隊等の連絡先

航空部隊等の連絡先については、あらかじめ消防庁から配布されているデータベース等を活用するものとする。

10 県航空隊副隊長等の県災対本部等への派遣

ヘリベース指揮者は、県災対本部及び調整本部が設置された場合、次のとおり県航空隊の副隊長1名及び隊員1名を派遣するものとする。

派遣された副隊長及び隊員は、消防活動等を行う航空部隊と陸上部隊との連絡調整に当たるものとする。

(1) 県災対本部が設置された場合、統括調整部対策班に派遣するものとし、副隊長は実動部隊チーム、隊員は航空機運用調整チームの任に当たるものとする。

(2) 調整本部が設置された場合、上記(1)の実動部隊チームに派遣された副隊長が調整本部の本部員を兼務するものとし、調整本部と航空機運用調整チームとの連絡調整に当たるものとする。

(3) 関係機関の航空機運用関係者が参集した場合、上記(1)の航空機運用調整チームに派遣された隊員が、各機関と航空機の活動エリアや任務の調整、情報共有等を行い、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

11 調整本部から航空指揮本部への連絡調整員等の派遣

ヘリベース指揮者は、航空部隊の活動状況等に応じて情報共有等のため必要と認めるときは、調整本部から航空指揮本部への連絡調整員等の派遣について、調整本部に要請するものとする。

12 統括指揮支援隊等の受入体制

統括指揮支援隊等の受入れについては、全体受援計画によるほか、調整本部と航空指揮本部で調整の上、次のとおり行うものとする。

(1) 統括指揮支援隊及び消防庁職員等の受入れについては、次のとおり行うものとし、被災状況等により、受入困難な状況が確認されたときは、速やかに消防庁航空グループに連絡するものとする。

ア 離着陸場所は、原則として青森県庁屋上ヘリポートとし、離着陸の際の安全管理は航空機運用調整チームに派遣された隊員及び調整本部の職員が行うものとする。

イ 青森県庁屋上ヘリポートが使用できない場合の離着陸場所はHBとし、HBの管轄消防本部又は青森県等の車両により青森県庁(調整本部)へ移動するものとする。

(2) 指揮支援隊の受入れについては、次のとおり行うものとする。

ア 離着陸場所は、原則としてHBとし、その後、空路又は陸路で被災市町村(被災地管轄消防本部庁舎)へ移動するものとする。

イ HBから空路で被災市町村(被災地管轄消防本部庁舎)へ移動する場合の離着陸場所については、調整本部と航空指揮本部で調整の上、速やかに決定するものとする。

ウ HBから陸路で被災市町村(被災地管轄消防本部庁舎)へ移動する場合の車両については、調整本部で調整するものとする。

(3) 航空指揮支援隊の受入れについては、次のとおり行うものとする。

ア 受入場所は、HBとし、航空指揮支援隊輸送航空小隊又は自隊の車両等により出動するものとする。

イ ヘリベース指揮者は、航空指揮支援隊長がHBに到着後、速やかに県内の被害状況及び航空部隊の活動状況等について伝達するものとする。

13 F Bの設定

調整本部及びヘリベース指揮者は、被災地がHBから遠隔地である等、航空小隊の活動上必要と認める場合は、資料4「HB及びFB一覧」を活用し、航空機運用調整チーム及びFBの管轄消防本部と調整の上、FBを設定するものとする。

なお、FBの設定に当たり、FBの管理者等と使用の可否等について協議するものとする。

14 F Bの安全管理体制

ヘリベース指揮者は、調整本部及びFBの管轄消防本部と協議し、県航空隊員等及びFBの管轄消防本部職員等によりFBの安全管理体制を確保するものとする。

さらに、FBの運用を行う上で必要があると認める場合は、航空支援員及び航空後方支援小隊の隊員を派遣するものとする。

15 L Pの設定

調整本部及びヘリベース指揮者は、任務、被災状況等により、航空小隊の活動上必要と認める場合は、資料8「LP一覧」を活用し、航空機運用調整チーム及びLPの管轄消防本部と調整の上、LPを設定するものとする。

資料8「LP一覧」で指定された場所以外であっても、ヘリベース指揮者及び航空小隊の指揮者は、災害救助活動上の必要性から、機長の現地視認による判断に基づいた適地をLPに設定することができるものとする。

なお、LPの設定に当たり、LPの管理者等と使用の可否等について協議するものとする。

16 L Pの安全管理体制

ヘリベース指揮者は、LPの管轄消防本部と協議し、LPの管轄消防本部職員によりLPの安全管理体制を確保するものとする。

さらに、LPの運用を行う上で必要があると認める場合は、県航空隊員等、航空支援員及び航空後方支援小隊の隊員を派遣するものとする。

17 災害拠点病院付近の離着陸場の設定

調整本部及びヘリベース指揮者は、ヘリコプターにより傷病者を災害拠点病院へ搬送する場合の離着陸場について、資料9「災害拠点病院付近の離着陸場」を活用し、航空機運用調整チーム、離着陸場の管轄消防本部又は院内ヘリポートを有する病院等施設管理者、DMAT等と協議の上、離着陸場を設定するものとする。

また、航空搬送拠点（広域医療搬送を行う大型回転翼機又は固定翼機が離発着可能な拠点であって、SCUが設置可能なものをいう。）に多数の傷病者を搬送する等、ヘリコプターの離着陸スペースが複数必要となる場合は、資料4「HB及びFB一覧」及び資料8「LP一覧」を活用し、航空機運用調整チーム、HBの管轄消防本部、FBの管轄消防本部、LPの管轄消防本部及びDMAT等医療班と協議の上、離着陸場を設定するものとする。

第4章 航空部隊等の運用等

1 航空部隊等の受付

航空部隊等がHBに到着した後、様式3「緊急消防援助隊航空部隊等受入一覧表」により受付を行うものとする。

2 航空機の運用調整

航空機運用調整チームは、県内の市町村及び消防本部に対して別紙「防災ヘリコプターの出動要請等について」を通知し、航空機による消防活動を必要とする事案についての情報及び要請等は航空機運用調整チームで受付ける旨を周知するものとする。

航空機運用調整チームは、航空機の運用調整に際し、調整本部及び航空指揮本部と協議するものとする。

3 航空部隊への活動要請及び任務付与

航空部隊への活動要請及び任務付与は、次のとおり行うものとする。

- (1) 航空機運用調整チームによる調整を受け、調整本部は、ヘリベース指揮者に対し様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」により航空部隊の活動要請を行うものとする。ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動の可否を確認し、調整本部及び航空機運用調整チームに回答するものとする。
- (2) ヘリベース指揮者は、航空部隊の出動が可能と確認した場合は、様式4「事案受付・活動指示及び結果報告書」により、航空部隊へ事案に対する任務を付与し、調整本部及び航空機運用調整チームに情報提供するものとする。
ヘリベース指揮者は、様式5「事案管理一覧表」により、事案に対する任務付与状況を管理するものとする。
- (3) 任務付与に当たっては、活動場所周辺の案内図（活動場所の緯度・経度を記載する。）、活動場所付近の地図（送電線等の障害情報を記載する。）、LPの地図（概要図を含む。）等を添付するものとする。

4 航空情報（ノータム）の発出要請等

ヘリベース指揮者は、多数の航空機の飛行により必要があると判断した場合には、国土交通省東京航空局の青森空港出張所、三沢空港事務所及び航空機運用調整チーム等と調整し、国土交通省航空局安全部運航安全課（電話03-5253-8737）に航空情報の発出を要請するものとする。

また、航空情報が発出された場合には、航空部隊と情報を共有し、二次災害の防止を図るものとする。

ヘリベース指揮者は、サイレントタイム設定についての連絡があった場合は、航空部隊に周知を図る等の協力をするものとする。

5 航空機の交錯防止の処置等（フライトルール）

航空指揮本部及び航空機運用調整チームは、航空機の安全運航を確保するため必要に応じて、関係機関等と連携し、次のとおり調整を図るものとする。

- (1) 多数の航空機が一定の活動空域に投入される場合は、活動空域名を付するものとし、空域に進入する航空機は、無線により他の航空機へ周知するものとする。

例 活動空域が青森市の場合「青森ローカル」

活動空域が弘前市の場合「弘前ローカル」

- (2) 活動空域への飛行ルートが限定される場合は、目標対象物を定め右側飛行を原則とし、ランディングライト等を点灯するものとする。

ただし、災害状況及び航空機等の状況により変更する場合もある。

例 青森空港から弘前市間のルートの場合

東北自動車道を目標対象物（中心線）として右側飛行とする

6 関係機関との連携

航空指揮本部及び航空指揮支援本部は、航空に係る緊急消防援助隊の活動が効果的に円滑に行われるように、活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する関係機関と緊密な連携を図るものとする。

また、関係機関との連絡調整について、必要に応じて県災対本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

7 航空部隊等の活動報告

航空部隊等の活動報告は、次のとおり行うものとする。

- (1) 航空指揮支援本部長（航空指揮支援本部が置かれていない場合にあっては、ヘリベース指揮者。7（2）及び8（5）を除き、以下この章において同じ。）は、事案に対する任務が完了した航空小隊長から、様式4「事案受付・活動指示書及び結果報告書」の提出を求めるとともに被害状況、活動状況その他必要な事項について報告を受けるものとする。
 - (2) 上記（1）の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。航空指揮支援本部が置かれていない場合にあっては、上記（1）の報告を受けたヘリベース指揮者が、調整本部に対して報告するものとする。
 - (3) 航空指揮支援本部長は、毎日の活動終了後、航空部隊の各小隊長から、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）第31条（別記様式2）に規定する活動日報の作成及び報告を求めものとする。
 - (4) 航空指揮支援本部長は、運用要綱第31条（別記様式2）に規定する活動日報を作成するとともに、上記（3）の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長及び消防庁航空グループに対して報告するものとする。
- 8 航空部隊等の引揚げ
- 航空部隊等の引揚げは、次のとおり行うものとする。
- (1) 航空部隊の引揚げは、ヘリベース指揮者の意見を踏まえ、調整本部及び航空機運用調整チームが協議の上、青森県災害対策本部長（青森県知事）の指示により決定し、指揮支援部隊長に対して、直ちにその旨を通知するものとする。
 - (2) 上記（1）の通知を受けた指揮支援部隊長は、航空指揮支援本部長に対して、直ちに航空部隊の引揚げ決定を連絡するものとする。
 - (3) 上記（2）の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに引揚げ決定を連絡するものとする。
 - (4) 上記（3）の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して活動概要、異常の有無等を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。
 - (5) 上記（4）の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告するものとする。航空指揮支援本部が置かれていない場合にあっては、上記（4）の報告を受けたヘリベース指揮者が、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
航空部隊の引揚げに伴い、指揮支援部隊長の了承を得た航空指揮支援本部長は自隊の車両等により引揚げるものとする。
 - (6) 調整本部は、消防庁航空グループに航空部隊等の引揚げについて報告するものとする。

第5章 通信運用

1 通信連絡体制等

緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、電話（固定、携帯及び衛星）、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）、防災情報ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク、消防防災無線、防災行政無線、防災相互通信用無線、消防無線、航空無線その他の無線を使用するものとする。

各消防防災航空隊及び関係機関の連絡先については、あらかじめ消防庁から配布されている航空隊連絡先一覧及び全体受援計画の別表第4のとおりとする。

2 航空部隊等の無線運用体制

航空部隊等の活動時の無線運用を円滑に行うため、県内における無線種別及び無線運用体制については、全体受援計画第17に定めるもののほか資料10「周波数リスト」のとおりとし、運用に当た

っては指揮支援部隊長による指定のもと、ヘリベース指揮者が、航空機運用調整チームと調整するものとする。

被災地が複数の都道府県にわたり、各都道府県において航空部隊等が活動する場合にあっては、各都道府県の調整本部間において、使用する統制波等について調整を行うものとする。この場合において、調整本部は、調整した結果を航空指揮本部に連絡するものとする。

3 情報共有等

航空指揮本部及び航空指揮支援本部は、運用要綱第30条（別記様式1）により情報連絡体制の明確化を図るものとする。また、ヘリコプター動態管理システム及び支援情報共有ツールを積極的に活用し、航空小隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

4 ヘリコプターテレビ電送システムの運用

航空小隊が搭載するヘリコプターテレビ電送システム（以下「ヘリテレ」という。）の映像情報の活用管理は、災害対本部及び調整本部の指示により行うものとし、受信及び運用体制は、次のとおりとする。

(1) 可搬型受信装置による受信

ヘリテレのチャンネルはDchを使用し、映像・音声電波（15GHz帯）の受信は、防災航空センター保有の可搬型受信装置にて行うものとする。可搬型受信装置のサービスエリアの目安は無指向性電波で約15kmであり、車両にて適地へ搬送、設置し受信するものとする。サービスエリア外からの電送については録画映像の電送等、適切な手段により対応するものとする。

可搬型受信装置の操作者とヘリテレ電送を実施する航空小隊との情報連絡には連絡用無線等を活用するものとする。

(2) 地域衛星通信ネットワークの活用

調整本部は、緊急消防援助隊の活動に必要な被害情報等の映像情報を、被災市町村及び被災地管轄消防本部等に対して、積極的に地域衛星通信ネットワークを経由して配信するものとする。

なお、上記（1）によりヘリテレの可搬型受信装置を運用する際は、青森県庁保有の可搬型衛星地球局VSATをヘリテレの可搬型受信装置と同じ場所に搬送、接続することにより、地域衛星通信ネットワークを経由して配信することも考慮するものとする。

(3) ヘリコプター位置情報システムの併用

ヘリテレの運用時、「ヘリコプター位置情報システム（消防庁規格）」を搭載した航空小隊は、原則として、ヘリコプター位置情報（消防庁規格）を電送するものとする。

※ヘリコプター位置情報システム（ヘリコプター動態管理システムとは異なる）

機体の位置情報（緯度経度、高度等）をヘリテレの映像情報と同時に電送するシステム

5 衛星電話の運用

消防波、航空波等の無線不感地域においては、必要に応じて、衛星電話を活用するものとする。その運用については、調整本部及びヘリベース指揮者の指示によるものとする。

(1) 衛星電話

災対本部（002-801-810-1-4132）

(2) 衛星携帯電話（ワイドスター）

HB（据置設置： ██████████）

FB（ ██████████）

(3) 航空小隊搭載衛星電話

青森県防災ヘリコプター搭載の衛星電話（イリジウム： ██████████）

その他の航空小隊については、あらかじめ消防庁から配布されているデータベース記載の番号

第6章 その他

航空部隊等の受援に関する対応訓練の実施

県航空隊は、航空部隊等の受援時において円滑かつ迅速な対応を図るため、防災訓練等の機会を捉え、本計画を踏まえた受援に関するH B等の運営訓練を定期的実施するものとする。

附 則

この計画は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年1月22日から施行する。

附 則

この計画は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この計画は、令和2年4月15日から施行する。

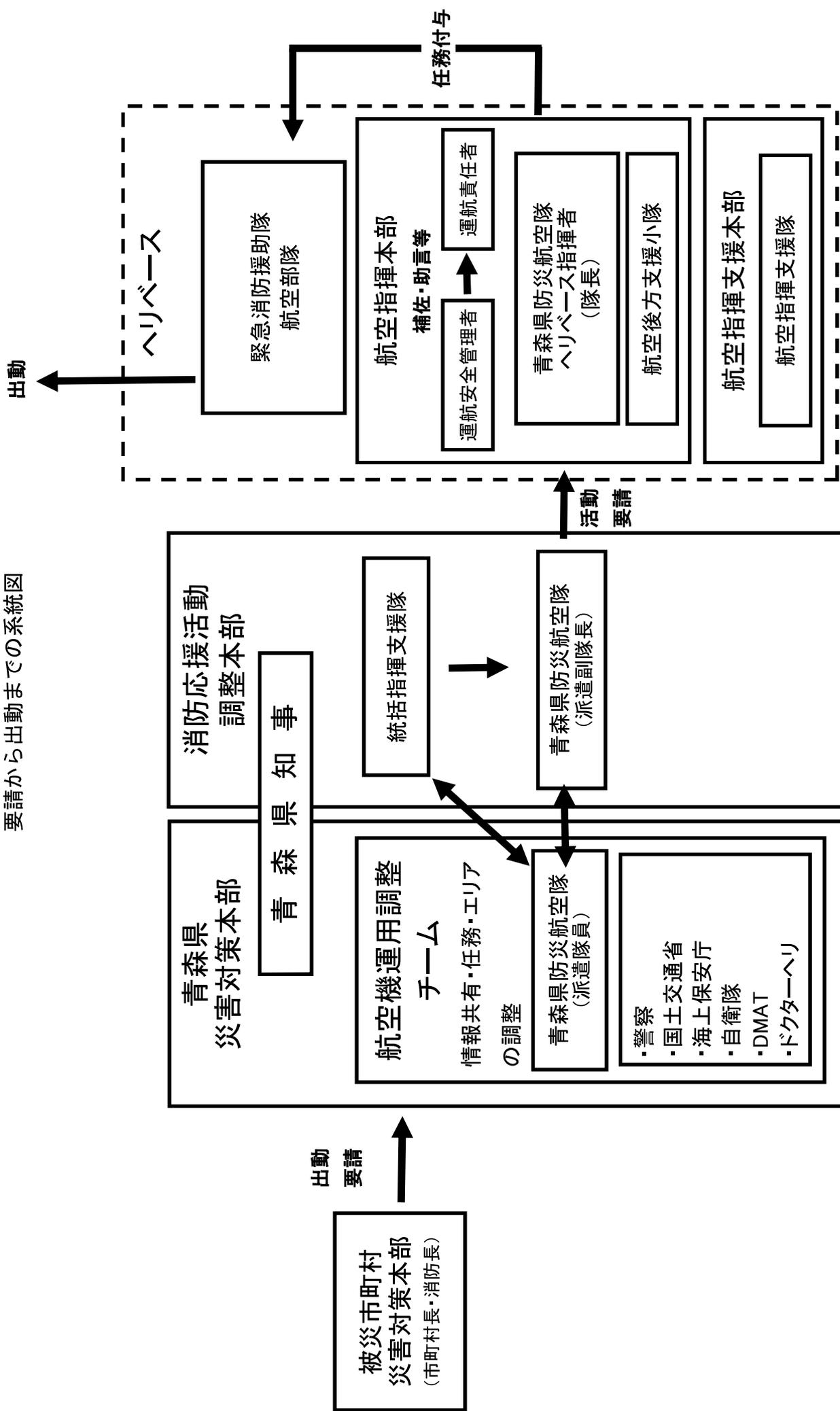
附 則

この計画は、令和2年11月16日から施行する。

附 則

この計画は、令和3年11月16日から施行する。

要請から出動までの系統図



青森県防災航空隊員等の参集基準

【県内（地震・津波・噴火）】

適用基準	昼 間	夜 間
震度 5 弱以上 津波警報、噴火警報（居住区域）	全員参集	

※ 震度 4 又は津波注意報発表の場合、状況により所長、県事務員、隊長招集。

※ 台風等その他の災害により被害が甚大になると予測される場合、所長、隊長協議し必要とされる人員を招集する。

【県外（地震・津波・噴火）】（要請要綱 A-1、A-2）

適用基準	対象（震央管轄）都道府県	昼・夜間
「震度 6 弱（政令市等 5 強）以上」		全員参集
・最大震度 6 強以上	下記①、②	
・最大震度 6 弱（札幌市、仙台市 5 強）	下記①	
・大津波警報		
「複数都道府県で震度 6 弱（政令市等 5 強）以上」		
・最大震度 6 弱以上	下記①、②	
・大津波警報		
噴火警報（居住区域）	北海道、岩手県	
南海トラフ地震 A P、首都直下地震 A P 適用時	下記、各 A P 適用基準参照	

①【第 1 次出動】〈北海道、岩手県（情報収集）〉〈宮城県、秋田県、山形県（救助・救急・輸送）〉

②【出動準備】〈福島県〉

※震央が海域の場合、「対象（震央管轄）都道府県」を「最大震度都道府県」と読み替える

【南海トラフ地震 A P 適用基準】（南海トラフ地震 A P 第 2 章第 2 節）

1 震央が想定震源断層域であり、次のいずれかの条件を満たす場合。

(1) 下記の 3 地域いずれにおいても、震度 6 強以上を観測又は大津波警報を発令した場合。

○中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

○近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県

○四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

(2) 発生した地震が M8.0 以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表される可能性がある場合）。

2 長官が A P による運用が必要と判断した場合。

※応援先 中部地方が大きく被災した場合：中部地方（静岡県・愛知県・三重県のいずれか）

近畿、四国・九州いずれかの地方が大きく被災した場合：近畿地方（和歌山県）

【首都直下地震 A P 適用基準】（首都直下地震 A P 第 2 章第 2 節）

1 東京 2 3 区において震度 6 強以上を観測した場合。

2 長官が A P による運用が必要と判断した場合。

※応援先 神奈川県（但し、東北ブロック残留機体 優先順位①福島 ②青森）

青森空港HB等基本情報

項 目	情 報 欄		
航空隊	青森県防災航空隊		
所在地	青森県青森市大字大谷字山ノ内6-128 青森空港内		
航空隊TEL	017-729-0355		
航空隊FAX	017-729-0377		
航空隊e-mail	air-rescue@pref.aomori.lg.jp		
運航基地	青森空港 ノースエプロン		
運用時間	07:30~22:00		
ヘリベース周辺ローカルルール	無		
緯度・経度	北緯40度44分33秒 東経140度41分51秒 (世界測地系)		
情報官TEL	東京航空局青森空港出張所 017-739-2240		
情報官FAX	東京航空局青森空港出張所 017-739-2273		
航空部隊駐機スポット数	最大24機 (ノースエプロン5機、空港エプロン6番スポット4機、平行誘導路15機) ※ノースエプロン耐圧 N2:8.6t その他:5.7t(大規模災害時を除く)		
スポット地盤状況	アスファルトコンクリート		
燃料関係	(有) 船水礦油 TEL 017-739-3741 給油形態 レフェューラー		
後方支援地上部隊車両駐車場所	青森県防災航空センター敷地内 有 空港駐車場 有		
宿泊施設	車で約20分		
コンビニ	車で約10分		
ヘリベース付近の飲食施設	青森空港ターミナル(徒歩約15分)		
ヘリベース付近のレンタカー会社	5社 青森空港ターミナルビルに隣接(徒歩約15分)		
ヘリコプターテレビ電送システム	有		
使用チャンネル	Dチャンネル(映像 14.86GHz)		
基地局	無 陸上可搬局1台(アナログ)		
連絡無線	有 Dチャンネル (音声 399.650MHz)		
	有・無	借用可否	保有タイプ
地上電源車(GPU)	有	可	ホバート Jet-EX6
トーイング車	有	可	トヨタ TG-20
機体洗浄可否	有	可	水ホース 20m ×2
荷物運搬カート	有	可	手押し車
荷物保管場所	有	可	
高所作業台	有	可	手摺付ステップ ×2
トーイングバー及び グラウンドハンドリングホイール	有	可	ベル412用
MOBIL Jet OIL II	有	可	bp TURBO OIL 2380 (エンジンオイル)
都道府県庁舎直近ヘリポート情報	有(青森県庁屋上ヘリポート)N40° 49' 32" E140° 44' 30" (世界測地系) 機体の長さ17.12m以下及び幅14.02m以下 装備重量5,398kg以下		
ヘリベースから都道府県庁舎までの 距離(時間)	13km(ヘリで5分、車で30分)		

HB及びFB一覧

No.	分類	地区	市町村名	名称	所在地	座標(緯度・経度)		最大 駐機数	備蓄燃料等	責任者・管理者等 電話番号	管轄消防本部等 電話番号
						※世界測地系					
1	第1順位 HB	東青	青森市	青森空港 (防災航空センター)	青森市大谷山ノ内6-128	北緯 40度44分33秒	東経 140度41分51秒	24	レフューラー	青森空港管理事務所長 017-739-2121	青森県防災航空隊 017-729-0355
2	第2順位 HB	東青	青森市	青森県消防学校	青森市新城市天田内183-3	北緯 40度50分16秒	東経 140度40分46秒	10		青森県消防学校長 017-788-4222	青森地域広域事務組合消防本部 017-775-0854
3	第3順位 HB	東青	青森市	浪岡・陸上競技場	青森市浪岡字稲盛地先	北緯 40度42分12秒	東経 140度35分12秒	6		青森市浪岡体育館 0172-62-6116	青森地域広域事務組合消防本部 017-775-0854
4	第4順位 HB	東青	青森市	青森・瀬戸子	青森市瀬戸子字神田110-18	北緯 40度52分59秒	東経 140度40分09秒	6		ラインメール青森事務局 017-729-0411	青森地域広域事務組合消防本部 017-775-0854
5	FB	八戸	八戸市	八戸・東運動公園	八戸市湊高台8丁目2	北緯 40度30分11秒	東経 141度32分39秒	8	800ℓ 燃料P (八戸消防本部)	エスプロモ(株) 0178-31-3355	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部 0178-44-2134
6	FB	上十三	六戸町	六戸町総合運動公園	上北郡六戸町大字六落瀬字下久保174-1 (陸上競技場、野球場、サッカー場、 ローラースケート場)	北緯 40度37分00秒	東経 141度19分15秒	6 (18)	400ℓ 燃料P (十和田消防本部)	六戸町教育課 0176-55-3988	十和田地域広域事務組合消防本部 0176-25-4111
7	FB	下北	むつ市	むつ防災緑地 (ヴェルネスはらつばる)	むつ市真砂町93番地6の内	北緯 41度16分57秒	東経 141度10分37秒	6	1200ℓ 燃料P (下北消防本部)	むつ市民生部市民スポーツ課 0175-22-1111	下北地域広域行政事務組合消防本部 0175-22-3819
8	FB	中弘南黒	弘前市	弘前市運動公園	弘前市豊田2丁目3 (陸上競技場、野球場、球技場)	北緯 40度35分26秒	東経 140度30分18秒	4 (11)	400ℓ 燃料P (弘前消防本部)	弘前市役所文化スポーツ振興課 0172-40-7015	弘前地区消防事務組合消防本部 0172-35-1126
9	FB	西北五	中泊町	中泊町運動公園	北津軽郡中泊町大字宮野沢字袴腰山 1-84 (陸上競技場、野球場)	北緯 40度57分40秒	東経 140度27分29秒	7 (9)	400ℓ 燃料P (五所川原消防本部)	中泊町役場 0173-57-2111	五所川原地区消防事務組合消防本部 0173-35-2023

・備蓄燃料等について、青森空港以外はFBの管轄消防本部に保管しているドラム燃料の備蓄量であり、各消防本部等からの搬送となる。なお、「燃料P」は燃料ポンプを有する。
 ・最大駐機数について、括弧内の数は所在地に括弧書きしている敷地を活用した場合の駐機数を表す。

HB等における班編成及び各班の任務

班編成		構成員	任務内容
HB	指揮調整 ・ 運航管理班	所長 県事務職員 ヘリベース 指揮者 (隊長) 隊員 (航空支援員 を含む) 運航管理	① 総務省消防庁、災害対策本部(消防応援活動調整本部)、代表消防本部、その他関係機関との連絡調整、情報収集 ② メディアからの情報収集 ③ 空港管理事務所及びCABとの連絡調整 ・駐機スポットの調整、確保 ・情報提供、ノータム発出の依頼等 ④ HB、FB、LPの選定に関する事 ⑤ 燃料確保、補給体制、輸送の手配 ⑥ 緊援隊航空部隊の受け入れ状況把握(装備・人員等) ⑦ 緊援隊航空小隊への情報提供 ⑧ 緊援隊航空小隊への活動内容指示、任務付与の協議打合せ ⑨ 各種情報収集ボード等の作成及び記入 →被害状況、活動状況、無線ch、現場付近図等 ⑩ 応援航空隊との交信→情報収集 ⑪ 航空隊員等(航空支援員を含む)の派遣要請に関する事 ⑫ 活動記録の集計及び報告、周知、伝達 ⑬ 応援航空機の誘導及び安全管理に関する事 ⑭ 活動及び飛行に関するブリーフィング、デブリーフィングの適宜開催 ※情報の共有、連絡事項の伝達、要望事項等の確認、 ウェザーブリーフィング、ノータム内容等 ⑮ 食料、宿泊等の手配
		副隊長 隊員 操縦士 整備士	① 運航支援(地図資料作成及び気象情報の収集と提供、フライトプラン管理等) ② 災害対策本部(消防応援活動調整本部)からの任務付与に関する事 ③ ヘリコプターによる各種災害活動
	整備班	整備士	① 応援航空機を含む整備支援(資機材、工具等の提供) ② 応援航空機への給油支援 ③ 飛行時間の管理に関する事
FB	地上支援班	隊員 (航空支援員 を含む) 整備士	① 現地の気象情報の提供、活動区域の地形・地理情報等の提供 ② 応援航空機の誘導及び安全管理に関する事 ③ 無線運用及び飛行統制に関する事 ④ HBとの連絡調整(緊援隊航空小隊の活動内容) ⑤ 燃料給油支援 ⑥ 待機場所の確保及び設置に関する事 ⑦ 各種記録に関する事
LP		隊員 (航空支援員 を含む)	① 応援航空機の誘導及び安全管理に関する事 ② 無線運用に関する事 ③ HBとの連絡調整(緊援隊航空小隊の活動内容) ④ 各種記録に関する事
県庁	調整本部	副隊長	① 緊急消防援助隊の部隊配置、活動、移動(転戦)、後方支援に関する事 ② 各種情報の集約及びHBとの連絡調整 ③ 関係機関との連絡調整
	航空機 運用調整チ ーム	隊員	① 関係機関との活動エリアや任務の調整 ② 航空情報(ノータム)発出の調整 ③ フライトルール設定の調整

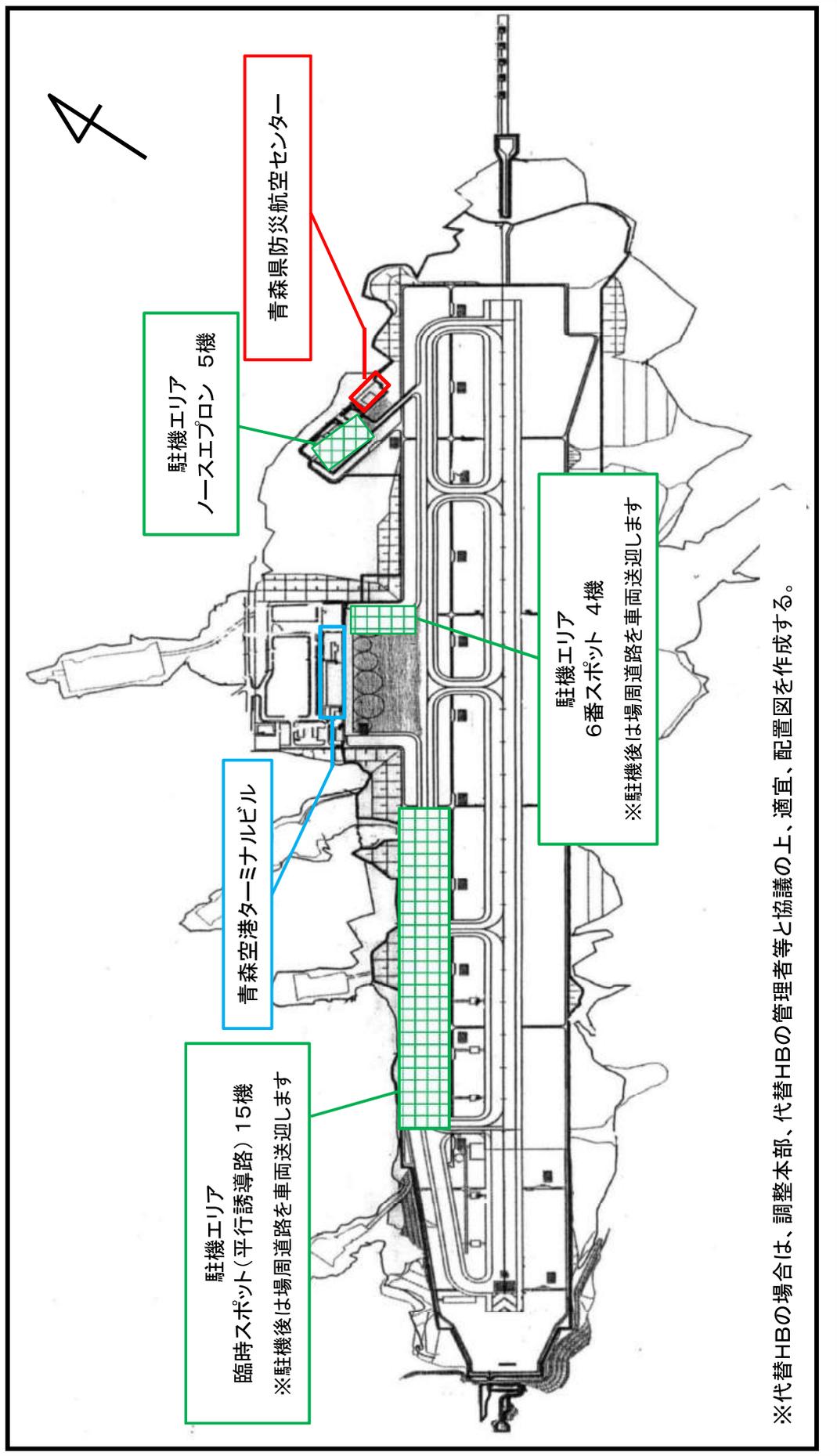
※ 各班には、任務の内容に応じ、航空指揮支援隊員及び航空後方支援小隊員を配置するものとする。

HB配置図 (青森空港)

<災害名称>

<発表日時>

年 月 日 時 分 現在



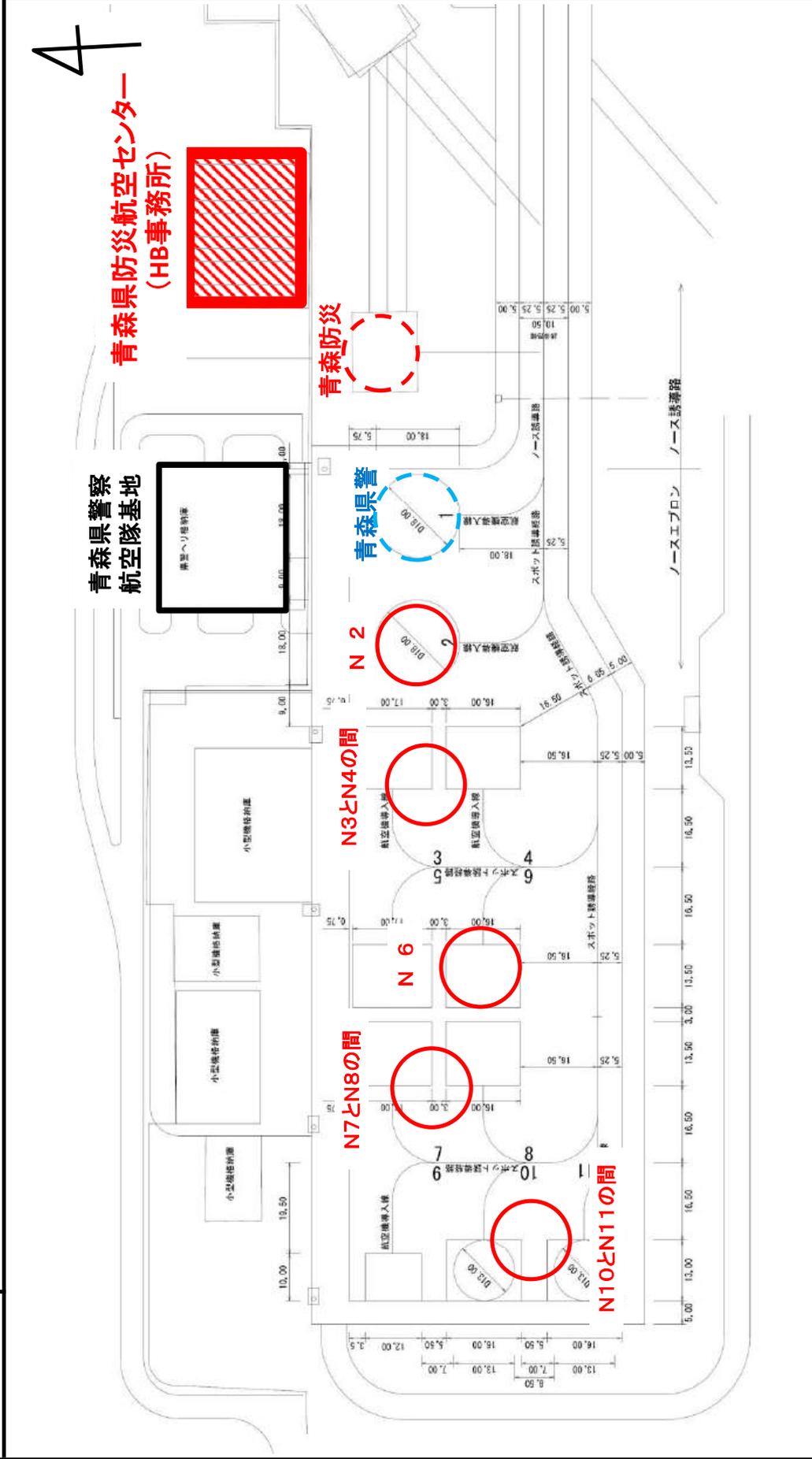
※代替HBの場合は、調整本部、代替HBの管理者等と協議の上、適宜、配置図を作成する。

HB配置図 (青森空港ノースエプロン拡大図)

<災害名称>

<発表日時>

年 月 日 時 分 現在



※駐機スポットに関しては空港管理事務所と協議し決定する。
 ※ノースエプロンの応援機駐機スポット5機(青森防災、青森県警察合せて7機)。
 ※代替HBの場合は、調整本部、代替HBの管理者等と協議の上、適宜、配置図を作成する。

航空機燃料取扱業者

No.	住所	業者名	連絡先 (TEL)	FAX	搬送方法	備考
1	青森県青森市大字 大谷字小谷 1 番地 303	有限会社 船水礦油販売	昼 017-739-3741	017-739-0245	ドラム搬送	当日又は翌日に 搬送可能
2	東京都新宿区坂町 26 番地 19	弘済企業 株式会社	昼 03-3226-5811	03-5881-8988	危険物運搬車両	原則青森空港内

備考

- 1 (有) 船水礦油販売は常時 30 本以上のドラム燃料 (1 本 200ℓ) を保有、大量に必要な場合も調達搬送可能。(仙台市内より 8 時間程度の陸送)
「災害時における航空燃料の調達及び輸送に関する協定」(平成 23 年 10 月 14 日付け) を有株式会社船水礦油販売と締結。
- 2 弘済企業 (株) は大規模災害時、災害応援対策活動を行う航空機が青森空港に着陸した際の給油支援を行う。
「大規模災害時における航空機への給油に関する協定」(平成 23 年 10 月 20 日付け) を弘済企業株式会社と締結。

No.	消防本部	市町村名	整理番号	名称	所在地	離着陸場所	緯度経度(世界測地系WGS84) (秒以下は四捨五入)	最大駐機数	燃料備蓄等	責任者・管理者等
1	青森県消防本部	青森市	1-A	青森県消防学校	青森市新成字天田内183-3	学校敷地内(アスファルト)	N40度50分16秒/E140度40分46秒	10		青森県消防学校
2			1-B	青森・瀬戸子(せとし)	青森市瀬戸子字神田110-18	ラグビー場(芝地)	N40度52分59秒/E140度40分09秒	6		ライオン・青森事務局
3			1-D	浅虫ヨットハーバー	青森市浅虫字釜谷352	ヨットハーバー敷地内	N40度53分29秒/E140度51分35秒	2		青森港管理事務所
4			1-E	青森県立保健大学	青森市浜館字間瀬58-1	陸上競技場(芝地)	N40度48分55秒/E140度47分37秒	6		青森県立保健大学
5			1-F	青森・学校教育センター	青森市大矢沢字野田80-2	陸上競技場(芝地)	N40度47分22秒/E140度46分17秒	6		青森県総合学校教育センター
6			29-A	浪岡・陸上競技場	青森市浪岡大字浪岡字稲盛地先	陸上競技場(芝地)	N40度42分12秒/E140度35分12秒	6		青森市浪岡体育館
7			10-A	一本松公園陸上競技場	東津軽郡外ヶ浜町字蟹田鶴ヶ洲24-1	陸上競技場(芝地)	N41度02分43秒/E140度38分08秒	4		外ヶ浜町役場 総務課
8			13-A	外ヶ浜町平館・山村広場	東津軽郡外ヶ浜町字平館根岸小川230-1	グラウンド(土)	N41度08分44秒/E140度38分03秒	4		
9			14-A	三鷹やすらぎ公園	東津軽郡外ヶ浜町字三鷹緑ヶ丘265	多目的広場(芝地)	N41度10分38秒/E140度25分55秒	4		
10			11-B	合別・あすなろ公園駐車場	東津軽郡合別町大字合別字中沢54-8	駐車場(アスファルト舗装)	N41度10分46秒/E140度29分37秒	2		合別町役場 建設課
11			12-A	蓬田・総合運動場	東津軽郡蓬田村須沢字浜田138-18	陸上競技場(芝地)	N40度59分09秒/E140度38分55秒	6		蓬田村役場
12			9-A	平内町営陸上競技場	東津軽郡平内町大字小湊字後道31	陸上競技場(芝地)	N40度55分31秒/E140度57分05秒	6		平内町役場生涯学習課
13	弘前地区消防事務組合消防本部	弘前市	2-B	弘前・岩木河川敷	弘前市大字恵字宇鳴瀬69地先 河川敷第一野球場	野球場外野(土&草地)	N40度35分50秒/E140度25分38秒	2	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	弘前市役所健康こども部スポーツ局スポーツ振興課
14			2-C	弘前市運動公園	弘前市豊田2-3	陸上競技場(芝地)	N40度35分26秒/E140度30分18秒	3	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	
15			2-D	弘前第一養護	弘前市大字中別所字平山140-8	学校グラウンド(芝地)	N40度39分41秒/E140度22分45秒	1	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	青森県立弘前第一養護学校
16			2-E	裾野小学校	弘前市大字十面沢字響293	グラウンド(土)	N40度43分02秒/E140度21分28秒	6	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	弘前市教育委員会
17			23-A	岩木山百沢スキー場	弘前市大字百沢 岩木山スキー場	駐車場(アスファルト舗装)	N40度37分36秒/E140度19分51秒	2	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	弘前市役所健康こども部スポーツ局スポーツ振興課
18			24-A	相馬小学校	弘前市大字黒滝字二ノ松本2-4	グラウンド(芝地&土)	N40度35分01秒/E140度24分03秒	5	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	弘前市役所 岩木庁舎教育委員会芸術文化企画課
19			25-A	西目屋・田代	中津軽郡西目屋村田代字稲元地内	学校グラウンド(芝地&土)	N40度34分31秒/E140度17分48秒	5	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	西目屋村 小・中学校
20			26-A	藤崎・平川河川敷	南津軽郡藤崎町藤崎字下川原地内	陸上競技場(土)	N40度38分47秒/E140度29分46秒	3	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	国交省青森工事事務所
21			31-A	常盤小学校	南津軽郡藤崎町大字常盤字三西田23	グラウンド(土)	N40度40分21秒/E140度32分27秒	3	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	藤崎町 常盤小学校
22			27-A	大鰐あじやら山	南津軽郡大鰐町大鰐字出張沢11	ラグビー場(芝地)	N40度30分23秒/E140度34分33秒	7	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	大鰐町役場 建設課
23			33-A	旧鹿ヶ岡小学校跡地グラウンド	平川市鹿ヶ岡三笠山1127-23	グラウンド(土)	N40度28分43秒/E140度37分47秒	3	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	平川市役所
24			30-A	柏木農業高校	平川市荒田上駒田130	陸上競技場(草地)	N40度36分07秒/E140度34分23秒	3	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	県教委・柏木農業高校
25			30-B	平賀西中学校	平川市大光寺白山113-2	グラウンド(芝地)	N40度35分12秒/E140度33分07秒	2	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	平川市役所
26			30-C	平川・大坊	平川市岩館山の井地内(大坊河川広場)	陸上競技場(芝地)	N40度33分39秒/E140度32分18秒	3	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	平川市教育委員会 事務局スポーツ課
27			30-D	平川・松崎	平川市苗生松川原地内(松崎河川広場)	河川広場(芝地)	N40度35分44秒/E140度31分39秒	0	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	
28			4-A	黒石市運動公園	黒石市緑ヶ丘136	陸上競技場(芝地)	N40度40分10秒/E140度35分38秒	5	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	黒石市教育委員会文化スポーツ課
29			4-B	黒石・浅瀬石橋	黒石市追子野木一丁目562地先	浅瀬石川河川敷(草地)	N40度38分06秒/E140度36分04秒	6	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	中津地城県民局地域整備部
30			32-A	田舎館中学校	南津軽郡田舎館村畑中宇観妙寺40-1	グラウンド(芝地)	N40度38分18秒/E140度33分04秒	4	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	村教委・田舎館中学校
31	34-A	板柳中学校	北津軽郡板柳町三千石字五十嵐103	校庭(陸上競技場)	N40度42分45秒/E140度28分03秒	4	4000 給油ポンプ(弘前消防本部)	町教委・板柳中学校		

No.	消防本部	市町村名	整理番号	名称	所在地	離着陸場所	緯度経度(世界測地系WGS84) (秒以下は四捨五入)	最大駐機数	燃料備蓄等	責任者・管理者等
32	八戸市	八戸・東運動公園	3-A	八戸市湊高台八丁目1-1	陸上競技場(芝地)	N40度30分12秒/E141度32分39秒	8	800ℓ 給油ポンプ (八戸消防本部)	エスプロモ(株)	
33		新井田川水防センター	3-B	八戸市田向五丁目3-6	水防ヘリポート(アスファルト)	N40度29分32秒/E141度30分55秒	1	800ℓ 給油ポンプ (八戸消防本部)	三八地方東民間地域広域整備部管理課	
34		馬淵川水防センター	3-C	八戸市大字尻内町字上川原54-1	水防ヘリポート(アスファルト)	N40度30分09秒/E141度25分47秒	1	800ℓ 給油ポンプ (八戸消防本部)	青森河川国道事務所八戸出張所	
35	八戸市	南郷陸上競技場	65-A	八戸市南郷大字中野字高村5-5	陸上競技場(芝地)	N40度24分24秒/E141度25分56秒	8	800ℓ 給油ポンプ (八戸消防本部)	グリーン・ホーム南郷	
36		いちろう公園	42-A	上北郡おいらせ町沼津地内	多目的グラウンド(土)	N40度36分23秒/E141度26分18秒	3	800ℓ 給油ポンプ (八戸消防本部)	おいらせ町役場 社会教育体育課	
37	おいらせ町	下田公園多目的グラウンド	49-A	上北郡おいらせ町西後谷地31-1	多目的運動場(土)	N40度36分52秒/E141度24分01秒	6	800ℓ 給油ポンプ (八戸消防本部)	おいらせ町役場 社会教育体育課	
38		下田橋	49-B	上北郡おいらせ町向川原 奥入瀬川河川敷	多目的広場(芝地)	N40度35分46秒/E141度24分20秒	4	800ℓ 給油ポンプ (八戸消防本部)	おいらせ町役場 地域整備課	
39	五戸町	五戸・ひばり野公園	59-A	三戸郡五戸町大字豊間内字地藏平1-275	陸上競技場(芝地)	N40度30分39秒/E141度19分54秒	6	800ℓ 給油ポンプ (八戸消防本部)	(財)五戸町スポーツ振興公社	
40		倉石・小渡平	66-A	三戸郡五戸町大字倉石中市字小渡88-1	多目的広場(アスファルト)	N40度30分27秒/E141度16分30秒	3	800ℓ 給油ポンプ (八戸消防本部)	五戸町役場	
41	三戸町	三戸・松原公園	58-A	三戸郡三戸町大字川守田字西松原50	陸上競技場(芝地)	N40度23分06秒/E141度14分48秒	4	800ℓ 給油ポンプ (八戸消防本部)	三戸町役場	
42		旧田子高校	60-A	三戸郡田子町大字相米字蝦夷館1-1	陸上競技場(芝地)	N40度20分04秒/E141度08分11秒	4	800ℓ 給油ポンプ (八戸消防本部)	県教委・三戸高校	
43	南部町	平運動公園	61-A	三戸郡南部町大字平字上の山32-1	多目的運動場(草地)	N40度24分17秒/E141度20分20秒	2	800ℓ 給油ポンプ (八戸消防本部)	南部町役場	
44		福地中学校	64-A	三戸郡南部町大字福地字板橋1-2	グラウンド(芝&土)	N40度27分10秒/E141度22分59秒	4	800ℓ 給油ポンプ (八戸消防本部)	南部町役場学務課	
45	陸上町	陸上・小舟渡(こみなと)	63-A	三戸郡陸上町大字道弘字十一	多目的広場(芝地)	N40度27分05秒/E141度40分53秒	2	800ℓ 給油ポンプ (八戸消防本部)	陸上町役場	
46		旧新郷中学校	67-A	三戸郡新郷村大字戸来字大久保1	グラウンド(土)	N40度27分47秒/E141度09分47秒	3	800ℓ 給油ポンプ (八戸消防本部)	新郷村役場	
47	三沢市	三沢漁港・運動広場	7-A	三沢市港町二丁目10-1	多目的運動広場(芝地)	N40度40分46秒/E141度25分39秒	2		青森県三八農林水産事務所 八戸水産事務所	
48		三沢市民の森	7-B	三沢市林代平116-2941	陸上競技場(芝地)	N40度44分02秒/E141度22分00秒	3		三沢市民の森 総合運動公園管理棟	
49	十和田市	十和田市営陸上競技場	6-A	十和田市西十三番町3	陸上競技場(芝地)	N40度36分35秒/E141度12分21秒	3	400ℓ 給油ポンプ (十和田消防本部)	十和田市体育協会	
50		十和田工業・野球場	6-B	十和田市大字三本木字一本木沢27-1	野球場(土&芝)	N40度38分14秒/E141度14分12秒	3	400ℓ 給油ポンプ (十和田消防本部)	県教委・十和田工業高校	
51	十和田市	十和田湖総合運動公園	43-A	十和田市大字奥瀬字生内101-28	陸上競技場(芝地)	N40度34分46秒/E141度06分28秒	2	400ℓ 給油ポンプ (十和田消防本部)	十和田市スポーツ協会	
52		旧十和田湖小学校	43-B	十和田市大字奥瀬字十和田湖畔休屋16-1	グラウンド(芝地)	N40度25分40秒/E141度53分51秒	3	400ℓ 給油ポンプ (十和田消防本部)	市・十和田湖小学校	
53	六戸町	六戸町総合運動公園	44-A	上北郡六戸町大字大落瀬字下久保174-1	陸上競技場(芝地)	N40度37分00秒/E141度19分15秒	6	400ℓ 給油ポンプ (十和田消防本部)	六戸町教育課	
54		五所川原・岩木川河川敷	5-A	五所川原市字錦町・幾島町	河川敷グラウンド(芝地)	N40度48分49秒/E141度26分13秒	12	400ℓ 給油ポンプ (五所川原消防本部)	五所川原市教育委員会 スポーツ振興課	
55	五所川原市	五所川原・飯詰	5-B	五所川原市大字飯詰字狐野177番地1	陸上競技場(芝地)	N40度49分18秒/E141度29分45秒	6	400ℓ 給油ポンプ (五所川原消防本部)	五所川原市教育委員会 スポーツ振興課	
56		金木中学校	35-A	五所川原市金木町字野戸84番地9	グラウンド(芝&土)	N40度54分21秒/E141度27分42秒	2	400ℓ 給油ポンプ (五所川原消防本部)	金木中学校	
57	市浦中学校	市浦中学校	38-A	五所川原市相内岩井81番地	グラウンド(土)	N41度03分35秒/E141度20分56秒	8	400ℓ 給油ポンプ (五所川原消防本部)	市浦中学校	
58		鶴田・岩木川河川敷	37-A	北津軽郡鶴田町鶴田字早瀬	河川敷内グラウンド(芝地)	N40度45分29秒/E141度25分39秒	1	400ℓ 給油ポンプ (五所川原消防本部)	鶴田町役場	
59	中泊町	中泊町運動公園	36-A	北津軽郡中泊町大字宮野沢字袴腰山1番地84	陸上競技場(芝地)	N40度57分40秒/E141度27分29秒	7	400ℓ 給油ポンプ (五所川原消防本部)	中泊町教育委員会 社会教育課	
60		中泊町立中里中学校	36-B	北津軽郡中泊町大字中里字宝森309番地	グラウンド(芝地)	N40度58分01秒/E141度25分31秒	6	400ℓ 給油ポンプ (五所川原消防本部)		
61	中泊ライオン岩公園多目的広場	中泊ライオン岩公園多目的広場	39-B	北津軽郡中泊町大字小泊字下前272番地	野球場(芝生)	N41度07分16秒/E141度17分01秒	5	400ℓ 給油ポンプ (五所川原消防本部)	西北地域農林水産部 西北地方漁業漁協事務所	

No.	消防本部	市町村名	整理番号	名	称	所在地	離着陸場所	緯度経度(世界測地系WGS84) (秒以下は四捨五入)	最大駐機数	燃料備蓄等	責任者・管理者等		
62	下北地域広域行政事務組合消防本部	むつ市	8-A	むつ運動公園		むつ市山田町43-1	陸上競技場(芝地)	N41度17分34秒/E141度10分24秒	6	1200ℓ 給油ポンプ (下北消防本部)	むつ市民生活都市民スポーツ課		
63			8-B	むつ防災緑地(ウェルネスはらっぱ)		むつ市真砂町93番6の内	多目的広場(芝地)	N41度16分57秒/E141度10分37秒	6	1200ℓ 給油ポンプ (下北消防本部)	むつ市民生活都市民スポーツ課		
64			52-A	あさひな丘陸上競技場		むつ市大畑町蒲館19-1 大畑中央公園内	陸上競技場(芝地)	N41度24分35秒/E141度09分30秒	4	1200ℓ 給油ポンプ (下北消防本部)	一般財団法人 むつ市教育福祉振興会		
65			51-A	旧川内高校(大湊高校川内校舎)		むつ市川内町家ノ上48	グラウンド(草地&土)	N41度11分46秒/E140度58分10秒	0	1200ℓ 給油ポンプ (下北消防本部)	青森県教育委員会 青森県立大湊高等学校		
66			57-B	脇野漁村広場		むつ市脇野沢瀬野川目279	多目的広場(芝地)	N41度08分21秒/E140度49分15秒	1	1200ℓ 給油ポンプ (下北消防本部)	むつ市役所階階沢庁舎 総合課管理G		
67			53-A	大間高校		下北郡大間町大字大間字大間平20-43	グラウンド(芝地)	N41度31分40秒/E140度55分31秒	3	1200ℓ 給油ポンプ (下北消防本部)	青森県教育委員会 青森県立大間高等学校		
68			53-B	旧奥戸(おこっぺ)中学校		下北郡大間町大字大間字ノ上96-7	グラウンド(土&芝)	N41度29分16秒/E140度54分29秒	3	1200ℓ 給油ポンプ (下北消防本部)	大間町教育委員会		
69			53-C	大間町ウイング		下北郡大間町大字大間字内山48-164地先	駐車場(簡易舗装)	N41度31分29秒/E140度55分49秒	2	1200ℓ 給油ポンプ (下北消防本部)	下北通りの地産振興団体 北通り総合文化センター		
70			54-A	東通・北郡グラウンド		下北郡東通村石持地内	北部総合グラウンド(土)	N41度20分05秒/E141度18分22秒	5	1200ℓ 給油ポンプ (下北消防本部)	東通村役場 防災安全課		
71			54-B	東通アササイトセンター		下北郡東通村大字奥戸字箱ノ上96-7	コンクリート舗装	N41度16分51秒/E141度19分51秒	5	1200ℓ 給油ポンプ (下北消防本部)	東通村原子力対策課		
72			55-A	風間浦野球場		下北郡風間浦村大字易国間字古野17-1	グラウンド(芝地)	N41度29分23秒/E140度59分11秒	4	1200ℓ 給油ポンプ (下北消防本部)	風間浦村教育委員会 風間浦村立風間浦村中学校		
73			56-A	佐井中学校		下北郡佐井村大字佐井字中道75	グラウンド(芝地&土)	N41度26分34秒/E140度52分19秒	4	1200ℓ 給油ポンプ (下北消防本部)	佐井村教育委員会 佐井村立佐井中学校		
74			事務組合北消防本部	野辺地町	40-A	野辺地町運動公園		上北郡野辺地町松ノ木114	陸上競技場(芝地、砂地)	N40度51分24秒/E141度06分18秒	3	400ℓ 給油ポンプ (北郡上北消防本部)	野辺地町教育委員会
75	40-B	野辺地港潮騒公園				上北郡野辺地町字馬門道44-1	多目的広場(芝地)	N40度52分20秒/E141度06分51秒	3	400ℓ 給油ポンプ (北郡上北消防本部)	野辺地町役場		
76	50-A	六ヶ所村大石総合運動公園				上北郡六ヶ所村尾駱字野附521-1	陸上競技場(芝地)	N40度58分56秒/E141度20分16秒	4	400ℓ 給油ポンプ (北郡上北消防本部)	六ヶ所村役場		
77	50-B	泊小中学校				上北郡六ヶ所村大字泊字川原75-17地内	グラウンド(芝地)	N41度05分13秒/E141度23分22秒	1	400ℓ 給油ポンプ (北郡上北消防本部)	六ヶ所村教育委員会		
78	45-B	横浜町多目的広場				上北郡横浜町上イタヤノ木106-2地内	アスファルト	N41度03分45秒/E141度14分47秒	1	400ℓ 給油ポンプ (北郡上北消防本部)	横浜町産業振興課		
79	45-A	横浜中学校				上北郡横浜町上イタヤノ木91-17地内	グラウンド(土、一部芝地)	N41度04分38秒/E141度15分43秒	6	400ℓ 給油ポンプ (北郡上北消防本部)	横浜町教育委員会		
80	45-C	横浜町防災除雪ステーション				上北郡横浜町林ノ後57-1	アスファルト	N41度05分08秒/E141度15分27秒	4	400ℓ 給油ポンプ (北郡上北消防本部)	上北地域民局 地域整備部		
81	つがる市消防本部	つがる市			16-A	木造・芦屋球場		つがる市木造川除警爪地内	野球場(芝生)	N40度49分39秒/E140度24分59秒	4	400ℓ 給油ポンプ (つがる市消防本部)	つがる市教育委員会
82					16-B	木造・亀ヶ岡球場		つがる市木造館岡上沢辺地内	野球場(芝生)	N40度52分36秒/E140度18分47秒	4	400ℓ 給油ポンプ (つがる市消防本部)	つがる市役所 建築住宅課
83					16-C	つがる市防災ヘリポート		つがる市木造若緑78	アスファルト	N40度48分38秒/E140度22分39秒	4	400ℓ 給油ポンプ (つがる市消防本部)	つがる市役所 防災危機管理課
84					18-B	つがる市森田総合運動場		つがる市森田町森田原風山2	野球場(芝生)	N40度46分41秒/E140度20分16秒	4	400ℓ 給油ポンプ (つがる市消防本部)	森田中学校
85					20-A	柏・多目的運動広場		つがる市柏鷲坂村留地先	サッカー場	N40度48分20秒/E140度26分12秒	6	400ℓ 給油ポンプ (つがる市消防本部)	つがる市スポーツ協会
86					21-A	岩木川河川公園		つがる市稲垣町豊川藤ヶ酒地内	多目的運動広場(芝地)	N40度52分49秒/E140度24分24秒	8	400ℓ 給油ポンプ (つがる市消防本部)	つがる市役所 防災危機管理課
87			41-A	七戸町運動公園		上北郡七戸町字鶴児平1-108	サッカー場(芝地)	N40度42分18秒/E141度07分56秒	3		七戸町教育委員会 生涯学習課		
88			48-A	天間林中学校野球場		上北郡七戸町字森ノ上16-4	野球場(芝地)	N40度44分43秒/E141度10分19秒	6		七戸町教育委員会 学務課		
89			46-A	東北町南総合運動公園		上北郡東北町大字上野字堤向73-1	多目的広場(芝地)	N40度43分23秒/E141度15分08秒	1		東北町ふれあいドーム上北		
90			47-A	東北町北総合運動公園		上北郡東北町字外姥沢前平79番地47	多目的広場(芝地)	N40度46分35秒/E141度14分20秒	3		東北町教育委員会		

No.	消防本部	市町村名	整理番号	名 称	所 在 地	離 着 陸 場 所	緯度経度(世界測地系WGS84) (秒以下は四捨五入)	最大 駐機数	燃料備蓄等	責任者・管理者等
91	事 務 組 織 消 防 本 部	深浦町	17-A	深浦・北金ヶ沢	西津軽郡深浦町北金ヶ沢字神原上野208	大戸瀬中学校グラウンド(芝)	N40度45分11秒/E140度04分45秒	5	400ℓ 給油ポンプ (鯨ヶ沢消防本部)	町教委・大戸瀬中学校
17-B			旧深浦高校	西津軽郡深浦町広戸字家野上95-157	校 庭 (芝地)	N40度39分42秒/E139度56分30秒	4	400ℓ 給油ポンプ (鯨ヶ沢消防本部)	深浦町役場 教育委員会	
19-A		旧岩崎・スポーツセンター	西津軽郡深浦町大字正道尻小磯40	多目的グラウンド(草地)	N40度34分39秒/E139度55分43秒	2	400ℓ 給油ポンプ (鯨ヶ沢消防本部)	深浦町役場 教育委員会		
15-A		鯨ヶ沢大高山	西津軽郡鯨ヶ沢町舞戸町西松島304-2	公園内広場(芝地)	N40度46分02秒/E140度12分02秒	1	400ℓ 給油ポンプ (鯨ヶ沢消防本部)	鯨ヶ沢町役場		
95	訓 練 場	青森市	68-A	下湯ダムNo.1 (北側)	青森市荒川字横倉地内	下湯ダム敷地内	N40度41分30秒/E140度47分00秒			東青地域民局地域整備部 駒込ダム建設所
68-B			下湯ダムNo.2 (HP)	N40度41分01秒/E140度46分51秒						
68-C			下湯ダムNo.3 (第3訓練場)	N40度41分19秒/E140度46分40秒						

災害拠点病院付近の離着陸場

No.	地区	市町村名	病院名	病院所在地	離着陸場名称	座標(緯度・経度) ※世界測地系	責任者・管理者等 電話番号	管轄消防本部等 電話番号
1	東青	青森市	青森県立中央病院	青森市東造道2丁目1-1	県立中央病院HP※	北緯 40度49分52秒 東経 140度47分42秒	経営企画室 017-726-8403	青森地域広域事務組合消防本部 017-775-0854
2	東青	青森市	青森市民病院	青森市勝田1丁目14-20	県立保健大学	北緯 40度48分54秒 東経 140度47分38秒	県立保健大学事務局総務課 017-765-2005	青森地域広域事務組合消防本部 017-775-0854
3	東青	青森市	青森厚生病院	青森市大字新城字 山田488-1	青森県消防学校	北緯 40度50分16秒 東経 140度40分46秒	青森県消防学校 017-788-4221	青森地域広域事務組合消防本部 017-775-0854
4	東青	青森市	青森市立浪岡病院	青森市浪岡大字浪岡字平野180	浪岡・陸上競技場	北緯 40度42分12秒 東経 140度35分12秒	青森市浪岡体育館 0172-62-6116	青森地域広域事務組合消防本部 017-775-0854
5	中弘 南黒	弘前市	弘前大学医学部附属病院	弘前市本町53	弘前大学医学部附属病院 屋上HP ※	北緯 40度36分00秒 東経 140度27分57秒	弘前大学附属病院 総務課 0172-33-5111	弘前地区消防事務組合消防本部 0172-32-5103
6	中弘 南黒	弘前市	国立病院機構 弘前総合医療センター	弘前市大字富野町1番地	弘前市運動公園	北緯 40度35分26秒 東経 140度30分18秒	弘前市役所 0172-40-7115	弘前地区消防事務組合消防本部 0172-32-5103
7	中弘 南黒	弘前市	健生病院	弘前市扇町2丁目2-2	弘前市運動公園	北緯 40度35分26秒 東経 140度30分18秒	弘前市役所健康こども部スポーツ振興課 0172-40-7115	弘前地区消防事務組合消防本部 0172-32-5103
8	西北五	五所川原市	つがる総合病院	五所川原市字岩木町12番地3	五所川原岩木川河川敷	北緯 40度48分50秒 東経 140度26分13秒	五所川原市役所総務課 0173-35-2111	五所川原地区消防事務組合消防本部 0173-35-2023
9	上十三	十和田市	十和田市立中央病院	十和田市西十二番町14-8	十和田市菅陸上競技場	北緯 40度36分35秒 東経 141度12分21秒	十和田市体育協会 0176-25-8282	十和田地域広域事務組合消防本部 0176-25-4111

※は場外申請はしていないが災害時には使用可能。

資料9 No. 2

No.	地区	市町村名	病院名	病 院 所 在 地	離 着 陸 場 名 称	座標(緯度・経度) ※世界測地系	責 任 者 ・ 管 理 者 等 電 話 番 号	管 轄 消 防 本 部 等 電 話 番 号
10	上十三	十和田市	十和田第一病院	十和田市東三番町10-70	十和田市菅陸上競技場	北緯 40度36分35秒 東経 141度12分21秒	十和田市体育協会 0176-25-8282	十和田地域広域事務組合消防本部 0176-25-4111
11	上十三	三沢市	三沢市立三沢病院	三沢市大字三沢字堀口164-65	三沢漁港・運動広場	北緯 40度40分46秒 東経 141度25分59秒	青森県三八漁港漁場整備事務所 0178-33-7702	三沢市消防本部 0176-54-4275
12	下北	むつ市	むつ総合病院	むつ市小川町1丁目2-8	むつ防災緑地	北緯 41度16分57秒 東経 141度10分37秒	むつ市民生部市民スポーツ課 0175-22-1111	下北地域広域行政事務組合消防本部 0175-22-3819
13	三八	八戸市	八戸市立市民病院	八戸市田向3丁目1-1	新井田川水防センター	北緯 40度29分32秒 東経 141度30分55秒	三八地方県民局地域整備部管理課 0178-27-5187	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部 0178-44-2134
14	三八	八戸市	八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸2	馬淵川水防センター	北緯 40度30分19秒 東経 141度25分34秒	三八地方県民局地域整備部管理課 0178-27-5187	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部 0178-44-2134
15	三八	八戸市	青森労災病院	八戸市大字白銀町字南ヶ丘1	新井田川水防センター	北緯 40度29分32秒 東経 141度30分55秒	三八地方県民局地域整備部管理課 0178-27-5187	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部 0178-44-2134

周波数リスト

<発表日時>

年 月 日 時 分 現在

区分	周波数		呼び出し	備考
統制波1(デジタル)	274.90625 265.90625	MHz		航空部隊は使用しない。 主に調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、大隊本部等相互の通信に使用する。
統制波2(デジタル)	274.23125 265.23125	MHz		主に航空部隊等が使用する。 航空部隊等と陸上隊の間の情報共有に使用する。 但し、統制波1同様、各本部間の通信に使用することもある。(指揮支援部隊長指示)
統制波3(デジタル)	274.53125 265.53125	MHz		航空部隊等と陸上隊の間の情報共有に使用する。 但し、統制波1同様、各本部間の通信に使用することもある。(指揮支援部隊長指示)
主運用波1(デジタル) 青森県割当				
主運用波2・3・4・5・6・7 (デジタル)				
防災相互通信用無線 (防災相互波)	158.350	MHz		指揮支援部隊長が関係機関等と調整のうえ、航空機運用調整チームにおいて運用を定める。
航空機相互間通信周波数	122.600	MHz		
災害時飛行援助通信周波数	123.450	MHz		航空機運用調整チームにおいて運用を定める。
青森空港飛行場管制周波数	118.300	MHz		
運航管理通信周波数	131.975	MHz		
ヘリテレ周波数 D(映像周波数) 青森県割当	14.86	GHz		青森県受信機はアナログのみ
(音声周波数) 青森県割当	399.650	MHz		
ヘリテレ周波数 A(映像周波数)	14.80	GHz		
(音声周波数)	382.925	MHz		
ヘリテレ周波数 B(映像周波数)	14.82	GHz		
(音声周波数)	383.650	MHz		
ヘリテレ周波数 C(映像周波数)	14.84	GHz		
(音声周波数)	398.925	MHz		

青森県災害対策本部行き
 消防庁広域応援班(航空グループ)様
 航空隊 様
 航空隊 様

月 日 時 現在
 青 森 県 防 災 航 空 隊

受援航空隊情報提供事項

□ 1 活動拠点ヘリベース

(1)	名称	青森空港						
(2)	位置座標 (世界測地系)	北緯	40	度	44	分	33	秒
		東経	140	度	41	分	51	秒
(3)	駐機可能数	24 機 (ノースエプロン5機(耐圧N2: 8.6t、その他: 5.7t)、6番スポット4機、平行誘導路15機)						
(4)	夜間照明	あり		.	なし			
(5)	給油設備	あり		.	なし			
		<input type="checkbox"/>	固定給油設備	()	kl	
		<input type="checkbox"/>	給油タンク	()	kl	
		<input checked="" type="checkbox"/>	その他	(16)	kl	船水礦油レフューラー
(6)	その他(誘導等)							

□ 2 無線

飛行場管制周波数(118.300MHz)、運航管理通信周波数(131.975MHz)

□ 3 被災地天候(予報)

時予報

□ 4 主な進入ルート

	地名	天候	視界

□ 5 活動拠点ヘリベース付近状況

(1)ライフライン

①	電気	異状 なし	あり()
②	水道	異状 なし	あり()
③	ガス	異状 なし	あり()
④	交通	異状 なし	あり()

(2)コンビニ等食料品店

あり() 距離 10)km 青森市内 車で約10分 ※青森空港ターミナルにも有

(3)宿泊施設

あり() 距離 20)km 青森市内 車で約20分

□ 6 その他特記事項

被災地の状況
 任務
 携行資機材名等

送信者 青森県防災航空隊
 職・氏名 隊長
 電話 017-729-0355
 FAX 017-729-0377
 メールアドレス air-rescue@pref.aomori.lg.jp

貴隊の情報を「航空部隊等情報提供事項」等によりお知らせ願います。

消防庁航空グループ 様
FAX 03-5253-7537

青森県防災航空隊 宛
FAX 017-729-0377

月 日 時現在
航空隊

航空部隊等情報提供事項

1. 航空隊名称	航空隊
----------	-----

2. 派遣航空機	機種	名称	機体番号

3. 派遣代表者	職	氏名	携帯番号

4. 派遣人数	総数	操縦士	整備士	その他
				(内訳)

5. 出動予定	時間	場所	備考(経由地、進入ルート等)
出発(予定)			
到着(予定)		青森空港	

6. 装備	<input type="checkbox"/> 可視カメラ	<input type="checkbox"/> 赤外線カメラ
	<input type="checkbox"/> 高感度カメラ	<input type="checkbox"/> ヘリTV電送装置
	<input type="checkbox"/> ホイスト	<input type="checkbox"/> EMSキット
	<input type="checkbox"/> 消火タンク	<input type="checkbox"/> 消火バケツ
	<input type="checkbox"/> 照明装置	<input type="checkbox"/> 広報装置
	<input type="checkbox"/> その他()	

7. 点検等までの飛行時間	時間	分
---------------	----	---

送信者
職・氏名
電話
FAX
メールアドレス

事案受付・活動指示及び結果報告書

事案番号		受信日時	年 月 日	時 分	発信者 (要請市町村)		受信者 (調整本部)		
発生場所 ／ 活動拠点	発生場所	名称							
		住居表示							
		経緯度 (世界測地系) Nコード	北緯	°	'	"	東経	°	'
	現場指揮本部	消防本部(県隊)	コールサイン				周波数 統・主		
	活動拠点 (FB・LP)	名称							
		住居表示							
		経緯度 (世界測地系) Nコード	北緯	°	'	"	東経	°	'
消防波		コールサイン	周波数 統・主						
航空波		コールサイン	周波数						
注意事項									
活動内容	救助 救急 火災 情報収集 人員搬送 物資搬送 その他 →()								

活動指示	航空隊		機番	名称	隊長
	指示時刻	指示者	→		

活動時間	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
------	-----------------------

救助／ 搬送人員									
活動概要	救助 救急 火災 情報収集 人員搬送 物資搬送 その他 →()								
	活動(搭乗)人員	人	救助(搬送)人員	計	人(男	人・女	人)		

活動表								
(T/O)(L/D)	:	:	:	:	:	:	:	:

宿 泊 場 所 一 覧 表

名 所	所 在 地	電 話	所要時間 航空センターから	駐 車 場	備 考
		F A X			
ホテルルートイン青森中央 インター	青森市第二間屋町二丁目2-12	017-762-5551	約20分(10km)	125台(無料)	
		017-762-2005			
青森センターホテル	青森市古川1丁目10-9-1	017-762-7500	約25分(13km)	250台(有料)	
		017-762-7502			
アルファホテル青森	青森市橋本1丁目1-7	017-773-3000	約25分(13km)	120台(有料)	
		017-775-7373			
リッチモンドホテル青森	青森市長島1丁目6-6	017-732-7655	約25分(14km)	30台	
		017-732-7656			
ハイパーホテルズバサージュ	青森市新町1丁目8-6	017-721-5656	約26分(13km)	18台	
		017-721-5657			
アートホテル青森	青森市本町2丁目1-26	017-775-7111	約26分(14km)	88台	
		017-775-7181			
アップルパレス青森	青森市本町5丁目1-5	017-723-5600	約26分(14km)	82台	
		017-723-4255			
青森グリーンパークホテル・ アネックス	青森市本町2丁目5-18	017-723-3200	約26分(14km)	48台	
		017-723-3270			
スマイルホテル青森	青森市本町2丁目4-7	017-776-7711	約26分(14km)	29台(有料)	
		017-776-7264			
ホテル青森	青森市堤町1丁目1-23	017-775-4141	約26分(14km)	有料	
		017-773-5201			
スーパーホテル青森	青森市橋本一丁目3-14	017-723-9000	約26分(14km)	有(700円)	
		017-723-9008			
ホテル2135	青森市橋本二丁目13-5	017-732-2135	約26分(14km)	17台(無料)	
		017-732-2136			
青森グリーンパークホテル	青森市本町一丁目4-16	017-732-5500	約26分(14km)	60台(600円)	
		017-723-5610			
ホテルニュームラコシ	青森市安方1丁目3-7	017-722-8095	約27分(13km)	12台	
		017-722-4844			
東横イン青森駅正面口	青森市安方1-3-5	017-735-1045	約27分(13km)	72台	
		017-735-1046			
アパホテル青森駅東	青森市安方1-11-2	017-722-1100	約27分(13km)	27台(有料)	
		017-722-1250			
ホテルルートイン青森駅前	青森市新町1-1-24	017-731-3611	約27分(13km)	有料	
		017-731-3612			

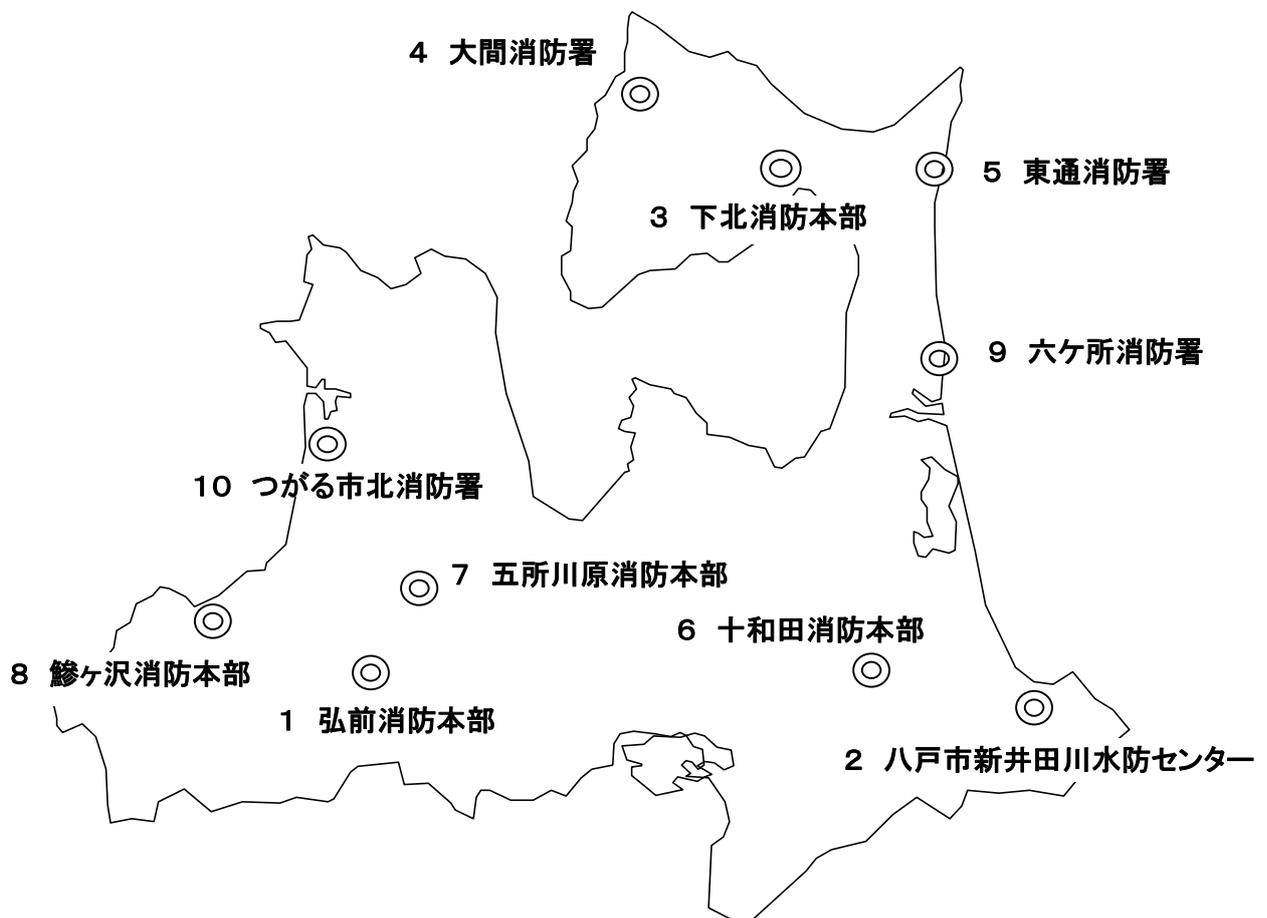
※ 青森空港から車両移動30分以内のホテル

青森県消防学校	青森市大字新城字天田内183-3	017-788-4221	約31分(16km)	約60台	予備
		017-788-4222			

※ 青森県消防学校を宿泊場所として活用する場合は、調整本部と調整する

備蓄燃料一覧表

番号	名称・所在地	燃料の種類	燃料ポンプ	備蓄数・電話番号
1	弘前地区消防事務組合 弘前消防本部 弘前市大字本町2-1	JET-A1 第4類第2石油類	有	ドラム缶2本 0172-32-5103
2	八戸市新井田川水防センター 八戸市田向五丁目3-6	"	有	ドラム缶4本 0178-24-9391
3	下北地域広域行政事務組合 下北消防本部 むつ市小川町二丁目14-1	"	有	ドラム缶2本 0175-22-3819
4	下北地域広域行政事務組合 大間消防署 下北郡大間町大字大間字大間平20-164	"		ドラム缶2本 0175-37-3107
5	下北地域広域行政事務組合 東通消防署 下北郡東通村砂子又沢内5-35	"		ドラム缶2本 0175-27-2199
6	十和田地域広域事務組合 十和田消防本部 十和田市西二番町7-10	"	有	ドラム缶2本 0176-25-4111
7	五所川原地区消防事務組合 五所川原消防本部 五所川原市中央四丁目130番地	"	有	ドラム缶2本 0173-35-2023
8	鱒ヶ沢地区消防事務組合 鱒ヶ沢消防本部 西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸385-2	"	有	ドラム缶2本 0173-72-4527
9	北部上北広域事務組合 六ヶ所消防署 上北郡六ヶ所村大字尾鮫字野附536-1	"	有	ドラム缶2本 0175-72-2301
10	つがる市消防本部 つがる市北消防署 つがる市豊富町屏風山1-372	"	有	ドラム缶2本 0173-56-3119



別紙

年 月 日

各市町村防災担当 様
各消防本部担当 様

青森県災害対策本部
航空機運用調整チーム

消防防災ヘリコプターの出動要請等について

県内において大規模災害が発生しているため、消防防災ヘリコプターによる活動を必要とする事案についての情報及び要請は、当面の間、青森県災害対策本部航空機運用調整チームで一括して受け付けることとします。

要請先：青森県災害対策本部 航空機運用調整チーム

電話番号：

FAX 番号：

期間： 年 月 日から当面の間

なお、当該大規模災害以外の災害に関する要請等についても、全て同様の取り扱いとします。

青 消 第 号
 年 月 日

殿

青森県知事 ○○ ○○

航空支援員の派遣について（要請）

大規模災害時における青森県防災航空隊への航空支援に関する協定第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記により航空支援員の派遣を要請します。

記

派遣予定期間	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
要請する 航空支援員の人数	
要請理由	
活動内容	
参集場所	
その他 参考事項	

担 当 青森県防災航空センター
 電 話 0 1 7 - 7 2 9 - 0 3 5 5
 F A X 0 1 7 - 7 2 9 - 0 3 7 7

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇 年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県				市区町村	
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有・無		車両・資機材の損傷	有・無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	その他の小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	航空指揮支援隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	航空後方支援小隊	隊	人
	通信支援小隊	隊	人	合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助		救急	合計
	件数	件		件	件	人
	救助・搬送人数	人		人	人	人
	総計(指揮支援隊が入力)	件		件	件	人
		人		人	人	
宿営場所	名称				所在地	
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~		時 分		
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部				氏名	
	TEL					

18 青森県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊応援等実施計画

第1章 総則

1 目的

この計画は、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生し、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援等の要請があった場合において、航空部隊及び航空指揮支援隊（以下「航空部隊等」という。）が被災地、受援都道府県及び消防庁と連携の上、迅速に被災地に出動し、的確な応援等の活動を実施できる体制の確保等を図るため、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日付け消防広第74号。以下「要請要綱」という。）第39条に基づく緊急消防援助隊青森県大隊応援等実施計画に定めるもののほか、航空部隊等の応援等について必要な事項を定める。

2 用語の定義

この青森県緊急消防援助隊航空部隊及び航空指揮支援隊応援等実施計画（以下「航空部隊等応援等実施計画」という。）において、使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 航空部隊

航空小隊により編成され、必要に応じ、航空後方支援小隊を加えたものをいう。

(2) 航空小隊

主として被災地における航空機を用いた情報収集活動及び消防活動を行うことを任務とするものをいう。

(3) 地上支援隊

主として本県の航空小隊に対する資機材搬送、燃料補給等の活動補助及び航空隊員等の交替要員を行うことを任務とするものをいう。

(4) 航空後方支援小隊

主として活動拠点ヘリベースにおける緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うことを任務とするものをいう。

(5) 航空指揮支援隊

ヘリベース指揮者を補佐し、及びヘリベース指揮者の指揮を受け被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする航空指揮支援隊長によって編成されるものをいう。

(6) 航空隊員等

青森県防災航空隊（以下「県航空隊」という。）の隊長、副隊長、隊員及び運航委託会社に所属して防災ヘリの操縦、整備点検、運航管理等に従事する職員をいう。

(7) 出動準備及び迅速出動の対象となる地震

要請要綱別表A-1又は別表A-2において、県航空隊が、それぞれ第一次出動航空小隊又は出動準備航空小隊に該当する都道府県内で発生した地震をいう。

(8) アクションプラン該当地震

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日付け消防震第9号）に基づき示された南海トラフ地震、首都直下地震その他の大規模地震における緊急消防援助隊アクションプランが適用される地震をいう。

第2章 航空部隊等の編成等

1 航空部隊の編成

(1) 基本的な航空小隊の編成

ア 航空小隊長（隊長又は副隊長、以下同じ。） 1名

イ 航空小隊員 4名

ウ 操縦士 1名又は2名（2人操縦士体制移行後は2名、以下同じ。）

エ 整備士 1名又は搭乗なし

(2) 情報収集・救助・救急・輸送航空小隊の編成

- ア 航空小隊長 1名
- イ 航空小隊員 3名又は4名
- ウ 操縦士 1名又は2名
- エ 整備士 1名又は搭乗なし

(3) 消火航空小隊の編成

- ア 航空小隊長 1名
- イ 航空小隊員 4名
- ウ 操縦士 1名又は2名
- エ 整備士 1名又は2名

(4) 航空指揮支援隊輸送航空小隊の編成

- ア 航空小隊長 1名
- イ 航空小隊員 1名
- ウ 操縦士 1名又は2名
- エ 整備士 1名は搭乗なし

(5) 地上支援隊の編成

- ア 航空隊員等 2名又は3名
- イ 航空隊支援車 1台

(6) 航空後方支援小隊の編成

- ア 航空後方支援小隊長（隊長又は副隊長） 1名
- イ 航空後方支援小隊員 2名又は3名
- ウ 航空隊支援車 1台

2 航空指揮支援隊の編成

- (1) 航空指揮支援隊長（隊長又は副隊長） 1名
- (2) 航空指揮支援隊員 2名又は3名

3 航空指揮支援隊の搭乗場所

航空指揮支援隊の搭乗場所は、別に指示がある場所を除き、青森県防災航空センター（以下「航空センター」という。）とする。

第3章 情報連絡体制及び参集体制

1 応援等出動手続に係る情報連絡体制

消防庁長官の求め又は指示を受けた場合の航空部隊等の出動に係る連絡体制は別表1のとおりとする。

2 航空隊員等の参集体制

- (1) 県航空隊及び青森県職員（航空センター所長及び事務員）の参集基準は、要請要綱の各別表に定める基準に該当する場合のほか、アクションプラン該当地震が発生した場合とする。
- (2) 夜間・休日等における県航空隊の参集体制は別表2のとおりとする。
- (3) 航空隊員等の参集場所は、航空センターとする。

第4章 資機材等に関する事項

1 出動時に積載する資機材は任務別に次のとおりとする。

- (1) 航空隊員等は、各自3日間分程度の日常生活品（着替え、洗面具等）を携行するとともに、おおむね3日間分程度の食料及び飲料水を積載するものとする。
- (2) 情報収集活動任務で出動する場合は、別表3-1に掲げる資機材を積載するものとする。
- (3) 救助・救急・輸送活動任務で出動する場合は、別表3-2に掲げる資機材を積載するものとする。
- (4) 消火活動任務で出動する場合は、別表3-3に掲げる資機材を積載するものとする。

2 航空後方支援小隊の任務で出動する場合は、別表3-4に掲げる資機材を積載するもの

とする。

- 3 航空指揮支援隊の任務で出動する場合は、別表3-5に掲げる資機材を積載するものとする。

第5章 航空部隊の応援等出動

1 出動体制

- (1) 航空小隊は、原則として別表4に記載する都道府県に出動するものとし、応援出動の連絡先は別表5のとおりとする。

なお、上記出動の際、地上支援隊も出動するものとする。

- (2) 航空後方支援小隊は、本県防災ヘリコプターが耐空検査等により運航を休止している場合で、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に出動するものとする。

2 情報共有等

航空部隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

3 活動報告等

航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日付け消防震第19号。以下「運用要綱」という。）運用要綱第31条に規定する活動日報を作成し、航空指揮支援本部長（航空指揮支援本部長が置かれていない場合にあつては、ヘリベース指揮者。以下この章において同じ。）に対して報告するものとする。

4 引揚げ

航空指揮支援本部長から緊急消防援助隊の引揚げ決定の連絡を受けた航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるものとする。

- (1) 活動概要（場所、時間、隊員数等）
- (2) 活動中の異常の有無
- (3) 隊員の負傷の有無
- (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
- (5) その他必要な事項

第6章 航空指揮支援隊の応援等出動

1 出動体制

航空指揮支援隊は、本県防災ヘリコプターが耐空検査等により運航を休止している場合で、消防庁長官から出動の求め又は指示があった場合、消防庁が指定する航空指揮支援隊輸送航空小隊により出動するものとする。ただし、出動先までの距離、災害発生の日時、天候等から車両で先着できる場合は、自隊の車両等で出動するものとする。

2 航空指揮支援本部の設置

- (1) 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置し、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。
- (2) 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - ア 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - イ 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - ウ 消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）に対する報告に関すること。
 - エ 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - オ その他必要な事項に関すること。

- (3) 航空指揮支援本部は、活動拠点ヘリベースの指揮本部（以下「航空指揮本部」という。）と同一場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、上記に掲げる事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部、航空運用調整班等

へ隊員を派遣するものとする。

- (4) 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。
- (5) 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。
- (6) 航空指揮支援本部長は航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は都道府県大隊の後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

3 安全管理

航空指揮支援本部長は、安全な運航を維持するため、航空情報が発出された場合は、航空小隊等と情報を共有し、二次災害の防止を図るものとする。

4 航空指揮支援本部における防災関係機関との連携

- (1) 航空指揮支援本部は、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮本部及び航空後方支援小隊と航空に係る緊急消防援助隊の活動が効果的に円滑に行われるように、航空に係る緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。
- (2) 航空指揮支援本部は、航空に係る緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

5 情報共有等

- (1) 航空指揮支援本部は、運用要綱第30条に規定する緊急消防援助隊連絡体制により、情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- (2) 航空指揮支援本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るものとする。

6 通信連絡体制等

緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として次のとおり行うものとする。

- (1) 航空指揮支援本部は、消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮本部及び関係機関と相互に通信連絡をするときは、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線その他の無線を使用する。
- (2) 航空指揮支援本部は、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊と相互に無線通信をするときは、航空波を使用する。

7 活動報告等

- (1) 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- (2) 航空指揮支援本部長は、航空小隊長及び航空後方支援小隊長に対し、運用要綱第31条に規定する活動日報の作成及び報告を求めるものとする。
- (3) 航空指揮支援本部長は、運用要綱第31条に規定する活動日報を作成するとともに、航空小隊長及び航空後方支援小隊長から報告のあった活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長及び総務省消防庁災害対策本部広域応援班航空グループに対して報告するものとする。

8 引揚げ

- (1) 指揮支援部隊長から航空に係る緊急消防援助隊の引揚げ決定の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。
- (2) 航空指揮支援本部長は、上記の連絡を受けた航空部隊の各小隊長から次に掲げる事項の報告を受け、引揚げを了承するものとする。
 - ア 活動概要（場所、時間、隊員数等）
 - イ 活動中の異常の有無

- ウ 隊員の負傷の有無
 - エ 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
 - オ その他必要な事項
- (3) 上記の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の下承を得て自隊の車両等により引揚げるものとする。

第7章 その他

航空部隊等の応援等に関する運用訓練の実施

県航空隊は、航空部隊等の応援等の要請時において円滑かつ迅速な対応を図るため、防災訓練等の機会を捉え、航空部隊等応援等実施計画を踏まえた応援等に関する運用訓練を定期的実施するものとする。

附 則

- 1 この実施計画は、令和3年9月10日から施行する。
- 2 緊急消防援助隊青森県航空部隊応援等実施計画（令和2年3月31日施行）は廃止する。
- 3 緊急消防援助隊青森県航空指揮支援実施計画（令和2年3月17日施行）は廃止する。

別表 1

情報連絡体制一覧						
連絡順番	機関	時間帯別	連絡先	電話番号	FAX 番号	無線呼出名称
1	消防庁	昼間	広域応援室	03-5253-7569	03-5253-7537	
		夜間	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	
2	青森県	昼間	消防保安課	017-734-9087	017-722-4867	
		夜間	同上	同上	同上	
3	青森県 防災航空隊	昼間	航空センター	017-729-0355	017-729-0377	消防青森 県 201
		夜間	同上	同上	同上	
※ 時間帯別の夜間には休日の昼間も含む。						

別表 2

青森県防災航空隊参集基準				
災害種別		時間帯別	参集対象者※ 1	出動先都道府県
迅速出動 該当地震	震度 7	昼間	全員	【第一次出動都道府県】 北海道、岩手県、宮城県 秋田県、山形県 【出動準備都道府県】 福島県
		夜間		
	震度 6 強	昼間	全員	
		夜間		
	震度 6 弱 (政令市は 5 強又は 6 弱)	昼間	全員	
		夜間		
津波	大津波警報	昼間	全員	
		夜間		
噴火	噴火警報 (居住区域)	昼間	全員	北海道、岩手県
		夜間		
アクション プラン 該当地震	南海トラフ地震	昼間	全員	【即時応援都道府県】 ・中部地方が大きく被災 静岡県、愛知県、三重県 ・近畿、四国、九州地方が大きく被災 和歌山県 【即時応援都道府県】 神奈川県 ※東北ブロック残留優先順位 ②青森県
		夜間		
	首都直下地震	昼間	全員	
		夜間		

※ 1 運航委託側の昼間は基本、勤務者とし、夜間については、運航責任者と隊長が協議し決定する。

情報収集活動任務積載資機材一覧

1 各任務共通資機材

資機材名称	積載個数	積載方法	重量(kg)
ヘリベース管理様式	一式	機内	—
ノート型パソコン	1	機内	3
タブレット	1	機内	0.8
デジタルカメラ	1	機内	0.5
ビデオカメラ	1	機内	0.5
携帯無線機（消防波）	4	機内 3 個、自隊車両 1 個	0.8/基
携帯無線機（航空波） 9 1	1	機内	0.5
携帯無線機（防災相互波）	1	自隊車両	0.5
携帯無線機（ヘリテレ連絡用）	6	機内 4 個、自隊車両 2 個	0.5/基
衛星携帯電話（ワイドスター）	1	機内	2
ハンディ GPS（ガーミン）	隊員分	機内、自隊車両	0.3/個
公用携帯電話	隊員分	機内、自隊車両	0.3/個
各種充電器	—	機内、自隊車両	—
個人装備（日常生活含む）	隊員分	機内、自隊車両	—
スタートパック	1	機内	21.5
給油ポンプ（ホース含む）	一式	機内	14
機体カバー	1	機内	21
飲料水	派遣人数分	自隊車両	—
非常用食料	派遣人数分	自隊車両	—
発動発電機	2 台	自隊車両	29
コードリール	1	自隊車両	5
携行缶（20ℓ）	3	自隊車両	20
鍋（各種）	—	自隊車両	—
電気ポット	1	自隊車両	2
ガスコンロ（ボンベ含む）	1	自隊車両	—
カセットコンロ（ボンベ含む）	1	自隊車両	—
寝袋	8	自隊車両	2.5/個
マット	8	自隊車両	0.5/個

2 情報収集活動任務資機材

資機材名称	積載個数	積載方法	重量(kg)
ヘリコプターテレビ電送システム	一式	機体装着	88.2
4Kハンディカメラ(ヘリテレ対応)	1	機内	4
SDカード(32GB、64GB)	各2	機内	—

救助・救急・輸送活動任務積載資機材一覧

1 各任務共通資機材

資機材名称	積載個数	積載方法	重量(kg)
ヘリベース管理様式	一式	機内	—
ノート型パソコン	1	機内	3
タブレット	1	機内	0.8
デジタルカメラ	1	機内	0.5
ビデオカメラ	1	機内	0.5
携帯無線機（消防波）	4	機内 3 個、自隊車両 1 個	0.8/基
携帯無線機（航空波） 9 1	1	機内	0.5
携帯無線機（防災相互波）	1	自隊車両	0.5
携帯無線機（ヘリテレ連絡用）	6	機内 4 個、自隊車両 2 個	0.5/基
衛星携帯電話（ワイドスター）	1	機内	2
ハンディ GPS（ガーミン）	隊員分	機内、自隊車両	0.3/個
公用携帯電話	隊員分	機内、自隊車両	0.3/個
各種充電器	—	機内、自隊車両	—
個人装備（日常生活含む）	隊員分	機内、自隊車両	—
スタートパック	1	機内	21.5
給油ポンプ	一式	機内	14
機体カバー	1	機内	21
飲料水	派遣人数分	自隊車両	—
非常用食料	派遣人数分	自隊車両	—
発動発電機	2 台	自隊車両	29
コードリール	1	自隊車両	5
携行缶（20ℓ）	3	自隊車両	20
鍋（各種）	—	自隊車両	—
電気ポット	1	自隊車両	2
ガスコンロ（ボンベ含む）	1	自隊車両	—
カセットコンロ（ボンベ含む）	1	自隊車両	—
寝袋	8	自隊車両	2.5/個
マット	8	自隊車両	0.5/個

2 救助・救急・輸送活動任務資機材

資機材名称	積載個数	積載方法	重量(kg)
誘導ロープ (88m)	4	機内1個、自隊車両3個	5/個
誘導ロープ (112m)	2	機内1個、自隊車両1個	7.5/個
不具合対応ロープ (100m)	1	機内	7/個
サバイバースリング	3	機内1個、自隊車両2個	2/個
エバックハーネス	3(大含む)	機内2個、自隊車両1個	2/個
ヘリハーネス	5	機内2個、自隊車両3個	1/個
ヘリタック	1	自隊車両	6.5/個
レスキュースリング	4	機内2個、自隊車両2個	1.5/個
エンジェルハーネス	1	自隊車両	2/個
R1バック	1	機内	2
救急バック	1	機内	4
AED	1	機内	2.5
バキュームスプリント	一式	機内	3.5
ビバークセット	1	機内	10
感染防止(上衣、手袋)	必要数	機内、自隊車両	—
酸素ボンベ(3ℓ)	2	機内1個、自隊車両1個	4.5/本
毛布	1	機内	2
資機材携行バック(サンタバック)	2	機内	0.5/個
個人用水難資機材	2組	機内1個、自隊車両1個	9.4/組
ライフジャケット	隊員分	機内、自隊車両	—
モッコ	2	自隊車両	10/個
安全帯	2	機内	0.5/個
ヘッドセット	2	機内	0.4/個
ベースプレート	1	機内	35.4
救急ストレッチャー	1	機内	43
座席(左右後側)	2	機内	18/脚

※ 総務省消防庁から指定された任務により、上記から必要な資機材を選定し積載する。

消火活動任務積載資機材一覧

1 各任務共通資機材

資機材名称	積載個数	積載方法	重量(kg)
ヘリベース管理様式	一式	機内	—
ノート型パソコン	1	機内	3
タブレット	1	機内	0.8
デジタルカメラ	1	機内	0.5
ビデオカメラ	1	機内	0.5
携帯無線機（消防波）	4	機内3個、自隊車両1個	0.8/基
携帯無線機（航空波）91	1	機内	0.5
携帯無線機（防災相互波）	1	自隊車両	0.5
携帯無線機（ヘリテレ連絡用）	6	機内4個、自隊車両2個	0.5/基
衛星携帯電話（ワイドスター）	1	機内	2
ハンディGPS（ガーミン）	隊員分	機内、自隊車両	0.3/個
公用携帯電話	隊員分	機内、自隊車両	0.3/個
各種充電器		機内、自隊車両	—
個人装備（日常生活含む）	隊員分	機内、自隊車両	—
スタートパック	1	機内	21.5
給油ポンプ	一式	機内	14
機体カバー	1	機内	21
飲料水	派遣人数分	自隊車両	—
非常用食料	派遣人数分	自隊車両	—
発動発電機	2台	自隊車両	29
コードリール	1	自隊車両	5
携行缶（20ℓ）	3	自隊車両	20
鍋（各種）	—	自隊車両	—
電気ポット	1	自隊車両	2
ガスコンロ（ボンベ含む）	1	自隊車両	—
カセットコンロ（ボンベ含む）	1	自隊車両	—
寝袋	8	自隊車両	2.5/個
マット	8	自隊車両	0.5/個

2 消火活動任務資機材

資機材名称	積載個数	積載方法	重量(kg)
消火タンク	1	機体装着	179.2
吸水ポンプ	1	機内	33.6
他給水セット	1	機内	14.5
バンビバケット	2	機内	60

※ タンクとバンビバケットの選択は、総務省消防庁及び受援側と調整し決定する。

航空後方支援小隊積載資機材一覧

資機材名称	積載個数	積載方法	重量(kg)
ヘリベース管理様式	一式	自隊車両	—
ノート型パソコン	1	自隊車両	3
タブレット	1	自隊車両	0.8
デジタルカメラ	1	自隊車両	0.5
ビデオカメラ	1	自隊車両	0.5
携帯無線機（消防波）	2	自隊車両	0.8/基
携帯無線機（航空波）92	1	自隊車両	4.5
携帯無線機（防災相互波）	1	自隊車両	0.5
携帯無線機（ヘリテレ連絡用）	隊員分	自隊車両	0.5/基
衛星携帯電話（ワイドスター）	1	自隊車両	2
ハンディGPS（ガーミン）	隊員分	自隊車両	0.3/個
公用携帯電話	隊員分	自隊車両	0.3/個
各種充電器	—	自隊車両	—
個人装備（日常生活含む）	隊員分	自隊車両	—
飲料水	隊員分	自隊車両	—
非常用食料	隊員分	自隊車両	—
ヘリベース支援用飲料水	必要数	自隊車両	—
ヘリベース支援用食料品	必要数	自隊車両	—
発動発電機	2台	自隊車両	29
コードリール	1	自隊車両	5
携行缶（20ℓ）	3	自隊車両	20
鍋（各種）	—	自隊車両	—
電気ポット	1	自隊車両	2
ガスコンロ（ボンベ含む）	1	自隊車両	—
カセットコンロ（ボンベ含む）	1	自隊車両	—
寝袋	8	自隊車両	2.5/個
マット	8	自隊車両	0.5/個

※ その他総務省消防庁の指示又は受援県が必要とするもの。

航空指揮支援隊積載資機材一覧

資機材名称	積載個数	積載方法	重量(kg)
腕章	1	輸送航空隊又は自隊車両	—
ヘリベース管理様式	一式	輸送航空隊又は自隊車両	—
ノート型パソコン	1	輸送航空隊又は自隊車両	3
タブレット	1	輸送航空隊又は自隊車両	0.8
デジタルカメラ	1	輸送航空隊又は自隊車両	0.5
ビデオカメラ	1	輸送航空隊又は自隊車両	0.5
携帯無線機（消防波）	2	輸送航空隊又は自隊車両	0.8/基
携帯無線機（航空波） 9 1	1	輸送航空隊又は自隊車両	0.5
携帯無線機（防災相互波）	1	輸送航空隊又は自隊車両	0.5
携帯無線機（ヘリテレ連絡用）	隊員分	輸送航空隊又は自隊車両	0.5/基
衛星携帯電話（ワイドスター）	1	輸送航空隊又は自隊車両	2
ハンディ GPS（ガーミン）	隊員分	輸送航空隊又は自隊車両	0.3/個
公用携帯電話	隊員分	輸送航空隊又は自隊車両	0.3/個
各種充電器	—	輸送航空隊又は自隊車両	—
個人装備（日常生活含む）	隊員分	輸送航空隊又は自隊車両	—
飲料水	隊員分	輸送航空隊又は自隊車両	—
非常用食料	隊員分	輸送航空隊又は自隊車両	—
寝袋	隊員分	輸送航空隊又は自隊車両	2.5/個
マット	隊員分	自隊車両	0.5/個

※ その他総務省消防庁の指示又は受援県が必要とするもの。

青森県防災航空隊心援出動先一覧

1 第一次出動

被災都道府県	任務	被災都道府県のへりコプター集結場所（進出拠点）までの飛行経路	燃料補給 P	総運航距離 (NM)	予定運航時間 (時分)
北海道	情報	青森空港～大間崎～室蘭～丘珠空港	無	150	1:30
		青森空港～大間崎～室蘭～石狩 HP (第二 HB)	無	155	1:33
岩手県	情報	青森空港～鹿角～花巻空港	無	82	0:50
		青森空港～鹿角～岩手県消防学校 (第二 HB)	無	71	0:43
宮城県	救助等	青森空港～鹿角～花巻～大崎～仙台空港	無	165	1:40
		青森空港～鹿角～花巻～大崎～陸上自衛隊霞目飛行場 (第二 HB)	無	165	1:40
秋田県	救助等	青森空港～大館～秋田空港	無	73	0:44
		青森空港～大館～大館能代空港 (第二 HB)	無	39	0:25
山形県	救助等	青森空港～大館～秋田～新庄～山形空港	無	147	1:29
		青森空港～大館～秋田～にかほ～庄内空港 (第二 HB)	無	126	1:16

2 出動準備

被災都道府県	任務	被災都道府県のへりコプター集結場所（進出拠点）までの飛行経路	燃料補給 P	総運航距離 (NM)	予定運航時間 (時分)
福島県		青森空港～鹿角～花巻空港～大崎～仙台～白石～福島空港	花巻空港	225	2:45

3 南海トラフ地震アクションプラン

被災都道府県	任務	被災都道府県のへりコプター集結場所（進出拠点）までの飛行経路	燃料補給P	総運航距離 (NM)	予定運航時間 (時分)
静岡県	救助等	青森空港～鹿角～花巻～大崎～仙台空港～白石～福島～東京HP～三島～富士山静岡空港	仙台空港	4 2 5	5 : 1 5
		青森空港～鹿角～花巻～大崎～仙台空港～白石～福島～東京HP～三島～航空自衛隊浜松基地（第二HB）	東京HP	4 4 6	5 : 2 8
愛知県	救助等	青森空港～庄内～新潟空港～松本～中津川～名古屋空港	新潟空港	3 8 5	4 : 2 1
三重県	救助等	青森空港～庄内～新潟空港～松本～名古屋空港～津市伊勢湾HP	新潟空港	4 2 5	5 : 1 5
		青森空港～庄内～新潟空港～松本～名古屋空港～三重交通Gスポーツの杜鈴鹿（第二HB）	名古屋空港	4 1 8	5 : 1 1
和歌山県	救助等	青森空港～庄内～新潟空港～松本～中津川～名古屋空港～松阪～尾鷲～南紀白浜空港	新潟空港	5 1 6	6 : 1 0
		青森空港～庄内～新潟空港～松本～中津川～名古屋空港～四日市～和歌山～コスモパーク加太（第二HB）	名古屋空港	4 9 7	6 : 0 0

4 首都直下地震アクションプラン

被災都道府県	任務	被災都道府県のへりコプター集結場所（進出拠点）までの飛行経路	燃料補給P	総運航距離 (NM)	予定運航時間 (時分)
東京都		青森空港～花巻～大崎～仙台空港～福島～石岡～東京消防庁多摩航空センター（立川駐屯地内）	仙台空港	3 2 9	3 : 4 8
		青森空港～花巻～大崎～仙台空港～福島～石岡～東京消防庁江東航空センター（第二HB）		3 2 5	3 : 4 5
埼玉県		青森空港～鹿角～花巻～大崎～仙台空港～福島～宇都宮～ホンダHP	仙台空港	3 1 3	3 : 3 8
		青森空港～鹿角～花巻～大崎～仙台空港～福島～宇都宮～埼玉県中央防災基地（第二HB）		3 1 3	3 : 3 8
千葉県		青森空港～鹿角～花巻空港～大崎～仙台～白石～福島空港～石岡～千葉市消防局HP	花巻空港	3 2 8	4 : 1 7
		青森空港～鹿角～花巻空港～大崎～仙台～白石～福島空港～石岡～成田空港へりコプター用SP(第二HB)	福島空港	3 1 5	4 : 0 9
神奈川県	救助等	青森空港～鹿角～花巻空港～大崎～仙台空港～白石～福島～守谷～横浜HP	仙台空港	3 4 6	3 : 5 8
		青森空港～鹿角～花巻空港～大崎～仙台空港～白石～福島～守谷～川崎ゴルフ場		3 3 2	3 : 5 0

※ HB：へりベース、HP：へりポート、SP：スポットの略。

※ 任務について、情報：情報収集、救助等；救助・救急・輸送等を示す。

※ 所要時間は、巡行速度：100kt、天候が良好で、直線ルートでの飛行で算出。

※ 所要時間に燃料補給時間、1回30分を含む。

応援出動先航空隊連絡先一覧

第一次出動及び出動準備

出動先	機関	連絡先		電話番号	FAX 番号
北海道	北海道防災航空隊	昼間	航空隊基地	[REDACTED]	[REDACTED]
		夜間			
岩手県	岩手県防災航空隊	昼間	航空隊基地	[REDACTED]	[REDACTED]
		夜間	隊長携帯	[REDACTED]	
宮城県	宮城県防災航空隊	昼間	航空隊基地	[REDACTED]	[REDACTED]
		夜間	隊長携帯	[REDACTED]	
秋田県	秋田県消防防災航空隊	昼間	航空隊基地	[REDACTED]	[REDACTED]
		夜間			
山形県	山形県消防防災航空隊	昼間	航空隊基地	[REDACTED]	[REDACTED]
		夜間	隊長携帯	[REDACTED]	
福島県 (出動準備)	福島県消防防災航空隊	昼間	航空隊基地	[REDACTED]	[REDACTED]
		夜間	隊長携帯	[REDACTED]	

南海トラフ地震アクションプラン

出動先	機関	連絡先		電話番号	FAX 番号
静岡県	静岡県消防防災航空隊	昼間	航空隊基地	[REDACTED]	[REDACTED]
		夜間	隊長携帯	[REDACTED]	
愛知県	愛知県防災航空隊	昼間	航空隊基地	[REDACTED]	[REDACTED]
		夜間			
三重県	三重県防災航空隊	昼間	航空隊基地	[REDACTED]	[REDACTED]
		夜間			
和歌山県	和歌山県防災航空隊	昼間	航空隊基地	[REDACTED]	[REDACTED]
		夜間			

首都直下地震アクションプラン

出動先	機関	連絡先		電話番号	FAX 番号
神奈川県	横浜市消防局航空消防隊	昼間	航空隊基地	[REDACTED]	[REDACTED]
		夜間			
	川崎市消防局警防部航空隊	昼間	航空隊基地	[REDACTED]	[REDACTED]
		夜間			

19 青森県防災ヘリコプター派遣職員取扱要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、青森県防災ヘリコプター等に搭乗し、救急救助活動・消火活動、防災活動等の業務に従事するため、県に派遣される市又は一部事務組合（以下「市等」という。）の職員（以下「派遣職員」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(派遣推薦書の提出)

第2条 市長又は一部事務組合管理者（以下「市長等」という。）は、職員を派遣しようとするときは、派遣推薦書（様式第1号）に掲げる必要書類を添えて、知事に提出するものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 給与等明細
- (3) 健康管理カードの写し
- (4) その他知事が必要と認める書類等

(協 議)

第3条 知事及び市長等は、前条に定める推薦書に基づき、職員の派遣及び受入れについて、協議するものとする。

(協定書の締結)

第4条 前条の協議がととのった場合には、知事及び当該市長等は、派遣職員の身分取扱等について、この要綱に従い、協定書（様式第2号）を作成し、各1通を保有するものとする。

2 派遣職員の身分取扱等について、この要綱の規定により難い特別の事情がある場合には、協定書に特別の定めができるものとする。

(派遣期間)

第5条 派遣期間は、3年とする。

ただし、必要があるときは、知事と市長等が協議の上、協定書により、これを変更することができる。

(身分及び服務)

第6条 派遣期間は、職員を派遣する市等の職員の身分及び県の職員の身分を併せ有するものとし、その服務については、県の関係規程を適用するものとする。

(分限及び懲戒)

第7条 派遣職員に対する分限及び懲戒は、知事と市長等がその都度協議して行うものとする。

(給与及び旅費)

第8条 派遣職員の特殊勤務手当（災害応急作業等手当に限る。）、時間外勤務手当、宿日直手当及び休日勤務手当は、県の関係規程により、県が負担、支給するものとする。

2 派遣職員の旅費(市等へ帰任する場合の赴任旅費は除く。)は、県の関係規程を適用し、県が負担、支給するものとする。

3 派遣職員の給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の給与等については、市等の関係規程を適用して、市等が支給するものとする。

(共済組合)

第9条 派遣職員は、市等の属する共済組合の組合員とし、地方公共団体の共済負担金は、市等が支払うものとする。

(公務災害)

第10条 派遣職員に対する公務災害の補償は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に定めるところによる。この場合の認定請求手続は知事が行い、補償費受給手続等は市長等が行うものとする。

2 派遣職員に係る地方公務員災害補償基金負担金は、市等が負担するものとする。

(勤務状況等の通知)

第11条 知事は、派遣職員の勤務状況を勤務状況通知書(様式第3号)により、毎月市長等に通知するものとする。

2 市長等は、派遣職員の昇格、昇給等身分の取扱いに関して必要な事項をその都度、知事に通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱及びこの要綱に基づく協定に定めるもののほか、当該派遣職員の身分等の取扱いについて、疑義が生じたときには、知事及び関係市長等が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

青森県知事

殿

〇〇市長 ○ ○ ○ ○ 印
(〇〇〇〇事務組合管理者 ○ ○ ○ ○)

派遣職員の推薦について

下記職員を適任と認め、推薦しますので、よろしくお取り計らいください。

記

- 1 派遣職員の職氏名
- 2 生年月日（年齢）
- 3 推薦理由
- 4 その他参考となる事項

履 歴 書

所 属	
ふ り が な 氏 名	
階 級	
現 住 所	
最 終 学 歴	年 月 日 卒業・中退
職・級・号給 給 料 月 額	職 級 号給 円
資 格 技 能	
賞 罰	

職 歴

年	月	日	

様式第 2 号

青森県防災ヘリコプター派遣職員に関する協定書

〇〇市（〇〇〇〇事務組合）から青森県に派遣する職員の身分取扱等に関し、青森県知事（以下「甲」という。）と〇〇市長（〇〇〇〇事務組合管理者）（以下「乙」という。）との間に次の事項を協定する。

第 1 条 乙は、消防事務組合消防吏員を青森県に派遣するものとする。

第 2 条 派遣期間は、年 月 日から 年 月 日までの間とする。

2 前項の期間については、甲、乙双方協議のうえ、延長し、又は短縮することができるものとする。

第 3 条 甲は、派遣職員を派遣期間中、青森県職員に併せて任命するものとする。

第 4 条 甲は、甲の関係規程により、甲の命ずる旅費（乙の職員として帰任する場合の赴任旅費を除く。）、特殊勤務手当（災害応急作業等手当に限る。）、時間外勤務手当、宿日直手当及び休日勤務手当を負担し、派遣職員に対し支給するものとする。

この場合において、時間外勤務手当及び休日勤務手当の算定の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額の算出については、乙の関係規程による給料及び甲の関係規程による特殊勤務手当の合計額を基礎として算出するものとする。

2 乙は、乙の関係規程により、派遣職員の給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の給与等を派遣職員に支給するものとする。

第 5 条 派遣職員の退職手当及び年金等は、乙が支給する。

第 6 条 派遣職員の昇任、昇格等、身分に異動が生じたときは、乙は速やかに甲に通知するものとする。

第 7 条 派遣職員の服務、勤務時間その他の勤務条件及び健康管理については、甲の規程を適用する。ただし、共済組合、職員互助会については、乙の規程を適用する。

第 8 条 派遣職員の分限及び懲戒は、甲乙双方協議の上、行うものとする。

第 9 条 派遣職員の公務災害補償は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）に定めるところによる。この場合の認定請求手続きは甲が行い、補償費受給手続等は乙が行うものとする。

2 派遣職員に係る地方公務員災害補償基金負担金は、乙が負担するものとする。

第 10 条 甲又は乙の都合により、派遣期間満了前に派遣を取り止めるときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。

第 11 条 この協定書に定めた事項に変更を要すると認めるとき、又は、疑義を生じたときは、甲、乙双方協議の上、決定するものとする。

以上の協定を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印の上、甲、乙各 1 通を保管するものとする。

年 月 日

甲 青森県知事 〇〇 〇〇

乙

様式第 3 号

第 年 月 日 号

消防本部経由

〇〇市長 〇 〇 〇 〇 殿
(〇〇〇〇事務組合管理者 〇 〇 〇 〇)

青森県知事

派遣職員の勤務状況通知書 (月 分)

下記派遣職員の勤務状況を青森県防災ヘリコプター派遣職員取扱要綱第 11 条第 1 項に基づき、下記のとおり通知します。

1 勤務状況

氏名	月	出勤	休 暇			職務 専念 義務 免除	出張	欠勤	摘 要
			年次 休暇	特別 休暇	その他 の有給 休暇				

2 その他特記すべき事項

20 青森県防災ヘリコプター連絡協議会会則

(目 的)

第1条 本会は、青森県防災ヘリコプターの円滑な運航管理を図り、本県消防防災体制の充実強化に資することを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、青森県防災ヘリコプター連絡協議会という。

(構 成)

第3条 本会は、青森県、県内40市町村及び消防の事務を処理する一部事務組合（以下「消防事務組合」という。）をもって構成する。

(事 業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

- ① 防災ヘリコプターの運航に関する協議、連絡、調整
- ② 県及び市町村が参加して行う防災ヘリコプターに関する合同訓練の協議、連絡、調整
- ③ 防災ヘリコプターの運航に要する経費のうち、防災航空隊員の人件費に係る市町村負担金の徴収
- ④ 防災航空隊員を派遣している市町村及び消防事務組合への助成
- ⑤ その他目的達成のために必要な事業

(会長、委員及び監事)

第5条 本会に、会長及び委員を置く。

2 会長は、青森県危機管理局消防保安課長をもって充てる。

3 委員は、三沢市、つがる市及び消防事務組合の次長又は消防長の次職にある者並びに青森県市長会及び青森県町村会が推薦する市町村の防災担当課長をもって充てる。

4 監事は、青森県市長会及び青森県町村会が推薦する者をもって充てる。

(会長、委員及び監事の職務)

第6条 会長は、本会を代表し、業務を総理する。

2 委員は、委員会を構成し、協議会の業務を議決し、執行する。

3 監事は、本会の業務執行状況及び会計を監査する。

(会 議)

第7条 本会の会議は、委員会とし、この会則に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 会則の改廃
- ② 事業計画及び収支予算
- ③ 事業報告及び収支決算
- ④ 第4条第3号に定める負担金の徴収方法
- ⑤ その他必要と認める事項

- 2 会議は、必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。
- 3 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 4 会議は、構成員の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 5 会議に出席できない委員は、他の者を代理人として出席させることができる。
- 6 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 会長は、軽微又は定例的な案件並びに急施を要する事項については、書面議決をもって、会議の議決に代えることができる。この場合において、書面議決は構成員の過半数をもって有効とする。

(会 計)

第8条 本会の経費は、次の収入をもってこれを支弁する。

- ① 負担金及び補助金
- ② その他の収入

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 会長は、第7条第1項の規定にかかわらず、収支予算のうち防災航空隊員の人件費の増減に伴う変更及び軽微な変更を行うことができる。

(事 務 局)

第9条 本会に事務局を置き、その庶務は青森県危機管理局消防保安課において行う。

(雑 則)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、委員会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第8条第2項の規定にかかわらず、平成6年度の会計は、平成7年1月30日から平成7年3月31日までとする。

附 則 この会則は、平成17年7月5日から施行する。

附 則 この会則は、平成18年9月22日から施行する。

附 則 この会則は、平成25年7月9日から施行する。

附 則 この会則は、平成28年7月12日から施行する。

附 則 この会則は、令和元年7月30日から施行する。

(平成7年1月30日制定)

(平成15年3月19日改正)

(平成17年7月5日改正)

(平成18年9月22日改正)

(平成25年7月9日改正)

(平成28年7月12日改正)

(令和元年7月30日改正)